

日本国際情報学会誌
2020年度 通巻 第5号

Kokusai-joho



日本国際情報学会

(目次)

発刊の言葉	-----	1
巻頭言 新たな学問の「自由」な地平を求めて ——更なる発展を(2)——	-----	2
報告論文		
自由投稿論文: Review		
米中関係とアジア太平洋の安全保障 齊藤 孝弘	-----	3
非関税措置と国際貿易の関係 実証分析に関する一考察 羽田 翔	-----	15
高レベル放射性廃棄物処分プロセスにおける社会的合意形成 —高レベル放射性廃棄物問題をめぐる社会的合意形成プロセスについての考察— 出雲 晃	-----	24
連続的な戦略的提携と集団戦略によるネットワークの形成と参入障壁の崩壊 —ジェネリック医薬品業界の事例を中心として— 広崎 心	-----	36
ゆとり教育からPISA型学力へ —小学校国語科におけるPISA型読解力— 小杉 聡	-----	48
サバイバル飯による食育の検討 —日常生活の中でできることから— 草野 純子	-----	58
研究ノート: Research Report		
国際情報から見る新型コロナ問題に内在する3つの格差と日本のあいまいな戦略の本質 符 儒徳 符 雅娜	-----	64
インドネシアにおける首都移転計画の課題に関する一考察 —他国の首都移転事例と比較して— 澤田 隆史	-----	74
タイの涅槃像 —日本の涅槃像との比較— 加藤 香須美	-----	86
メディアの中の料理の味 -「食べログ」の中の言説分析を中心として- 増子 保志	-----	94
編集後記	-----	99

発刊の言葉

日本国際情報学会 会長 近藤大博

社会科学は、その研究の歴史において、多くの先達の知恵と経験を蓄積させ現在があります。たしかに知識の積重ねと経験に支えられた研究は重要です。それらの蓄積が各学問の礎としてあります。

しかし、今日、国際化・グローバル化の波は、各学問の境界・領域・枠をいとも容易に乗り越えます。各学問の境界・領域・枠を乗り越えたかたちで、新たな問題が生じています。

各研究者は、従来の礎・専門領域に拘泥しては、新時代に、新たな問題に、対処・対応できません。

また、グローバル化は、国境を超えての研究協力、積極的な情報の受発信の機会をもたらしました。この機会を大いに活用すべきです。縦横に協働研究すべきです。研究成果を共有すべきです。

今日の社会的・公共的問題は、知識・学問と社会・政治の境目にあります。さらには従来の学問体系では対処不能・対応不能となっています。解決するためには、学際的な集団の確立と学際的な取り組み、ひいては学際的な理論的枠組みが必要となります。

つまり、21世紀の現在、社会学・経済学・歴史学・心理学・哲学等々の専門領域・枠を超えた協働研究が必要不可欠となってきたのです。

既存の考え方・方法論、既存の専門分野にとらわれることなく、幅広く研究テーマを募りたいと存じます。学際的な研究に積極的に発表の機会を与えたいと存じます。多くの方々が斬新的で視点の違う研究を競い合う場を設定したいと存じます。

日本国際情報学会は、上のような思いを密かに胸に、2002年3月に設立されました。

このたび、会員の研究を促進すべく、活動の成果を公表・公開すべく、学会誌発行を企画しました。本誌がその創刊号です。

今回発刊にあたり、多くの方々から、ご指導、ご支援を賜りました。厚く御礼申し上げます。

本誌が、広く世に迎えられ、新しい社会の創造に多少なりとも寄与できますよう、さらに学問の垣根が取り払われた研究の場として数多くの研究者に活用していただきますよう、祈念いたします。

2004年5月10日

当学会の目的の一つは、日本語で思索する全世界の同学のフォーラムを形成することです。その目的達成のためにも、従来の機関誌『国際情報研究』を刷新し、『日本国際情報学会誌』としました。新しく編集実務を担当することになった編集委員会の諸兄の尽力あつてのことです。

全世界に読者を求めるため、インターネットにて公開発行いたします。もちろん、ダウンロードしてプリントアウトすれば、通常の紙媒体の冊子と同様になります。活用願います。なお、学会論文の質の向上を目指すため査読の方式をも、今号をもって改めました。詳しくは、「投稿論文の査読について」をご覧ください。

当学会の会員層は産学官に属する人材で形成され、その研究テーマは総合社会情報研究を中心に幅広いジャンルを網羅しており、新たな学術的価値創造を可能にしています。今後、会員間のコミュニケーションをより充実させ、社会に貢献する学会活動を目指したいと存じ上げますので、よろしくご協力をお願い申し上げます。

2008年12月5日

巻頭言

新たな学問の「自由」な地平を求めて ——更なる発展を（2）——

佐々木 健

ここに『Kokusai-joho』第5号をお届けします。投稿件数や論題から言って、探究方向も問題意識も広範囲にわたる、前号にまして充実した誌面構成となりました。発刊5周年を迎え、慶賀すべきことです。

「新たな学問探究の『自由』な地平の開鑿を求めて」——これが本誌刊行にあたっての私たちの念願であり、みずからに課した使命でもあります。この「願望と希求」をずっと保持し、さらに展開させたいと願うものです。

《今日は、新たな時代の誕生の時期であることは容易に見て取ることができるでしょう。生みの苦しみ (labour) をとことん引き受け、学問探究の新たな地平を切り拓く「精神の労働」(Arbeit des Geistes) が要請されることを言うまでもありません。既存の知の区分、既成の思考の枠組みから「自由」に、思い切った「観念の冒険」(Adventure of Ideas) を存分に行うことのできる思考実験の公共的な場を確保したいと念ずるものであります。》 (創刊号巻頭言より)

* * * * *

"Health is a dynamic state of complete physical, mental, spiritual and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity."

普段なじみのない英文を掲げてしまいました。今年の前半、Covid-19のpandemicで着目されている国際機関WHOの憲章前文の一文です。(正確にいえば、憲章前文にある「健康」の定義の改正案として1998年に提出されたもの。最終的に承認され正規の定義として採択されているのか、筆者自身詳らかにしません。)今ここでは、この一文を公的国際機関の公式文章の一環としてではなく、すべての普通の人間に向けられた一つの問題提起として考えてみたい。そして、「健康」を"eudaimonia"、"happiness"と言い換えて、この一文が私たちに突きつけている問題の根本はどこにあるかを考えてみたい。

新型コロナウイルスの危機で、私たちの「身体的」、「精神的」そして「社会的」な幸福の基盤が崩れ去ろうとしているのではないか。私たちの各人が持って生まれた生来の資質(身体的、精神的な潜在可能性)を現実的に満遍なく開花させ、その資質を最も優れた立派な形で発揮できるようにするための物的、社会的な基盤はまだ未整備ではないか。また、人間はどうしてこの世に存在するのか、そしてどこに向かっているのか、私たちはこのことに暗くてただただ迷っているのではないか。自分の存在の「根拠」を認識し自覚する営みの心的基盤を拭われているのではないか。

コロナ禍が炙りだした問題状況の根本は、人間の歴史的営みにおける自然史的過程と社会史的過程との相互浸透、精神のさまざまな領域での人間活動の総体的過程、人間存在の社会的解放と精神的救済の課題、等々、こうしたさまざまな問題領域における問題や案件が、これまでのどの時期にもまして大きく、切実な緊急性をもって迫ってきているという点にあるのではないか。

報告論文
(自由投稿論文 : Review)

報告論文は審査・査読を行っておりません。

米中関係とアジア太平洋の安全保障

齊藤 孝弘
日本国際情報学会

U.S - China Relations and Asia - Pacific Security

SAITO Takahiro
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

This article analyzes that Japan's role towards the security of Japan and stability of regional order as the friction of the United States and China increases in the Asia - Pacific region. While the United States confronted the Soviet Union and the cold war structure was being built China formed alliance with the Soviet Union and secured the minimum security. However, Sino-Soviet relations gradually deteriorates, China approaches the United States. After the cold war, China will strive to expand its territory and influence with the aid of the Western countries including the United States. Rising China movement in the Asia - Pacific region is now eliminating the influence of the United States as the only superpower. Japan is striving to stabilize the order in the Asia-Pacific While pursuing new security relations with China by strengthening the alliance with the United States and promoting multilateral framework.

1.はじめに

2019 年 7 月、中国は「新時代の中国の国防」と題する 4 年ぶりの国防白書を発表した。

陸軍の兵力を減らし、海軍とロケット軍の兵力を増強させる内容である。台湾独立の動きに対しては武力放棄を約束しているわけではない。南シナ海の諸島や東シナ海の尖閣諸島は、中国固有の領土であるとして軍事要塞化を含むインフラ建設の必要性和尖閣諸島のパトロールは、法に基づく国家主権の行使であると明記している。

また、中国は、南シナ海からインド洋そして中東に至る沿岸部諸国と友好・協力関係を築き、石油をはじめとする資源の確保を目的とした港湾施設や軍事基地の建設をはじめている。

さらに、中国の主導による「一帯一路」構想を通じたインフラ投資は、中国の影響力の拡大を進めることになるだろう。

米国は中国による南シナ海諸島の領有権問題や軍事要塞化などの建設問題について、自由の航行作戦を実施するなどして中国に対する国際的規範の厳守を求め、尖閣諸島に対しては「日本の施政下であり、

日米安保条約第 5 条の適用対象範囲内である」と明言しながら、中国の対日姿勢を非難し中国の動きを牽制している。

その一方で「領土権の主権争いには関与しない」と述べていることから、米国に日米安保条約第 5 条を適応させるためには、日本が独自の尖閣諸島防衛の意思と行動が必要となる。

同年 10 月、北京の天安門広場で中国成立 70 周年祝賀大会が開かれた。習近平主席は「70 年前、中国人民はここから立ち上がった」として毛沢東主席を称えながら「香港とマカオの長期的繁栄を維持、海峽兩岸関係の平和的発展を推進し、すべての中華民族を団結させ、祖国の完全な統一の実現に向かう」と力強い演説を行っている。

2020 年 4 月、中国は、国際社会が新型コロナウイルスで混乱している中、南シナ海の西沙、南沙両島に新たな行政区を設置すると発表した。尖閣諸島に対しては、中国公船による尖閣諸島周辺領海への侵入が、常習的に繰り返され「接続水域」を航行した日数は、昨年 282 日となり 2008 年から行われている統計観測以来最高となった。

中国は米国の動きに反発を示し、力を背景とした現状変更の試みを推し進める姿勢を崩していない。

米中の軋轢が増してゆく中で、アジア太平洋地域秩序の安定に向けて日本はどのように取り組もうとしているのだろうか。

そこで本稿は、冷戦期初期から冷戦終焉を経て現在に至る米中のアジア太平洋地域における安全保障に関する動きを概観し、中国の建国から現在に至る中国の台頭の経緯を踏まえつつ、日本の安全および地域秩序の安定に向けた日本の役割について考えてみたい。

2.米国の国家戦略とアジア太平洋

2.1 米中関係と台湾問題

米国のトルーマン(Harry Truman)政権は、第二次世界大戦後間もなく、欧州を舞台にソ連をはじめとする共産主義勢力に対する封じ込め戦略を展開していた。

しかし、1949年10月、中国の建国を受けて、米国は共産勢力に対する封じ込め政策をアジア太平洋へと拡大してゆくのである。

政権内では、中国の建国により台湾へ逃れた国民政府に対する軍事援助を行うべきか争点となった。

そこで、国家安全保障会議(NSC)が開かれ、台湾不介入を正式決定したのである。いわゆる NSC48-2 である。これを受けて、トルーマン大統領による台湾不介入の正式声明が行われた。米国は中国の内政問題であるとして台湾に介入する意思がないことを明確にしたのである。

1950年1月、アチソン(Dean Acheson)米國務長官は、米国の防衛線は、日本、沖縄、フィリピンを結ぶ線と規定した。韓国と台湾は、米国の防衛対象外とする方針を明らかにしたのである。

同年6月、朝鮮戦争が勃発する。トルーマン大統領は、台湾中立化声明を行い、第7艦隊を台湾海峡へ派遣した。中国と台湾の双方による攻撃を思いとどまらせるものである。

中国は朝鮮戦争勃発の数か月前に海南島を占領した。その後、チベットへ進駐したことで、国民政府が支配している地域は、台湾、澎湖諸島、金門・馬祖を含む島々となっていた。そのため、米国は中国

が台湾を含む島々を支配するのも時間の問題であろうと予測していたのである。

11月に入ると中国義勇軍が朝鮮戦争へ参戦する。中国による朝鮮戦争介入がその後の米国の対中国政策に影響を与えるのである。

米国は1951年8月、フィリピンと相互防衛条約、翌月、オーストラリア、ニュージーランドと ANZUS 条約そして日本と安全保障条約結び、アジア太平洋地域における米国の勢力圏を防衛する意思を明確にする。

さらに、米国は朝鮮戦争の休戦協定を受けて、韓国そして台湾と相互防衛条約を結んだのである。

2.2 ベトナム戦争と米中関係

1945年9月、ホー・チ・ミン(Ho chi Minh)は、大統領としてベトナム民主共和国の独立を宣言するも植民地支配の復活を求めてきたフランスが認めず、インドシナ戦争がはじまったのである。

インドシナとは、ベトナム、ラオスそしてカンボジアを含む東南アジアの地域を示し、欧米人によって伝統的に呼ばれてきた名称であり、太平洋、南シナ海そしてインド洋に通じる要衝である。また、ゴム、石炭、鉄など多様多量の資源に豊富な地域でもある。

インドシナ戦争が長期化し戦費がかさんでゆく中で、次第にフランス軍側の敗北が明らかになってゆく。1954年7月、スイスのジュネーブでインドシナ戦争の休戦を取り決めたインドシナ休戦協定が結ばれた。

その頃、中国はチベットに政府を樹立し、チベット条約発効以後、断続的にインドと国境線をめぐって小競り合いを繰り返しつつ、中国の志願兵なる軍隊をインドネシアに送り、反徒を鎮圧するスカルノ(Sutan Sukarno)大統領を支援していた。

アイゼンハワー政権内の誰もが共産主義者にインドシナを明け渡すことは米国の国益を大きく損なうものと認識していた。アジアで中国が影響力を拡大することを封じ込めることが重要であると考えていたのである。

1955年10月、米国は、ゴ・ジン・ジウム(Ngo Dinh Diem)氏を南ベトナムの大統領に据え、インドシナ

休戦協定に定められていた南北ベトナム統一選挙を拒否し、ベトナムは内戦状態へと向かうのである。いわゆるベトナム戦争である。第2次インドシナ戦争と呼ぶ場合もある。

ケネディ(John Kennedy)政権は、東南アジア地域での共産主義に対する懸念が高まっていく中で、ベトナムへの介入を推し進めた。ケネディ大統領が暗殺されたことによって昇格したジョンソン(Lyndon Johnson) 大統領は、米軍が一定地域で直接戦闘に従事する局地戦争への拡大を決定し、中国とも本格的な戦争に突入する事態や北ベトナム支援のためソ連が現実的に関与せざるを得なくなる事態を憂慮しつつ、北ベトナムへの爆撃を開始した。

ジョンソン政権は、当初、和平交渉に応じさせる意図で、北爆を開始したため、北ベトナムへの侵攻は承認せず、北ベトナムに対しては空爆を目標と限定した。米軍の投下した爆弾の量は、第2次世界大戦時の量を越え、次第にベトナムでの内戦は国際戦争へと拡大していったのである。

1968年3月に入りジョンソン大統領は、テレビ演説で北爆の部分停止と北ベトナムへの和平交渉を呼びかけ、選挙戦への再出馬辞退を表明した。翌月、黒人指導者キング(Martin King Jr)牧師が暗殺され米国内が騒然としてゆく中で、ベトナム戦争の收拾はニクソン(Richard Nixon)大統領にゆだねられたのである。

ニクソン政権は、ベトナム戦争の終結とその前提としての米中和解を追求していた。キッシンジャー(Henry Kissinger)補佐官の秘密訪中をきっかけに、1972年2月、ニクソン大統領による中国訪問が実現した。

ニクソン大統領は、毛主席、周恩来首相との首脳会談を経て、米中両国による上海コミュニケを発表した。

中華人民共和国は中国の唯一の合法政府である。台湾は中国のひとつの省であり、はやくから祖国に返還されている。台湾解放は中国の内政問題であって、他国には干渉する権利がない。

米国は台湾海峡両側のすべての中国人がみな中国はひとつであり、台湾は中国の一部であると考えていることを認識した。米国はこの立場に異議を申し

立てないと声明を行ったのである。

その一方で、ニクソン大統領はソ連を訪問し、戦略核ミサイルなどの制限に関する第一次戦略攻撃兵器制限暫定協定(SALT - 1)と弾道弾迎撃ミサイル(ABM)制限条約に調印する。米ソ両大国による主導権の確認に改めて努めたのであった。

米国は中ソ両国と関係改善に努めながら、結果的に米中がソ連に対抗するという構図が形成されてゆくのである。

2.3 米中国交正常化とソ連の崩壊

1978年12月、カーター(James Carter)大統領は、毛主席の亡き後、中国の最高実力者となった鄧小平と共に、国交樹立に関するコミュニケを発表する。

米国は中国を唯一の合法政府として認めて正式な外交関係を宣言したのである。米台相互防衛条約は規定に従い、1980年1月1日で失効することとなり、台湾に駐留していた米軍は撤退した。

また、カーター政権は、中国に貿易上の最恵国待遇を与え、海上船舶、民間航空機の定期便就航など協定を結んだ。中国は国際通貨基金(IMF)そして世界銀行に加盟したことにより、国際金融システムへ参加することとなった。

レーガン(Ronald Reagan)政権に入ると、これまでソ連など共産圏と同じ組に属していた対中輸出管理が見直され、中国がグラマン社やロッキード社との共同開発を行うことが可能となった。

また、レーガン政権は米国の台湾に関する立場を変えないことを明確にしながら、米国のサンフランシスコで「蔣経国伝」の著者であるヘンリー・リュウの殺害事件をきっかけに、蔣経国下の台湾に民主化を促すのである。

台湾に民進党が結成され民主化が進むことは、外省人、本省人、中国との統一を望む人、そして独立を望む人など対立、摩擦を乗り越える策でもある。

1989年6月、北京の天安門広場で民主化デモが発生する。中国は武力で民主化デモの鎮圧を行なったことにより多数の死傷者を出した。いわゆる天安門事件である。

ブッシュ(George .W. Bush) 大統領は、天安門事件を受けて中国との軍事協力関係を凍結する。人権問

題に触れながらも、貿易上の最恵国待遇は否決することなく継続された。

翌年発表したブッシュ政権による国家安全保障戦略の報告書は、中国が経済改革の道を再び歩み始めることができるかどうかについて、中国が世界とのつながりを強化できるかにかかっていると指摘している。

米国は同年7月にヒューストンで行われた G-7 会合の中で、中国向けの融資再開を明らかにした。米国は、クウェートに侵攻したイラクに対する国際的合意を得るため国連安保理の常任理事国として拒否権をもつ中国の協力を必要としていた背景がある。

翌年12月、ソ連が崩壊する。国際社会におけるソ連の経済的、軍事的衰退は避けられなくなった。

ソ連崩壊による冷戦終焉という国際社会の変化は、米中両国にとって共通の敵の存在が消滅したことを意味すると同時に、アジア太平洋における新たな国家関係の構築を迫ったのである。

2.4 冷戦の終焉と新たな米中関係の模索

1993年1月、大統領に就任したクリントン(William Clinton)は、翌年5月、中国への最恵国待遇の更新問題と中国国内の人権問題を切り離すことを決定した。

その後公表された国家安全保障戦略の報告書は、冷戦後の国家安全保障戦略として封じ込め戦略に代わる関与戦略を提唱している。敵対国を排除することなく、米国が関与し政治、経済そして社会など多面的な関係を強化し、敵対国の体制そのものを変化させていこうとするものである。

中国との経済関係を強化し、経済発展を促して中国国内の中流層を拡大することによって中国の民主化を実現させてゆくという期待があった。

中国の民主化への期待は、クリントン政権に入ってからのものではない。遡れば、1949年7月に米国の国務省が公表した「中国白書」の中で中国共産党の民主化への可能性について言及されている。

米中関係は、アヘン戦争直後の1844年に調印された米清間の望厦条約を端緒として以来、相互の人的交流と好感情を維持してきた。そもそも、米国からすれば、中国の共産党は、農地改革者としての活動組織であるという見方もあり、1949年10月まで中

国共産党と社会主義者陣営と結びつくことはないだろうと思われていた側面もあった。

冷戦終焉以降、米国は中国経済を世界経済へと導き、経済的統合を支援する動きを加速化させてゆくのである。同時に両国経済の依存が深まれば、次第に政治的対立も縮小してゆくものと期待された。

しかしながら、1995年7月、中国は台湾独立の動きをけん制し台湾沖にミサイル発射による軍事演習を行った。台湾海峡危機の勃発である。冷戦終焉以降、中国と経済関係が好調であっても中国と台湾の問題は依然として残っていることが明らかになった。

米中両国が、にらみ合う関係になりながらも、クリントン政権は、米国の経済界から中国と強い経済関係を望む声を背景に次第に歩み寄りを見せ始め、1997年10月、江沢民主席と共に、健全で安定した米中関係が両国民の利益に合致するとして21世紀の平和と繁栄に向けて建設的戦略的パートナーシップの確立に合意した。

翌年6月、米国の大統領として天安門事件以来9年ぶりに訪中を果たし、対中関係は改善の兆しを見せるのである。

クリントン大統領から政権を引き継いだブッシュ(George Bush)大統領は、中国との関係を戦略的競争相手と位置付けた。

しかし、米国での同時多発テロに対する米国の対テロ対策遂行に中国が重要なパートナーとなることで米中関係は良好な関係へと動きだしたのである。

2005年9月、ゼーリック(Robert Zoellick)国務副長官は、中国に対して責任ある利益共有者であることを求め、中国が平和的台頭を掲げるのにふさわしい行動とるよう演説を行い、対中政策の基本方針としたのである。

2.5 核心的利益と米中関係

2009年11月、オバマ(Barack Obama)大統領は中国を訪問する。両首脳による共同声明の中で「相互の核心的利益を尊重することが米中関係の着実な進展にとって極めて重要であることに合意した」という一文が盛り込まれた。

核心的利益という言葉は、中国の主権を守るうえで一切の妥協を許さない、他国の関与を許さないと

いう意味合いを持つ。今回の共同声明の中で、台湾や独立運動が続くチベット、新疆ウイグルの両自治区は中国の核心的利益であると明記された。

翌年 2 月、オバマ政権は国家安全保障戦略の指針となる「4 年毎の国防戦略見直し」を発表した。

中国の軍事力の近代化に警戒しながら、引き続き積極的な関与政策を行う必要性を指摘している。

中国の軍事力の近代化は、米国によって示された概念である、接近防止・領域拒否(A2/AD)戦略を実施するための軍事能力の向上にも見られる。たとえば、弾道ミサイルや巡航ミサイル開発そして潜水艦などの海上戦力の増強である。

中国の軍事能力は、台湾周辺海域を含む西太平洋地域など紛争の可能性のある地域への米軍によるアクセスが阻まれる事態を現実的に想定される段階に入ってきているのである。

2010 年 7 月、クリントン(Hillary Clinton)国務長官は ASEAN 地域フォーラム(ARF)の会合で、米国は南シナ海での海洋公共財への自由なアクセス、航海の自由そして国際法の厳守は国益であると演説を行い、3 か月後に開かれた日米外相会談では、尖閣諸島が日米安保条約の適用対象となる見解を示した。

2012 年 1 月、オバマ大統領は新国防戦略方針を発表した。米国の戦略的利益があるアジア太平洋地域で米軍が効率よく優位を確保することを目的とするリバランス政策を明記した。その背景には、地域大国としての中国の台頭が、米国の経済および安全保障に影響を与えると認識していることにある。同時に、アジア太平洋の同盟国、友好国との関係を強化しながら中国の危険な行動を抑止しつつ、協力を模索するものである。

米国によるリバランス政策は、インド洋をペルシャ湾と太平洋の中間地点として扱うのではなく、インド洋を太平洋に組み入れ、新たな地域概念の下、インド太平洋地域として秩序維持への取り組むものである⁽⁴⁾。アジア太平洋地域の安全保障の要としてのインド太平洋なのである。

2.6 トランプ政権と対中政策変遷への動き

トランプ(Donald Trump)大統領は就任して間もなく、中国を排除する環太平洋経済連携協(TPP)の枠

組みからの離脱を表明した。そして 2017 年 4 月、習主席と初の米中首脳会談を米国のフロリダで行った。

首脳会談を終えたトランプ大統領と習主席は北朝鮮の核は深刻であるという認識で一致しながらも、トランプ大統領は、東、南シナ海で国際規範を守る重要性を指摘し、東シナ海の尖閣諸島周辺で公船を航行させている中国をけん制した。また、南シナ海の軍事拠点化を進めないとした習主席の過去の発言を守るように求めた。

習主席は中国と台湾は不可分の領土とする「ひとつの中国」原則を踏まえた米歴代政権の対中政策を堅持するよう求めたのである。

同年 12 月、トランプ政権は、米国の国家安全保障戦略報告書を発表した。同報告書は、中国は秩序の再構築を試みている修正主義国家であり、戦略的競争相手であると指摘しながら、インド太平洋地域で影響力を強めていると危機感を示したものとなっている。

そこで、アジア太平洋地域の不可欠な同盟国である日本の強い指導力を歓迎するとして日本が主導している「自由で開かれたインド太平洋」戦略が、米国の国益に合致するとして歓迎、アジア太平洋地域の大国であるインド、オーストラリアを加えた 4 か国の連携に意欲を示した。

また、中国の不公正な貿易の是正を指摘し対抗してゆく姿勢を明らかにしている。

2018 年 10 月、米国のペンス(Mike Pence)副大統領による対中国政策に関する演説が行われた。

米国が中国の経済発展を支援し、国際秩序に取り込もうとした従来の関与戦略から米国の国益と価値にとって好ましい形での中国との共存という状態を目指すべきだとする外交戦略の見直しへの脱却を宣言したものである。この共存には競争と協力が含まれ、中国とこれからも関係を維持してゆくことが前提にある。競争を通じて好ましい条件を確保して行こうとする狙いがある。

第二次大戦以降、ソ連を含め、GDP が米国の 60% に達した国はなかった。2014 年にこのレベルに達した中国は、購買力平価(PPP)では、米国の GDP を約 25% 上回っている。

中国の知的財産権の保護強化策や国有企業に対す

る巨額の補助金などの優遇策是正そして米国との合意内容順守に関して対立する米中関係は、経済的相互依存関係を深めながら、軍事的競合関係を高めている。

米国は、自由の航行作戦の実施や台湾外交支援法の成立など、直接中国に対して現状維持を求める姿勢をとりながら、その一方で、米国はユーラシア大陸での圧倒的な立場を獲得しようと台頭が著しい中国との衝突を避けるため「自由で開かれたインド太平洋」戦略という多国間の均衡勢力にたよる戦略を採用した。いわゆる、オフショア・balancing戦略である⁽²⁾。

レイン(Christopher Layne)は「米国が安全保障の役割を放棄した場合に備え、地域大国は多国間安全保障体制を構築し、自国の安全保障確保に向けて動き始めている」と分析している。同戦略は、米国が安全保障に関して責任を負う同盟国や友好国と責任を共有するというよりも、むしろ、それぞれの同盟国や友好国に武器の売却や軍事演習など協力関係を密にしながら、その責任を転嫁させてゆくものである。

アジア太平洋地域で最も強力な国家となった中国が、米国に挑戦してくることは自然なことであるとしながら、中国の台頭により、日本やインドが中国に脅威を抱くようになることで、オフショア・balancing戦略が機能すると推測している。

さらに、レインは米国の致命的な国益が絡む問題には介入する必要があるため引き続き強力な軍事力の維持を主張している。

だが、同戦略に対して自己防衛努力を迫られる同盟国が、必ずしも米国の国益となる防衛努力をするかどうかは定かではないとする意見もある⁽³⁾。

近年、米国内には中国は敵ではない。トランプ政権による対中政策は国益にならないとした意見が見られる⁽⁴⁾。

米国は民主主義国であるため、国内でいまひとつ意見の一致が見られないのは当然である。米国による対中政策が集中的に行われなため、資源の不足分を補う意味での多国間の均衡勢力にたよる戦略という意味合いもある。

米国と冷戦時代のソ連そして現在の中国との関係が、明らかに異なるため比較することは難しい。

しかしながら、中国による台頭の仕方次第では、米国内の一致が見られる可能性があるだろう。

3.中国の台頭とアジア太平洋

3.1 中国の建国と中ソ関係

1949 年 10 月、中国が建国された。翌年 2 月、中国はソ連と「中ソ友好同盟相互援助条約」を結ぶのである。日本または日本と結託するその他の国の侵略、平和の破壊を防止するため、あらゆる必要な措置をとることが約束された共産主義陣営による同盟条約である。

間もなく勃発した朝鮮戦争への中国の参加は、共産主義陣営の最前線に立った者としてソ連の高い評価を得た。米国とソ連の両大国による核軍事競争が展開される中、中国はソ連との同盟関係を構築したことで、最低限の安全保障を確保したのである。

1953 年 3 月、スターリン(Dzhughashvili Stalin)首相死後、党の責任者となったフルシチョフ(sergeyevich Khrushchev)第 1 書記は、1956 年 2 月に開かれた第 20 回ソ連共産党大会でスターリン個人崇高への批判を行い、世界初の人工衛星に打ち上げ成功と射程距離 5500km 以上に分類される大陸間弾道ミサイル(ICBM)の開発というソ連の技術進歩を背景に、米国との首脳会談など平和共存の路線を打ち出すのである。

中国からすれば、ソ連による米帝国主義との平和共存路線は、国際共産主義運動の枠を外れたものであり許されるものではない。

同年 4 月に毛主席が行った「十大関係論」は、中国独自の社会主義建設路線を唱えたものであった。

同年 9 月に行われた第 8 回中国共産党全国代表大会は、毛主席の主唱する中国独自の大躍進という社会主義建設路線を決定するのである。

中ソ両国関係の対立が徐々に深まってゆく中で、1960 年 7 月、ソ連は中国の経済分野に関する援助を停止し、中国に派遣していた技術者を帰国させた。ソ連が技術協定を破棄し、原爆のサンプルを中国に供与しなかったことが、中ソ両国関係が対立に進展した主な原因の一つである。

ソ連は、1963 年 8 月、米国、英国と部分的核実験停止条約(PTBT)を結ぶ。ソ連が PTBT を結んだこと

で中ソ対立は一層悪化してゆく。翌年 10 月、中国が新疆ウイグル自治区ロプノールにおいて最初の核実験を成功させるのである。

3.2 ベトナム戦争と中ソ関係

ベトナム戦争が内戦から国際規模へと拡大しつつある中で、毛主席は、米国人ジャーナリスであるエドガー・スノー(Edgar Snow)氏との談話を通じて中国がベトナムへ介入しないことと米中の衝突発生を避けたいというメッセージをホワイトハウスに送った⁹⁾。

毛主席は、対米警戒を続ける一方、一三陵ダム会議以来、検討していたソ連を潜在的敵国と見なす戦略に着手しようとした背景がある。

だが、中国が懸念していた米軍による北爆が開始されたため、毛主席は、ソ連との同盟関係を利用するのである。

毛主席は、米国に対抗する中国側の武器は中ソ同盟条約であり、米国に中国と衝突することは、中ソ両国との全面戦争、すなわち世界戦争を意味することを示めようと、中国各地で中ソ友好同盟相互援助条約の調印 15 周年の記念式典を開催するのである。

ソ連は、ベトナム戦争を利用しながら、中国領内にソ連と共同基地をつくることを提案する。中国はソ連勢力の拡大につながるとして拒否している。

また、コスイギン(Nikolaevich Kosygin)首相は北朝鮮を訪問し、北朝鮮への軍事援助を提供する協定を結ぶ。ソ連の北朝鮮への関与は、中国の盟友を中国から引き離す作用として働く一方、中国が恐れるインドシナと朝鮮半島という 2 つの隣接地域における戦争拡大を阻止する事実上の要因にもなった。

1965 年 6 月、第 2 回アジア・アフリカ会議(バンドン会議)をめぐって中ソが対立し、ソ連のドブナ核科学研究所にいた中国人科学者 47 人の帰国を決定した。わずかながら残っていた軍事技術面での協力関係もこれですべて解消した。

中ソ両国は、ベトナム戦争をめぐって米国の軍事的脅威に対して協力しつつ、対立の度合いを深めていった。

そして、1969 年 3 月、中ソ国境警備隊によるダマンスキー島の領有をめぐって武力衝突事件が勃発し

たことで、ソ連による中国に対する脅威が現実なものとなるのである。

3.3 米国との国交正常化と中国の国内改革

ニクソン大統領による訪中によって米中関係の和解に糸口がつけられ、1979 年 1 月、米中両国は国交を樹立する。

中国にとって米国との関係改善は、日本や西欧と関係強化に寄与しソ連の脅威を低減させた。中国にとって安定した地域秩序は、自国の経済成長に欠かせない。米国との国交正常化は中国の改革と投資を促し、中国の近代化に貢献してゆくことになる。

1980 年 4 月、中国はソ連との同盟関係を破棄する。その一方で、外資導入、経済特別区の設置という大胆な対外開放政策を推進するのである。経済援助、投資など受け入れないとする従来の原則を大転換させる決定であった。中国開放経済の象徴である経済特別区は、同年 8 月に開かれた第 5 期全国人民代表大会の決議を受けて、広東省、福建省、上海および山東省など沿海地域を中心に拡大してゆくのである。

3.4 江沢民政権と中国の対外政策

ソ連の崩壊後間もなく、江総書記の指導下、中国は領海法を制定する。この法律は、台湾をはじめ、南シナ海、東シナ海にある島嶼を「中国の領土」と規定したものである。

1993 年 3 月に開かれた第 8 期全国人民代表大会を経て、江総書記は、国家主席に就任する。江主席は市場経済を公に認め、鄧小平路線を継承することを明らかにする。また、中国の経済成長に伴い、石油の消費量が急増したため、1993 年に入ると石油の輸出国から輸入国へと転じた。中国の目覚ましい経済成長を支えるためには、エネルギーが必要である。海外資源の安定した確保が中国外交の重要な戦略となる。そこで、中国は積極的にエネルギー外交を展開するのである。

中国が輸入する石油の大半は、中東とアフリカからのものでインド洋からマラッカ海峡を通過し、大連港、青島港、浙江港など 9 か所に船舶によって運ばれる。中国の沿岸地域は、マラッカ海峡までであり、中国がホルムズ海峡へ向かうには、インド洋を

経てアラビア海を通過しなければならない。いわゆる、中国にとっては外洋となる。中国は、パキスタン、バングラデッシュ、ミャンマー、タイそしてカンボジア各国と協力関係を構築し港湾施設や軍用基地の確保を目指すのである。いわゆる真珠の首飾り戦略である。

1995 年 6 月、台湾海峡危機が勃発する。中国は地下核実験や台湾海峡で軍事演習およびミサイルの発射実験を行い、台湾海峡を封鎖し沿岸部の管理能力を示したのである。

その一方で、中国は核不拡散防止条約(NPT)への正式加盟を果たし、国連総会で採択された包括的核実験禁止条約(CTBT)への署名、その他 ARF への参加、上海協力機構(SCO)の設立など多国間の枠組みを受け入れる動きを見せるのである。

3.5 胡錦濤政権と中国の権益拡大への動き

2002 年 11 月、第 16 回中国共産党全国大会が開かれ、胡錦濤が党総書記に任命された。

先進国と近隣諸国との協力なしには経済成長は成り立たない。そこで比較的安定した国際環境の中で経済発展に専念することを内容とする国家戦略方針が示されたのである。

翌年 3 月に開かれた第 10 期全国人民代表大会を経て胡総書記は国家主席に就任する。

胡政権は、2004 年に入ると 90 年代半ばに「戦略的パートナーシップ」関係を樹立したロシアとの間で、長年懸案であった中ロ国境画定問題を解決し、世界の多極化と国際新秩序の構築を推進するとの認識を共有する関係へと深化させてゆくのである。

また、翌年 4 月、中国の温家宝首相がインドを訪問し「戦略的パートナーシップ」関係を樹立する。

そして 2008 年 12 月、はじめて中国海軍が、国連平和維持活動の一環としてソマリヤ沖アデン湾の海賊対策の第 1 次部隊として参加するのである。

翌年 7 月、胡主席は、中国の在外大使会議において「堅持韜光養晦 積極有所作為」と外交政策を打ち出し積極的な外交姿勢へと方向転換を示した。

中国は、近隣諸国との協力関係構築を目指す一方で、人民のナショナリズムの勃興と国内の貧富格差や共産党体制への不満などの社会的矛盾への対抗策

として対外政策を拡張してゆく動きを見せはじめるのである。

2012 年 9 月、中国海軍初の空母「遼寧」が就役する。国産の J-15 艦載機を用いたパイロット育成や同艦における発着艦訓練などを渤海や黄海で継続して行うようになる。先進国や周辺諸国と関係を深化させる一方で、アジア太平洋地域において自国の主張を強めはじめるのである。

3.6 習近平政権と勢力圏形成への動き

胡政権を引き継いだ習政権は、2013 年 11 月、尖閣諸島の日本領空を含む東シナ海上空に防空識別圏を設定する。そして 2014 年に入ると南シナ海の岩礁を埋め立て、軍事要塞化を図っていることが明らかになる。

習主席は、2015 年 4 月に開かれたバンドン会議の首脳会議で「公平かつ公正、寛容な国際経済と金融体制の建設を推進し、発展途上国のために良好な外部環境をつくる」と演説を行い、非同盟や内政不干渉を旨としたかつてのバンドン精神を再び発揚して新たな形の国際関係を構築するとも訴えた。米国がアジア太平洋地域で日本などと結んでいる同盟関係に対抗し、中国中心の安全保障体制構築を目指す意味がある。中国は 2014 年の時点で、67 の国家と戦略的パートナーシップ関係を構築している⁶⁾。

翌年 12 月に入ると、中国初の国産空母の船体と艦橋がほぼ完成していることが明らかになった。習主席が国策として掲げる「海洋強国」の一環である。

「海洋強国」建設には、東シナ海から、海上防衛ラインである第 1 列島線を突破して第 2 次列島線まで進出することと、さらに西太平洋を越えて、インド洋に進出することが重要であるとしている。

第 1 次、第 2 次列島線は、1980 年代、鄧主席の指示により打ち立てられた国防概念である。中国にとって海洋における主権や権益の維持と確保に向けた妥協は許されない。そのため、中国による米国をはじめ他国の軍事的影響威力を可能な限り排除することを目的とする A2/AD 能力は、一層高められてゆくことだろう。

2017 年 5 月、北京で「一带一路」構想会議が開かれた。約 130 か国の代表を集めた国際会議となった。

中国を拠点に陸路と海上の 2 つのルートで現代版のシルクロード経済圏の構築を目指すものである。この構想から得られる影響力は、中国の力による現状変更を進める動きを後押しし、米国の勢力圏の範囲を制限することにつながるようになるかもしれない。

翌年 3 月開かれた第 12 期全国人民代表大会は、国家主席などの任期撤廃を含む憲法改正案を採択した。習主席は、中国国内の法規制を厳しく取り締まる一方で、自己権力の強化を図ったのである。

2020 年 2 月、中国共産党は政治局常務委員会で積極的な広報外交を展開することを承諾し、同年 5 月に開かれた第 13 期全国人民代表大会は、香港への国家安全法制導入する方針を決定した。李克強首相は「米中はお互いの核心的利益を尊重すべきだ」と全人代閉幕後の記者会見で発言している。

トランプ大統領は、中国の動きを受けて香港の特別優遇措置の廃止方針を表明した。

中国の自信を背景としたものと思われる一連の動きは、平和的台頭を掲げ、責任ある大国として歩み始めようとしているものなのだろうか。

仮に、米国が中国にアジア太平洋地域の勢力圏を譲り渡し、中国が台頭し続けてゆくとすれば、世界秩序も権威主義へと傾斜して行く可能性は高くなるだろう。

ジェニファー・リンド(Jennifer Lind)は「中国は経済圏、軍事領域において影響力を拡大している」と指摘しながら「アジア太平洋諸国は、権威主義国家である中国の地域覇権を受け入れるのか決めなければならない。特に、中国に対抗できる能力を持つ日本は重要な選択に直面している。中国の地域覇権を認めるわけにはいかないとするならば、日本は安全保障を見直す必要がある」と主張する⁹⁾。アジア太平洋の秩序安定に向けた日本の役割はどうあるべきなのだろうか。

4. 日本の安全保障とアジア太平洋

4.1 日本の独立と経済外交

1951 年 9 月、吉田内閣は中ソを除外し、米国その他 48 か国の連合国との間でサンフランシスコ講和条約に調印した。日本は独立を回復しその後、安全保障の要となる米国との安全保障条約を結ぶのであ

る。西側諸国の一員として自動的に冷戦構造の中に組み込まれる形で、国際社会に復帰したのである

1957 年に発行された外交青書は、日本の外交の基本原則として国連中心とともに、アジア諸国との関係重視、経済外交を行うことについて記されている。

1960 年 1 月、日米両国は日米安全保障条約を調印した。これは 1952 年 4 月に発効した日米安保条約を改定したものである。新条約は、米国による日本の防衛義務を明記すると同時に、在日米軍およびその基地への攻撃があった場合には、日本の自衛隊が守ることによってかろうじて双務性を持たせ、事前協議制度の導入によって米軍の行動に日本の主権を行使できる形を一応整えたものである。経済協力条項設けて日米関係の多様性を強調し条約期限も加えられた。アジア太平洋地域における安全保障環境の変化が背景にある。

1964 年に入ると、日本は経済協力開発機構(OECD)加盟を実現し先進国の仲間入りを果たした。1966 年にはアジア開発銀行を発足させた。そして 1968 年、日本は西ドイツを抜いて西側第 2 位の経済大国になる。

日本は米国との同盟下、円借款を中心としながら、アジア諸国に対する戦後賠償を背景に経済外交をアジア外交の基軸としてゆくのである。

4.2 日中国交正常化と経済外交の進展

1972 年 9 月、日中両国政府は共同声明を発表する。戦後の日中外交関係は共同声明により正常化した。その最大の要因は米中和解である。

日中両国政府は 1978 年 8 月、共同声明の第 8 項に従い、日中平和友好条約を調印した。中国の国内改革も手伝って、大平内閣の下、政府は政府開発援助(ODA)の一環として中国への第 1 次円借款計画を発表する。日本の経済を主体とする経済外交が本格化してゆくのである。中曽根政権下、第 2 次円借款の供与が決定され、おおむね順調に進んでいた日中関係は、天安門事件によって停滞する。

天安門事件後、中国国内情勢が安定化するにつれ、日本は対中制裁解除に向けて動きだし、閣僚の相互訪問が再開するのである。

4.3 冷戦後における日中関係と経済外交

1992年4月、江総書記が日中国交正常化20周年を迎えるために日本を訪問した。

そして同年10月、天皇、皇后両陛下が初めて中国を公式訪問したのである。日中間のハイレベルな相互訪問は、日中間で停滞した関係を改善し、天安門事件で国際的に孤立状態にあった中国を脱却させる要因となった。

2001年に就任した小泉首相は、任期中、靖国参拝を繰り返し、1990年代に入り反日教育を強めていた中国で反日デモが起きるのである。両国閣僚の相互訪問が途絶え、政治関係が冷え込んだ。しかし、ODAが引き続き行われ貿易額は増えていることから「政冷経熱」と揶揄された。

2006年9月に就任した安倍首相は、翌月中国を訪問する。翌年4月、温首相が日本を訪問したことで、再び日中間の首脳相互訪問が開始され「政冷経熱」と揶揄された日中関係は改善してゆく。

そして胡主席が2008年5月に来日し、福田首相と共に、未来志向の戦略的互惠関係を進める方針を盛り込んだ第4の文書と呼ばれる共同文書に署名するのである。

両国間の政治対立がありながらも、経済関係が両国の関係を支えていたのである。

4.4 尖閣諸島問題と日中関係

2010年9月、沖縄県の尖閣諸島沖で中国漁船が海上保安庁の巡視船に衝突してきた。中国漁船の船長が逮捕されると、尖閣諸島の領有権を主張する中国はレアアースの対日輸出を規制するなど強硬な姿勢を示すのである。

2010年は中国による米国債の保有高が日本を抜いて1位となり、中国のGDPが日本のGDPを上回り、世界第2位の経済大国になった年である。

米国は、尖閣諸島に対して「日本の施政下であり、日米安保条約第5条の適用対象範囲内である」と明言しつつ、その一方「領土権の主権争いには関与しない」と述べ中立的立場をとる。これは有事においては5条を適応するものの、平時の場合は日中間の問題であり、米国は介入しないということである。有事の場合とは、たとえば、日本が自衛艦に海上警

備行動を発令し、中国海軍との間に軍事衝突が起こった場合が想定される。現在、中国は米国の介入を避けたいと考えているため、中国漁船などによる挑発を繰り返している。

しかし、仮に、尖閣諸島が中国の施政下に置かれてしまった場合、米国は尖閣諸島防衛には介入できないことになる。日本は、軍事力行使を辞さずという決意を持ち合わせ行動しなければ、自国の領土である沖縄県尖閣諸島は守れないのである。

2014年5月、安倍内閣は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の第2次報告書の提出を受けて協議を重ね、2015年9月、国会は新安保法制を採択した。個別的自衛権の行使のみを認める従来の政府憲法解釈を越えて限定的でありながらも、集団的自衛権の行使を認めた。日米同盟の強化を可能にし、抑止力を高める措置をとったのである。

習主席は、2017年10月に行われた第19回中国共産党全国代表大会（19全大会）の中で、米国と並び立つ強国となる長期構想を表明する。自由や民主主義を柱とする米国主導の国際秩序とは別に、中国の価値観が認められる独自の勢力圏の確立を目指すのである。習主席は、平和発展の道を強調し永遠に覇権は唱えないとしながら、正当な国益を決して放棄しないと改めて強調し、強国としてふさわしい世界一流の軍隊を持つことを明らかにしたのである。

勢力圏とは、自国の影響力にある地域で他国が服従するか、支配的影響力を行使できる空間を意味する。伝統的に大国は、周辺国に対して自国の国境と周辺海域を尊重するように求め、他の大国にもこれに敬意を払うように求めてきた。

翌月、安倍首相は、米国のトランプ大統領と5回目となる日米首脳会談を日本で開催した。安倍首相が2016年8月にケニアで開かれたアフリカ開発会議（TICAD）で提唱し、インドそしてオーストラリアと連携している「自由で開かれたインド太平洋」戦略を米国と共に推進することで合意した。

4.5 経済外交の終焉と日中新時代への萌芽

2018年10月、安倍首相は日本の首相として公式に中国を訪問し、習主席と日中関係を新時代へと発

展させるための新原則を確認した。

安倍首相は「新たな時代にふさわしい新たな次元の日中協力の在り方について、胸襟を開いて議論したい」と北京の人民大会堂で開かれた日中平和友好条約の締結 40 周年を祝う式典であいさつを行った。同時に、中国への ODA 終了にも言及した。2010 年以來、日中の GDP 格差は広がり、日本の GDP の倍以上達成した中国の経済力が理由である。

李首相は「両国関係は正しい軌道に戻りつつある。安定を保ち新たに発展させる」と述べ、中国が提唱している「一帯一路」構想に関して日本側と第 3 国での協力を推進したいと意欲を示したのである。

同年 12 月、習主席は、北京で開かれた改革、開放政策の 40 周年記念大会で「共産党指導の下、中国の発展はいかなる国の脅威にならず、永遠に覇権は唱えない」と平和的台頭をアピールした。昨年 10 月に行った 19 全大会で、世界一流の軍隊を持つという強国宣言が米国主導の国際秩序への挑戦と受け止められたことに対する中国脅威論の払拭を図る狙いもあったものと思われる。

翌年 1 月、安倍首相は、外交安全保障の基軸は日米同盟であるとしながら、平和と繁栄を基盤とするこのビジョンを共有するすべての国々と「自由で開かれたインド太平洋」を築き上げてゆくとする施政方針演説を行っている。

そして同年 3 月に行われた参院予算委員会の質疑の中で、中国の「一帯一路」構想への対応を問われたのに対し、安倍首相は「開放性、透明性、経済性、対象国の財政健全性の 4 つの条件を取り入れているのであれば、協力してゆく」と発言し、さらに「自由で開かれたインド太平洋」構想は「一帯一路」構想など他国の政策に対抗するために進めているものではない。賛同してもらえるのであれば、中国を含めいずれの国とも協力する」と返答している。

4.6 アジア太平洋地域秩序の安定と日本の役割

安倍政権が提唱した「自由で開かれたインド太平洋」戦略は、2019 年 3 月以降、「自由で開かれたインド太平洋」構想と呼称を変えながらも、法の支配、経済的繁栄の追求そして平和と安定が本質にある。

日本の自衛隊は「自由で開かれたインド太平洋」

構想の下、米国そしてインド、オーストラリアを交えた軍事演習や、ベトナム、フィリピン、インドネシア、シンガポールそしてスリランカなどインド太平洋沿岸諸国を訪問し軍事的交流を深めている。インド太平洋沿岸諸国から人権や民主主義を押し付けない姿勢が受け入れられている要因である。

日本は、アジア太平洋地域に領土を保有する英国やフランスの参加も促しており、米国は英国やフランスの参加を歓迎している。

米国は、中国の力による現状変更を試みる動きに対して、自由の航行作戦と共に日本の自衛隊や周辺諸国との軍事演習の機会を増し、同盟国や友好国への兵器輸出を行うことで対応している。

日本は、米国と同盟強化を図りつつ、米国の力を少しでも効率的、効果的に進める環境をつくりながら、周辺諸国と多国間協力関係を深化させ、アジア太平洋地域秩序の安定に努め、日本の存在感を高めているのである。

さらに、2019 年 5 月、河野外務大臣と中国の王毅外相らとの会談の中で日本側から中国側へ外務、防衛担当閣僚会合 (2 プラス 2) を提案したことが明らかになった。

日本と多国間協力関係を深めている国々が中国に対して日本と同様な距離感を持っているわけではない。日本からの 2 プラス 2 提案を中国が受け入れ、一層密な関係が構築できれば、中国とインドやオーストラリアそして東南アジア諸国との異なる距離感も日中の新たな関係枠組みにより安定したものにしてゆくことができるだろう。

だが、気になるのは米国である。1972 年、ニクソン大統領による中国への電撃訪問に見られるような米国の振る舞いが、再び行われる可能性も否定できない。ややもすれば、米国と中国が戦略的にアジア太平洋地域を取り仕切る可能性も否定できないのである。日本が中国と 2 プラス 2 関係を構築し、中国を絡めることで衝撃を和らげることができると思われる。

中国側からすれば、米国との対立関係を考慮し日本と関係を密にすることで、米国との対立関係によって生じた不足分を日本から補うことが可能となる。

中国は米国の勢力圏の限界を明確にするかのよう

に挑戦し続けるだろう。米国は、長期的な視点から中国への対応を見極めてゆくだろう。そして日本は、米中対立によって生じた空白を埋めるかのように自国の安全保障と地域の安定に動き出してゆくだろう。

冷戦下、日米、日中、米中のそれぞれの2か国間がプラスの方向へ進むことは、日米中の3か国関係にとってプラスになることを意味していた。

上海コミュニケは、米中の両国がアジア太平洋地域で覇権を求めないことを誓っている。米中が共に支配することのないアジア太平洋の地域秩序安定に向けた日本の役割に期待したい。

5. おわりに

米国はソ連と対峙し冷戦構造が構築されてゆく中で、中国の建国、朝鮮戦争そしてベトナム戦争を経ながらも、米中両国はどこかで絆を取りもどそうと機会をうかがってきた。ニクソン政権以降、中国との関係改善に努め、国交正常化を果たし、経済関係を構築してきた。そしてクリントン政権時、台湾海峡危機が起こりながらも、中国を管理できると考えていた。トランプ政権に入り、中国に関与してゆくことを重視するあまり譲歩を優先していた戦略から競争と協調のバランスを考えながら、中国との共存を図る戦略に変化しつつある。また、米国は中国に対して現状維持を求めながら、米国にとって影響力の低下を招くことにつながる可能性のある多国間の枠組みへの参加を表明している。

中国は建国以来、現在に至るまでの中国の台頭を可能にした安全保障への取り組みは、建国後間もなく、ソ連と同盟関係を構築したことから始まる。中ソ関係が、徐々に悪化して行く中で、米国に接近しながら、鄧主席指導の下、建国以来、求めてきた領土の確保と影響力の拡大そのための国力の向上を目指すのである。江政権後半から胡政権にかけて戦略的パートナーシップ関係樹立や多国間の枠組みという準同盟関係の組織への参加を受け入れるようになる。これは、同盟関係のように厳格な条件で縛られるものではない。現在アジア太平洋地域において、中国が台頭へと邁進する動きは、唯一の超大国である米国の勢力圏を排除するものとなっている。

日本は、米国との同盟関係の強化と多国間の枠組

みである「自由で開かれたインド太平洋」構想を進め、中国との新たな安全保障関係を模索しつつ、アジア太平洋の秩序安定に努めるものとなっている。

注

- (1) Michael Auslin, "From Hub to Hinge," P. Dombrowski and A. Winner, eds., *The Indian Ocean and U.S. Grand Strategy*, (Washington D.C: Georgetown University Press, 2014), p. 139.
- (2) Christopher Layne, "Offshore Balancing Revisited," *The Washington Quarterly* 25:2 (summer .2002).
- (3) コリ・シェイク 「揺るがされるアメリカの同盟ネットワーク」『フォーリン・アフェアーズ・ジャパン』2017年1月号、38-46頁。
- (4) Taylor Fravel, Stapleton Roy, Michael Swaine, Susan Thornton and Ezra Vogel, "China is not the enemy," *The Washington Post*, July 4, 2019, A17.
- (5) 朱建榮「毛沢東のベトナム戦争」『中央公論』1995年12月号、140-156頁。
- (6) Liu Ruonan and Liu Feng, "Contending Ideas on China's Non-Alliance Strategy," *The Chinese Journal of International Politics*, Vol.10, no .2, 2017.
- (7) ジェニファー・リンド 「中国が支配するアジアを受け入れるのか」『フォーリン・アフェアーズ・ジャパン』2018年3月号、6-17頁。

参考文献

- 五十嵐武士『日米関係と東アジア』東京大学出版会、1999年3月
 菊池昌典、袴田茂樹、宍戸寛、矢吹晋『中ソ対立』有斐閣、1976年9月
 鈴木宗男『閣権力の執行人』講談社、2006年1月
 永井陽之助『冷戦の起源』中央公論者、1991年9月
 細谷千博『日本外交の座標』中公叢書、1979年7月
 Robert Sutter, *U.S.-Chinese Relations*, (New York: Rowman & Littlefield, 2010).

非関税措置と国際貿易の関係

実証分析に関する一考察

羽田 翔
日本大学法学部

A Review of Statistics and Empirical Analyses on Non-Tariff Measures

HANEDA Sho
College of Law, Nihon University

The purpose of this paper is to reacknowledge the importance of the use of appropriate econometric method and statistics in empirical analyses on the effect of Non-Tariff Measures on international trade. The paper finds that there is measurement error issues regarding Non-Tariff Measures. As a policy implication, it should be noted that HS classification and firm-level product classifications need to be harmonized.

1. はじめに

世界の平均関税率は過去20年間で着実に低下し、2018年現在では約2.5%まで下落している¹。その一方で、関税障壁 (Tariff Barrier) 以外の貿易障壁 (Trade Barrier) が増加しており、その中でも非関税措置 (Non-Tariff Measures) の増加が懸念されている。非関税措置とは、貿易量・額またはその両方に経済的効果を与える潜在的な可能性がある、関税以外の政策的措置である (UNCTAD and the WTO 2018)。この非関税措置が、近年の貿易障壁増加の主な要因となっている (Kinzius et al. 2019)。

また、イギリスの欧州連合 (European Union: EU) 離脱、アメリカと中国の貿易戦争、そして危機下における保護貿易主義への加速など、世界では保護主義の動きが再度広まりつつある (Tella and Rodrik 2019)。一般的に、経済学においては自由貿易の利益が主張され続けているが、近年では理論的分析に加え、実証的にもその効果を明らかにした上で政策決定を行う必要があるとされている。その1つの考え方が「EBPM」である。

証拠に基づく政策立案 (Evidence Based Policy Making: EBPM) とは“政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した

うえで合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとする” (内閣府ウェブページ) とされている。そのため、正確な実証分析手法の採用及び適切な統計の使用が必要不可欠となる。

本論文の目的は、非関税措置に関するEBPMにとって重要となる実証分析の手法について概観し、より正確な政策評価のためには適した計量経済学的分析手法及び適切な統計が採用される必要があることを再確認することである。

本論文の構成は以下の通りである。第2節では世界の多角的通商体制における非関税措置の意義と分類に関して説明を行う。第3節では実証分析の基礎となる理論分析について概観し、第4節では実証分析の手法及び使用される統計について説明し、問題点を明らかにする。第5節において本論文の議論をまとめる。

2. WTO体制における非関税措置

2.1 WTOと非関税措置

現在まで、自由貿易を推進するための自由貿易体制の中心的役割を担ってきたのが世界貿易機構 (World Trade Organization: WTO) である。WTOは第二次世界大戦後に制定された関税及び貿易に関する一般協定 (General Agreement on Tariffs and Trade:

¹ 世界銀行、World Development Indicators 2019の数値を参考。

GATT) の後身であり、1995 年に設立された国際機関である。WTO 協定の基本理念は貿易障壁の削減と無差別原則であり、最恵国待遇原則 (Most Favored Nation Treatment: MFN) と内国民待遇原則 (National Treatment) を基本としている。

まず、最恵国待遇原則は、“他の締結国の産品を相互に等しく扱うべきことを意味する” (小寺 2000; p13)。次に、内国民待遇原則であるが、“国内産品と外国産品を等しく扱うべきことを意味する” (小寺 2000; p13)。この 2 つが無差別原則の中心であった。

次に、貿易障壁の削減であるが、GATT 設立当初は第二次世界大戦後の世界経済成長を自由貿易によって促進させるために工業品の「関税削減」を進めてきた。しかし、貿易取引が複雑化するにつれて関税以外の要因が貿易障壁となり始め、さらに WTO の努力によって関税率が低下してきたため、関税障壁以外の貿易の阻害要因である非関税障壁 (Non-Tariff Barriers) の削減に議論が進むこととなった。この非関税障壁には物理的距離や文化的要因から、政策的措置が含まれる。本分析では、この政策的措置である非関税措置についての議論を進める。

2.2 非関税措置の分類

非関税措置に関する分類は多くの先行研究によって提示されているが、現在国際的に最も整備された分類としては国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD) の非関税措置分類が挙げられる。UNCTAD の分類において非関税措置は表 1 のようにまとめられている。

まず、本分類は A から P までのアルファベットにより分類されており、A から O までが輸入時の非関税措置、P が輸出時の非関税措置とされている。また、輸入側の非関税措置は貿易財の技術的要因と技術的要因以外に分けられている。現在の非関税措置は特に衛生植物検疫措置 (Sanitary and Phytosanitary measures: SPS)、貿易の技術的障壁 (Technical Barrier to Trade: TBT)、そして輸出関連の措置に集中しており、特定の分野において特に非関税措置削減が必要な状況となっている (UNCTAD and the WTO 2018)。本統計では各国の関連法を確認し「輸入・輸出」に

表 1 非関税障壁の分類

Imports	Technical measures	A SANITARY AND PHYTOSANITARY MEASURES B TECHNICAL BARRIERS TO TRADE C PRE-SHIPMENT INSPECTION AND OTHER FORMALITIES
	Non technical measures	D CONTINGENT TRADE-PROTECTIVE MEASURES E NON-AUTOMATIC LICENSING, QUOTAS, PROHIBITIONS AND QUANTITY-CONTROL MEASURES OTHER THAN FOR SPS OR TBT REASONS F PRICE-CONTROL MEASURES, INCLUDING ADDITIONAL TAXES AND CHARGES G FINANCE MEASURES H MEASURES AFFECTING COMPETITION I TRADE-RELATED INVESTMENT MEASURES J DISTRIBUTION RESTRICTIONS K RESTRICTIONS ON POST-SALES SERVICES L SUBSIDIES (EXCLUDING EXPORT SUBSIDIES UNDER P7) M GOVERNMENT PROCUREMENT RESTRICTIONS N INTELLECTUAL PROPERTY O RULES OF ORIGIN
	Exports	P EXPORT-RELATED MEASURES

出所：UNCTAD and the WTO (2018)より引用。

間する条文が含まれている場合に非関税措置と判断され、各項目に振り分けられている。さらに、本統計は貿易財の分類にも対応しており、国際的に統一された分類である Harmonized Commodity Description and Coding System (HS)の 6 桁分類によってまとめられている。つまり、実証分析においてはこの HS6 桁分類を基準とすることで UNCTAD の非関税措置データベースを採用可能となる。また、本分類をさらに別の概念によって解釈する必要がある。

UNCTAD の非関税措置分類とは別に、非関税措置が「国境 (Border)」で影響するのか、又は「国境手前 (Behind-the-Border)」で影響するのか、という概念が存在する。国境で効力が発生する非関税措置とは、貿易を行う際に国境を越える段階で作用する措置であり、国境を超える段階で問題となるものである。一方、国境手前で影響する非関税措置とは、製品の技術的問題を解決するために事前に製品の規格を変更したり、製品の安全性に関して事前に認証を受ける必要があるなど、国境を超える前に調整が必要である項目を指している (Ederington and Ruta 2016)。

さらに、経済学の考えを引用することで、可変費

用・固定費用という枠組みにおいて非関税措置を分類することも可能である。Melitz (2003)が提示した企業の輸出行動に関するモデルにおいて、輸出企業は輸出の可変費用・固定費用に直面しており、この輸出の固定費用を支払ってでも利潤を獲得できる「生産性(効率性)の高い」企業が輸出を行うとされている。つまり、非関税措置の性質として、製品の技術的問題とその他、そして時間軸として国境と国境以前、そして経済学的な概念として可変費用・固定費用という分類が存在することになる。重要な点として、実証分析の目的に応じてこれらのうちの分類を採用するかを考慮する必要があることが挙げられる。次に、非関税措置が貿易に与える影響を実証的に分析する際の仮説設定に必要な理論モデルに関して説明する。

3. 非関税措置に関する理論的分析

3.1 貿易のグラビティモデル

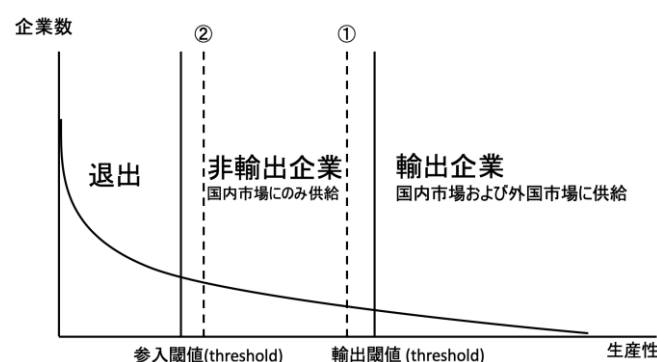
国レベル、産業レベル、財レベルの実証分析において広く採用されているのが貿易の重力モデル(Gravity model of international trade)である。本項では、この貿易の重力モデルの基本的な概念について説明する。まず、貿易の重力モデルはニュートンの万有引力の法則を、2 国間の貿易取引の決定要因を分析するための理論として経済学的にモデル化させたものである。2 つの物質が引き寄せ合う力を貿易量・額とし、これらは2 国間の物理的距離と両国の経済的規模によって決定されるとしている。2 国間の物理的距離が離れるほど貿易量・額は減少し、この要素が貿易の阻害要因、つまり貿易費用として考えられている。そのため、この点を利用し、非関税措置の変数をこの貿易費用に組み込むことで実証分析の仮説設定が可能となる²。しかし、この貿易の重力モデルはあくまでも国、産業、財を対象としており、貿易の当事者である「企業」の要素を取り入れることが困難であった。そのため、企業の輸出行動を説明するためのモデルが必要となり、新々貿易理論において理論化されることとなった。

² 詳細は Yotov et al. (2016)を参照。

3.2 企業の輸出行動

国際貿易理論は、時代背景によってその主な対象を変化させてきた。国を対象とした伝統的貿易理論、産業を対象とした新貿易理論、そして企業を対象とした新々貿易理論が最新の分野となる(石瀬 2012)。ここからは、企業の輸出行動に関する分析を可能とした Melitz (2003)と Helpman et al. (2004)のモデルについて説明する。Melitz (2003)モデルは独占的競争モデルに輸出の可変費用と固定費用の概念を導入することで、この固定費用を支払えるだけの生産性(効率性)を有している企業のみが輸出市場へ参入できることを理論的に明らかにしている。ここでの可変費用は関税や輸送費用などであり、固定費用は市場調査、販売経路の確保、製品の技術的調整、知的財産権の保護などが当てはまる。この可変費用・固定費用に非関税措置の要素を取り入れることで実証分析における仮説設定が可能となる。

図1 企業の輸出行動と貿易自由化



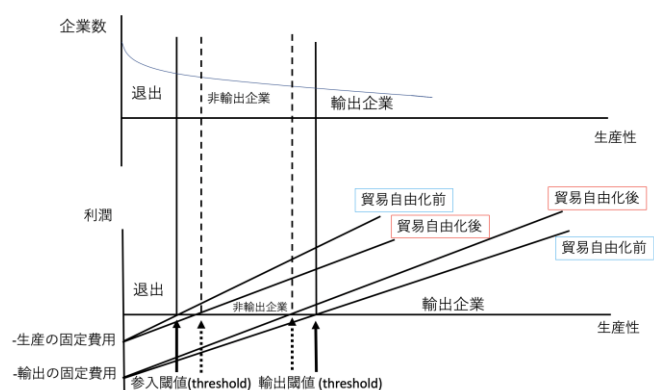
出所：Melitz (2003)を参考に筆者作成

図1は Melitz モデルにおける企業の生産性と輸出行動の関係を表している。縦軸が企業数、横軸は生産性の水準であり、累積分布関数が描かれている。国内生産と輸出市場を開始するためにはそれぞれ最低限必要な生産性の水準(閾値)が決まっており、輸出閾値以上の水準を有する企業が輸出を開始することとなる。また、2 国間の貿易を自由化した場合、以下のように影響を受ける。まず国内市場に関しては、輸入製品との競合により、自由化前よりも参入閾値が高まり、結果として退出する企業が発生する。一方、貿易自由化により輸出閾値は低下するため、

輸出を行う企業は増加する。最終的に、より非効率な企業からより効率的な企業へ生産要素が再配分されるため、産業全体の効率性は高まる。これが Melitz (2003)モデルが導出した自由貿易の利益である。

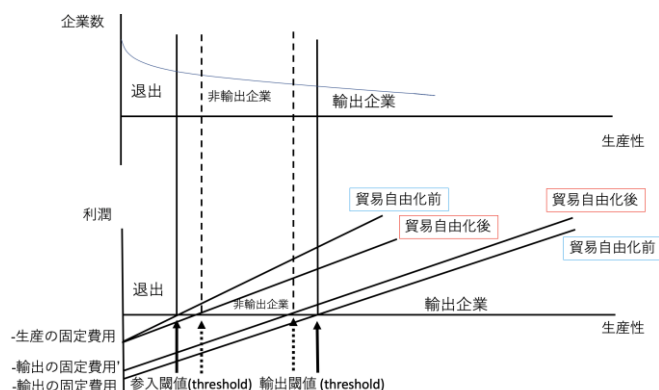
次に、この自由貿易の利益を別の図によって説明しているのが Helpman et al. (2004)である。彼らは、企業の利潤曲線を使用することで、参入閾値と輸出閾値の決定プロセスを図解している。

図 2 貿易自由化の利益（可変費用）



出所：Melitz (2003)・Helpman et al. (2004)を参考に筆者作成

図 3 貿易自由化の利益（固定費用）



出所：Melitz (2003)・Helpman et al. (2004)を参考に筆者作成

図 2 及び図 3 は、図 1 に Helpman et al. (2004)が説明する利潤曲線を組み込んだものである。どちらの図も貿易自由化前後の企業の利潤曲線が描かれており、生産性が低い場合はそれぞれ固定費用分の赤字が発生することとなる。そして、正の利潤が得られるだけの効率性を有している企業は国内生産、又は

輸出を開始する。ここで重要な点は、可変費用・固定費用が削減されることで産業全体の効率性が高まる点である。可変費用の削減は利潤曲線の傾きの変化で表され、固定費用の削減は利潤曲線のシフトによって表される。非関税措置は可変費用・固定費用のどちらにも影響するが、多くの研究では関税削減を通じたこの可変費用削減を自由貿易化と考え分析を進めているのが現状である。この原因は、非関税措置を数値化することの困難性にあるため、非関税措置の数値化手法の開発が急務となっている。

次節では、これらの理論・モデルを使用し、どのような実証分析が行われているかを確認する。

4. 非関税措置に関する実証的分析

4.1 分析の対象

(1) 貿易財

伝統的に、貿易障壁と国際貿易の関係性については貿易財に関する統計を使用することで実証的な分析が進められてきている。一般的には、貿易量・額、品目数などが貿易障壁によってどのように影響を受けるかという点が注目され続けている。近年では、貿易財を擬似的に企業として扱うことで、新規の貿易（貿易の外延（Extensive margins of trade））と既存の貿易の変化（貿易の内延（Intensive margins of trade））を分析する研究も増加している（Chaney 2008）。また、非関税措置と貿易開始確率及び撤退確率の関係性などについても実証的な分析が進められている（羽田 2020）。

これらの研究で使用される統計の多くは国連コムトレードデータベース（UN Comtrade Database）であり、その中でも非関税措置データが基準としている HS6 桁分類は世界全体で統一されているため特に採用されている。HS 分類は世界税関機構（World Customs Organizations: WCO）が開発した輸入関税品目分類であり、1992 年から約 5 年に一度改訂が行われている。世界共通である 6 桁分類は部（Section）、類（Chapter）、項（Heading）、号（Subheading）の 4 階層から構成されている（熊倉 2011）。また、国ごとにより詳細な分類を採用しており、例えばアメリカは Harmonized Tariff Schedule (HTS) 10 桁分類、ヨーロッパは Combined Nomenclature (CN) 8 桁分類、

中国と韓国は HS10 桁分類を採用している。日本は財務省貿易統計において HS9 桁分類が採用されており、より詳細な分析が可能となっている。また、財務省貿易統計においては輸送方法別、税関別などの貿易統計がそろっているため、目的に応じた実証分析が可能となっている。

貿易財の分析は広く行われてきているが、問題点は、貿易財の分析では本当の意味での企業の輸出開始行動は確認できない点である。財務省貿易統計や国連コムトレードデータを使用した分析では、あくまでも「擬似的」に企業の行動を分析しているため、企業統計を使用したより正確な分析も進められている。

(2) 輸出企業

貿易財の分析と同様に、企業の輸出行動の分析に関しても各国の企業・事業所統計（個票統計）を使用した実証分析が進められている（Navaretti et al. 2018、小橋 2019）。貿易統計からでは輸出企業が直面する非関税障壁と輸出行動の関係性を正確に分析することは困難であるため、企業又は事業所統計を使用したより詳細な実証分析が行われている。実証分析の手法に関しては後述するが、本項ではその実証分析に使用される政府統計について概観し、実証分析における問題点を説明する。

日本における企業の輸出行動に関する実証分析においては主に 3 つの政府統計が使用されている。1 つ目の統計は工業統計調査（Census of Manufacturer）である。工業統計調査は経済産業省によって年 1 回行われているアンケート調査であり、1909 年から全国の事業所を対象に継続的に調査が行われている。調査の根拠法令は統計法であり、4 人以上の事業所と 3 人以下の事業所に分けて調査が行われている。2019 年においては 198,846 事業所を対象に調査を行っており、回収率も 95.2% と高いため、日本企業の輸出行動を実証的に分析するための統計としては適していると考えられる。本統計は事業所の名称、所在地、産業、従業員数、各費用、製品の出荷額、出荷額に占める直接輸出の割合などの変数を含んでいるため、企業の異質性をコントロールした上で輸出行動の決定要因などの実証分析を行うことが可能で

ある（経済産業省ウェブページ）。しかし、工業統計調査に関しては「事業所」統計であるため、同一企業の中で複数の工場を有しており、かつその工場が全て輸出を行っていた場合、輸出行動に関して過大評価をしてしまう可能性が存在する。その問題を解消するために使用されるのが 2 つ目の統計である。

企業活動基本調査（Basic Survey of Japanese Business Structure and Activities）は企業統計であり、多角化・組織化する企業の経済活動をより包括的に捉えるために経済産業省によって行われている調査である。本調査は統計法を根拠法令として 1992 年から行われており、対象の業種における事業所を有する従業員数 50 人以上かつ資本金又は出資金額が 3,000 万円以上の会社全数を対象にしている。2019 年の調査では 37,528 社を対象に調査を行い、回収率は 83.5% となっている。本統計は工業統計とは異なり企業統計であるため、工業統計と類似した変数に加えて親会社・子会社・関連会社の状況なども含まれている。加えて、外部委託や研究開発、そして地域別の貿易取引の状況なども含まれているため、事業統計と比較するとより詳細な実証分析が可能となる（経済産業省ウェブページ）。しかし、グループや関連会社が多い場合はすべての要素が含まれてしまうため、企業行動としては範囲が広すぎてしまうため、扱いに注意する必要がある。

3 つ目の統計は海外事業活動基本調査（Survey of Overseas Business Activities）である。本調査も統計法を根拠法令として経済産業省によって行われており、対象は毎年 3 月末時点で現地法人を海外に有する日本企業であり、金融業・保険業、そして不動産業は除かれている。2019 年の調査では 11,872 社が対象であり、回収率は 73.4% であった。本企業統計の特徴は、海外現地法人の情報を含んでいる点である。工業統計調査及び企業活動基本調査に関しては、輸出行動に関する情報は含まれていたが、現地法人に関する情報は含んでいなかったため、「企業の国際化」や海外事業の規模などは把握することが困難であった（経済産業省ウェブページ）。しかし、本統計と接合することで、国内外の状況をコントロールした上で輸出企業の行動を実証的に分析することが可能となっている。

これらの政府統計を使用し、非関税措置が企業の輸出行動に与える影響に関する実証分析が進められている。例えば、非関税措置が輸出開始の確率や企業の輸出規模にどのような影響を与えているかという問題や（小橋 2019）、非関税措置が本当に産業内の企業数や当該産業の効率性を決定する要因となっているのか（Navaretti et al. 2018）、などといった分析が行われている。しかし、これらの研究はいくつかの問題を含んでいる。

ここでの問題点は、輸出企業が直面する非関税措置の変数が測定誤差（Measurement error）になっている可能性である。UNCTAD が提供する非関税措置データは HS 分類によって分類されているため、工業統計調査、企業活動基本調査、そして海外事業活動基本調査などの製品分類とは一致しておらず、企業が非関税措置に直面しているかを正確に把握できていない可能性が高い。そのため、産業又は国レベルの変数として扱う必要があり、現状では企業レベルの変数としては正確には使用できていないと考える。

4.2 統計的手法の問題

貿易政策・非関税措置が貿易及び輸出企業の行動に与える影響に関しては分析が進んでいるが、政策評価に関してはいくつかの注意点が存在する。以下では、その問題点と対処法に関して説明する。

(1) 因果関係

政策評価や EBPM を行うためには、実証分析における因果関係（Causality）の特定が重要となる。そこで、政策導入の効果を確認するために使用されるのが差分の差分方程式（Difference-in-Difference: DID）である。本手法は、ある政策の導入から影響を受けるグループと影響を受けないグループを対象とし、影響を受ける変数について政策導入前後の変化を確認することで、純粋な政策導入の効果を確認する手法である。ここで重要となるのが、政策導入以外の要素が 2 つのグループで大きく異なっていた場合、影響を受ける変数がグループの属性によって変化したのか、それとも政策導入によって変化したかを判断できなくなってしまう。そこで、できる限

り同じ属性のサンプルを選択するために、傾向スコアマッチング（Propensity Score Matching: PSM）と合わせて DID を行う必要がある。

(2) 内生性の問題

政策評価のための実証的な分析において深刻な問題となる恐れがあるのが内生性（Endogeneity）の問題である。一般的に、計量経済学において説明変数（Independent variable）と誤差項（Error term）が相関している場合、内生性があると定義している。この問題には、欠落変数（Omitted variable）、測定誤差、同時性（Simultaneity）、サンプルセレクションバイアス（Sample selection bias）が存在する。

1 点目の欠落変数の問題とは、最小二乗法（Ordinary Least Squares: OLS）による推定を行う場合に、欠落した変数が推定にとって重要な要素であり、かつ説明変数と相関していた場合、誤差項と説明変数が相関してしまう。そのため、推定結果は偏ってしまい、間違った解釈をしてしまう可能性がある（Wooldridge 2009）。現在ではこの問題を解消するために、固定効果を含んだプーリング OLS（Pooled OLS）が使用される傾向にある。

2 点目の測定誤差の問題であるが、ある要素を完全に説明できる変数が存在しない場合、その変数は目的の要素といくらかの誤差を含んでしまうことになる。結果として推定において説明変数と誤差項が相関してしまい、結果が偏ってしまうこととなる（Wooldridge 2009）。

3 点目に、同時性の問題が存在する。同時性の問題とは、被説明変（Dependent variable）と説明変数が、何かの経済メカニズムなどによって同時に決定されている状況である。この場合、説明変数は被説明変数からも影響を受けてしまい、結果的に説明変数と誤差項に相関が発生してしまう（Wooldridge 2009）。

4 点目はサンプルセレクションバイアスである。もし分析の対象が「ランダム（Random）」に選定されていない場合、内生性の問題が発生する可能性がある。例えば、データ入手の可能性や、特定のサンプルを恣意的に選択してしまった場合にこの問題が発生し、クロスセクションデータ（Cross-section data）

とパネルデータ (Panel data) においてよく確認される問題である (Wooldridge 2009)。これらの内生性の問題を解消するために、いくつかの対応方法が提示されており、当該分野でも多くの先行研究において採用されている。以下では、操作変数法とランダム化対照実験について説明する。

(3) 操作変数法

ある実証分析において、説明変数が内生変数であった場合、操作変数法 (Instrumental variable approach) によって問題を解消する必要がある。操作変数とは、内生変数とは強く相関しているが、誤差項とは無相関であるような変数であり、この操作変数を推定に用いることで内生性の問題が解消することとなる。通常は 2 段階最小二乗法 (2-Stage Least-Squares: 2SLS) を使用することで推定を行う (Wooldridge 2009)。例えば、学歴が所得に与える影響などを分析する際、親の学歴などを操作変数とすることで内生性の問題を解消している。しかし、財レベルの非関税措置の操作変数を採することは困難であり、今後の発展が望まれる分野となっている。

(4) ランダム化対照実験

ランダム化対照実験 (Randomized Controlled Trial: RCT) は、元々は医薬品開発などの分野で使用されている手法である。RCT は同じ属性のグループを無作為に 2 つに分け、片方のグループのみ何かの条件を変化させることで、その条件の変化が分析対象に与える効果を計測する手法である。例えば、輸出開始を検討している同規模の企業群を 2 グループに分け、片方のみに輸出手続きの研修を受けさせることで、本介入が輸出開始確率に影響を与えるかを分析することが可能となる (陸その他 2020)。本手法においては DID の手法も導入されており、複合的な分析手法と言える。結果として、本手法により、内生性の問題を解消することが可能となる (Kim et al. 2018)。

注意点としては、全ての内生性の問題を同時に解決する手法は存在しないため、実証分析の設定に応じて対処する必要がある。最後に、今後の実証分析の発展可能性について議論する。

4.3 実証分析における問題点

非関税措置と貿易の関係に関する実証分析において主な問題となるのが非関税措置のデータである。その中でも、本項では特に測定誤差の問題について議論する。

まず、UNCTAD の非関税措置データであるが、対象となる財は HS6 桁分類で特定はされているものの、どの財が該当するかという判断はあくまでも人為的である。そのため、測定誤差の問題が生じている可能性がある。この問題を解決するためには、該当する法令によって直接的に影響を受けた財を特定し、当該財を HS6 桁分類によって表記するという二段階の方法が必要となると考える。

次に、非関税措置の「度合い」に関してである。現在のデータでは非関税措置の有無については確認できるが、各国における当該法令の重要度は反映されておらず、重み付けが不完全な状況である。さらに、特に TBT や SPS に関しては、2 国間で同じ基準を採用している場合があり、実質的に影響は無いが統計上は非関税措置が存在していることになっている場合がある。これらの点も改善されるべきであり、再考が必要となると考える。

最後に、既に指摘した点であるが、企業統計と貿易統計の接合が必要であると考えられる。非関税措置データは貿易財分類によって整理されているが、企業統計における製品分類は HS 分類とは一致しておらず、公式なコンバート表も存在していない。そのため、両者の結合が必要不可欠であると考えられる。現実的には、HS6 桁分類は国際的に共通化しているため、各国の企業統計における製品分類と貿易分類の結合が必要となると考える。例えば、工業統計調査に関して、製品分類は 6 桁分類であるがその内容は HS6 桁分類とは大きく異なっている。しかし、各項目の接合に関しては専門的な判断が必要となるため、産業ごとに両分類の接合を進めていくことが現実的であると考えられる。

政策的インプリケーションとして、これらの測定誤差、さらには内生性の問題を解決するためにも、各統計の質向上及び統計間の接合に関して、国内外での協力が必要不可欠であると考えられる。

5. 結びにかえて

本論文では、貿易政策において非関税措置の重要性が増しており、EBPM のためにもより正確な実証分析が必要であることを明らかにした。

分析手法に関しては、貿易財を対象とした分析と企業統を対象とした分析を概観し、分析テーマに適した手法が必要であることを再確認した。また、統計に関しては貿易財と企業統計の特性について説明し、ここでも分析対象によって適切な統計を選択することが重要であることを確認した。さらに、各統計と非関税措置データの接合に関して、測定誤差の可能性を指摘した。そのため、内生性の問題を解消する必要があり、これを今後の課題として取り組みたい。

最後に、政策的インプリケーションとして、EBPM にとって重要となる内生性の問題を解決するためには、各統計の質的向上、そして各統計分類の接合に関して、国内外での協力が必要不可欠であることを示した。

参考文献

日本語文献

- 石瀬寛和 (2012) 「国際貿易論の近年の進展：異質的企業の貿易行動に関する理論と実証」『IMES Discussion Paper Series』、2012-J-10、日本銀行研究所、1-57 ページ。
- 小寺彰 (2000) 「WTO 体制の法構造」東京大学出版会。
- 小橋文子 (2019) 「非関税措置と企業の輸出行動」『RIETI Discussion Paper Series』、19-J-044、経済産業研究所、1-29 ページ。
- 熊倉正修 (2011) 「第 1 章 Comtrade データの特徴と使用上の留意点」野田・黒子編『国際貿易データを基礎とした貿易指数と国際比較・分析』、アジア経済研究所。
- 羽田翔 (2020) 「貿易取引継続期間の決定要因分析：財差別化と非関税障壁を中心に」『経済集志』、第 89 巻 3 号、日本大学経済学部、243-259 ページ。
- 陸亦群、前野高章、安田知絵、羽田翔 (2020) 「現代開発経済入門」、文眞堂。

英語文献

- Chaney, T. (2008). Distorted Gravity: The Intensive and Extensive Margins of International Trade. *American Economic Review*, 98(4), pp.1707–1721.
- Ederington, J. and Ruta, M. (2016). Non-Tariff Measures and the World Trading System. *Policy Research Working Paper*, No.7661, pp.1-89.
- Helpman, E. Melitz, M. J. and Yeaple S. R. (2004). Export Versus FDI with Heterogeneous Firms. *American Economic Review*, 94 (1), pp.300-316.
- Kim, Y. R., Todo, Y., Shimamoto, D. and Matous, P. (2018). Are seminars on export promotion effective? Evidence from a randomised controlled trial, *The World Economy*, 41 (11), pp.2954-2982.
- Kinzius, L., Sandkamp, A. N. and Yalcin, E. (2018). Trade Protection and the Role of Non-Tariff Barriers. *CESifo Working Paper Series*, 7419, pp.1-41.
- Melitz, M. J. (2003). The Impact of Trade on Intra-Industry Reallocations and Aggregate Industry Productivity, *Econometrica*, 71, 6, pp.1695-1725.
- Navaretti, G. B., Felice, G., Forlani, E. and Garella, P. (2018). Non-tariff measures and competitiveness. *DEVELOPMENT STUDIES WORKING PAPERS*, No.438, pp.1-39.
- Tella, R. D. and Rodrik, D. (2019). LABOR MARKET SHOCKS AND THE DEMAND FOR TRADE PROTECTION: EVIDENCE FROM ONLINE SURVEYS. *NBER WORKING PAPER SERIES*, No.25705, pp1-37.
- UNCTAD and the World Bank (2018). *The Unseen Impact of Non-Tariff Measures: Insights from a new database*.
- Wooldridge, J. M. (2009). *Introductory Econometrics; A Modern Approach*, South-Western.
- Yotov, Y. V., Piermartini, R., Monteiro, J.-A. and Larch, M. (2016). *An Advanced Guide to Trade Policy Analysis: The Structural Gravity Model*. United Nations and World Trade Organization.

統計データ

World Bank, World Development Indicators.

UNCTAD, TRAINS Non-Tariff Measures Database.

その他の資料

経済産業省ウェブページ

<https://www.meti.go.jp/>

内閣府ウェブページ

<https://www.cao.go.jp/>

高レベル放射性廃棄物処分プロセスにおける社会的合意形成 —高レベル放射性廃棄物問題をめぐる社会的合意形成プロセスについての考察—

出雲 晃
日本国際情報学会

Building Societal Consensus throughout a High-level Radioactive Waste Disposal Process

—A Study on a Process towards Building Societal Consensus concerning High-level Radioactive Waste Issues—

IZUMO Akira
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

It is a major challenge to manage and dispose of high-level radioactive waste (HLW) safely and reliably without imposing adverse effects on human health or the environment. Building societal consensus on HLW issues has been impeded to date by people's antagonistic attitude to the issues, which is often referred to as the "NIMBY syndrome." To address NIMBY-related issues around HLW, active citizen participation in a societal consensus-building process designed to ensure both procedural and distributive fairness is essential. In addition, cooperative behavior in social dilemmas is necessary to encourage citizens to engage in constructive discussion and elaboration about the issues. It is likely that citizens concerned in this way are not necessarily just opposing the plans, but that they are following their own particular agenda and consider it ethical to claim that "No burden should be left behind for future generations." This paper addresses the major elements (i.e., importance of procedural and distributive fairness, necessity of citizen's cooperative behavior based on altruism) that need to be taken into account in carrying out the process towards building societal consensus concerning the HLW issues. The paper focuses on the role of the citizen and highlights the importance of their active participation in this process.

1.はじめに

2011年(平成23年)3月に起きた東京電力福島第一原子力発電所での事故以降、我が国では原子力発電所の再稼働が進んでいない。しかし、我が国は半世紀以上にわたり原子力発電を基幹電源の一つとして位置付けてきた。日常生活において必然的に生活廃棄物が発生すると同様に、原子力発電による便益の享受に伴い放射性廃棄物が発生することは避けられない。とりわけ、放射能が極めて高く、そのレベルが人体や環境に悪影響を与えない程度まで減衰するまで数万年から十万年以上もかかるとされる高レベル放射性廃棄物 (High-level radioactive waste、以下、HLW) については、これをどのように安全に、かつ確実に管理及び処分するのが問題となる。

原子力発電によって発生する使用済燃料について、海外では、再処理せずにそのまま直接処分する方針を採用し、国民との対話や処分地選定プロセスなどの取組を進めている国もある。直接処分する場合、使用済燃料そのものが HLW とされる。他方、我が国では、「資源の有効利用、HLW の減容化・有害度低減等の観点」¹から、使用済燃料を再処理し、分離・回収して得られるウランやプルトニウムを再び核燃料として利用する核燃料サイクルを推進しており、使用済燃料の再処理後に出てくる廃液をガラス固化したガラス固化体が HLW である。

¹ 閣議決定, 2018, 『第5次エネルギー基本計画』, 2018年(平成30年)7月3日閣議決定, p.53。

HLW の処分方法については、国際機関や各国において、科学的及び技術的な観点から様々な検討が行われてきた。宇宙処分、海洋処分（海洋底の下への処分）、氷床処分（極地の氷床への処分）などがあるが、宇宙処分については、発射技術等の信頼性に問題があること、海洋処分については、海洋投棄を規制しているロンドン条約により禁止されていること、氷床処分については、南極条約により禁止されていることなどの制約があることが指摘されている²。現時点においては、HLW を人間の生活環境から十万年以上にわたって隔離でき、かつ技術的に実現可能で、最適な処分方法は、地下 300 メートルより深い地層中に処分する方法、すなわち、地層処分であるというのが世界の共通認識である³。

我が国においては、2000 年（平成 12 年）6 月、HLW の最終処分⁴を計画的かつ確実に進めるため、『特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成 12 年法律第 117 号）』（以下、最終処分法）を制定するとともに、『特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針』（以下、基本方針）を定め、国民の理解促進に向け情報公開や広報活動を進める方針を表明した⁵。我が国においては、最終処分法に基づき、HLW や HLW による汚染物が飛散、流出、あるいは、地下に浸透しないよう必要な措置を講じたうえで、地下 300 メートル以上の深さの地層中に埋設することにより、HLW⁶を最終処分する計画である。

最終処分法により、HLW の処分地選定に関するプロセスを明確にし、HLW 処分の事業主体となる原子力発電環境整備機構（Nuclear Waste Management Organization of Japan、以下、NUMO）⁷の設立を定め、電力会社に対して HLW 処分に必要な費用の負担を義務付けるなど、HLW の最終処分に関する制度整備を行っている。最終処分法では、HLW の処分地選定に向けて、概要調査地区選定、精密調査地区選定、最終処分施設建設地選定の 3 段階のプロセスが定められている。また、概要調査地区選定に先駆けて、文献その他の資料での調査（以下、文献調査）を行うこととされ、文献調査を進めるに当たっては、NUMO が調査受入れ自治体の公募を行い、自治体からの応募を受け付けたうえで行うこととされている。

しかし、これまでのところ、自治体から正式に応募があった事例は、2007 年（平成 19 年）1 月に高知県東洋町が応募⁸してきた 1 件のみである。広く全国を対象とした公募では、「調査受入れの科学的妥当性（『なぜここか』）の説明が困難であり、住民の理解が得られないとともに、交付金目当てとの批判を受ける等、受入れを表明する自治体の説明責任・負担が重くなっている」⁹、したがって、「国は、科学的により適性が高いと考えられる地域を示す等を通じ、地域の地質環境特性を科学的見地から説明し、立地への理解を求めるべき」¹⁰と指摘されている。こうした指摘を踏まえて、政府は、①国による科学的有望地の提示（マッピング）、②重点的な理解活動（説明会の開催等）、及び③自治体からの応募と複数地域に対する国から申入れ¹¹を併用するという文献調査開始に向けた新たなプロセスを導入している。

² 原子力発電環境整備機構, 2012, 『高レベル放射性廃棄物って何のこと?』（電気のゴミワークショップ資料）, 2012 年（平成 24 年）12 月 8 日。

³ 原子力発電環境整備機構, 2012。

⁴ 「最終処分」とは、放射性廃棄物の安全性及びセキュリティを確保するために、社会による継続的な監視、制度的な担保や保障、資金的あるいは人的な資源の投入を伴う能動的な管理に頼る必要がない状態に処分することである（放射性廃棄物 WG, 2014, p.7）。

⁵ 閣議決定, 2000, 『特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針』, 2000 年（平成 12 年）9 月 29 日閣議決定, p.2。

⁶ 2007 年（平成 19 年）6 月の最終処分法改正により、再処理工場や MOX 燃料加工工場から出る超ウラン元素を含む長半減期低発熱放射性廃棄物（「TRU 廃棄物」と呼ばれる）のうち地層処分を行う必要があるものについては、HLW とともに地層処分の対象とされている。

⁷ NUMO は、HLW 処分事業を実施するため、最終処分法に基づき、2000 年（平成 12 年）10 月に設立された経済産業大臣の認可法人。

⁸ 2007 年（平成 19 年）4 月に応募を取り下げた。

⁹ 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会放射性廃棄物ワーキンググループ（放射性廃棄物 WG）, 2014, 『放射性廃棄物 WG 中間とりまとめ』, 2014 年（平成 26 年）5 月, p.24。

¹⁰ 放射性廃棄物 WG, 2014, p.24。

¹¹ 経済産業省, 2016, 『高レベル放射性廃棄物の最終処分について』（地層処分フォーラム政策説明参考資料）, 2016 年（平成 28 年 3 月 20 日）。

2015 年（平成 27 年）5 月に発表された基本方針では、「(HLW を) 発生させた現世代の責任として将来世代に負担を先送りしないよう、その対策を確実に進める」¹²との意思を明確にし、HLW の処分地選定に関するプロセスの円滑な進展に向け、政府が前に立って取り組むこととした。この基本方針に基づき、2017 年（平成 29 年）7 月、経済産業省は、「地層処分に関する科学的特性マップ」¹³（以下、科学的特性マップ）を公表した。政府としては、科学的特性マップの公表を契機として、「関係府省連携の下、国民の関心を踏まえた多様な対話活動の推進等の取組を一層強化し、複数の地域による処分地選定調査の受入れを目指す」¹⁴としているが、科学的特性マップの公表直後から、すでに一部の自治体から受入れを拒否する声が出ており¹⁵、HLW の処分地選定に関するプロセスは進んでいない。

HLW の処分地選定に関するプロセスが進まない理由の一つは、人びとにとって HLW 最終処分施設はいわゆる「迷惑施設」であり、HLW 最終処分施設の立地が典型的な「NIMBY (Not In My BackYard)」(以下、NIMBY) 問題¹⁶ということである。NIMBY とは、「社会的には必要であるが、自分の裏庭（居住地域や生活圏内）には、誘致・設置して欲しくないという認知」¹⁷である。すなわち、人びとは HLW 最終処分施設の立地の必要性については多少の理解を示しつつも、自分の家の近所に建設することには反対するのである。

¹² 閣議決定、2015、『特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針』、2015 年（平成 27 年）5 月 22 日閣議決定、p.1。

¹³ 資源エネルギー庁、地層処分に関する科学的特性マップ、2017 年（平成 29 年）7 月。

¹⁴ 閣議決定、2018、『第 5 次エネルギー基本計画』、2018 年（平成 30 年）7 月 3 日閣議決定、p.51。

¹⁵ 国際環境経済研究所、2017、『報道にみる各地の「科学的特性マップ」への反応』。

¹⁶ 木下富雄、2010、「高レベル放射性廃棄物の処分問題解決へ向けて—社会心理学の立場から」、『学術の動向』、第 15 巻第 11 号、pp.40-47。

¹⁷ 高浦佑介・高木大資・池田謙一、2013、「高レベル放射性廃棄物の受容に関する心理的要因の検討—福島第一原子力発電所事故前データの分析と考察—」、『環境科学会誌』、第 26 巻第 5 号、pp.413-420。

多くの NIMBY 問題は、多様な価値観を有する様々な利害関係者（以下、ステークホルダー）の存在によって、ますます複雑化する傾向にある。とりわけ、HLW 最終処分施設の立地をめぐる NIMBY 問題は、社会的にも政治的にも複雑な問題を内包する。したがって、NIMBY を克服し、HLW の処分地選定に関するプロセスを円滑に進めるためには、早い段階から関係するすべてのステークホルダーが参加する「対話の場」を設け、複雑化する HLW 問題に関する様々な論点を取り上げ、必要な情報を提供し、市民¹⁸と専門家が互いに学習し合い、あるいは、互いに意見を出し合って、理論的に議論を行い、社会的合意形成¹⁹を進めていくことが重要であり、そのためのプロセス、すなわち、社会的合意形成プロセスを整備することが必要である。

HLW に関しては、工学、地質学、社会心理学等の分野で多くの先行研究が存在する。中でも HLW 処分に向けた社会的合意形成を論ずる研究では、HLW 処分事業を進める側である政府や NUMO の役割や責任に着目する。しかし、HLW 処分に向けた社会的合意形成プロセスを進めるためには、市民が HLW を社会的課題として自覚し、「将来世代に先送りしない」との意識を持って主体的に議論に参加することが求められる。したがって、HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスを検討する場合にも、これまで以上に市民の役割に着目すべきと考える。

こうした問題意識から、本稿では、手続き的公正及び分配的公正の重要性、利他主義に基づく協調行動の必要性など、市民が主体的に参加する形で HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスを進めるために考慮すべき事項について考察し、示唆を導出することを試みる。

¹⁸ 本稿における「市民」とは、先行研究の定義に倣い、「いわゆる一般的な市民、つまり、たとえば HLW やその処分問題が話題となるときには、その事柄に対して少なくとも専門家と自認できるほどの情報や知識を持たないが、社会的意思決定には責任を有する人びと」（木村・田中・勝村・吉田、2010）である。

¹⁹ 本稿における「社会的合意形成」とは、社会的課題に対し、多様な価値観を有する市民が、納得のいく経過を踏んで熟慮・熟議を行い、共通の認識と理解を得て、社会にとって最適な解を見出すことである。

2.HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセス

本章では、HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスに関する基本的考え方について考察する。

2.1 HLW 問題をめぐる社会的合意形成

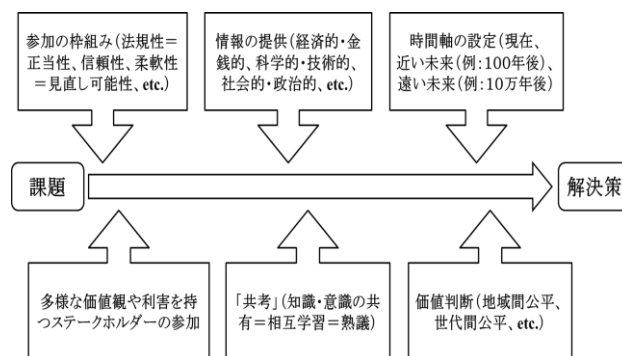
これまで我が国では、HLW の最終処分に向けた取組に関し、政府関係者と原子力の専門家や技術者のみで政策や技術的な方針を議論し、意思決定を行ってきた。政府や NUMO は、決定された政策や方針に従って、HLW の最終処分に関する情報を国民や自治体や地域住民に一方的に伝達するだけである。人びとは、知りたい情報にアクセスできず、また、政府の決定や方針に対して意見を述べる機会も与えられない。多くの人びとは無関心かもしれないが、十分な情報提供が行われないことによって政府や NUMO に対する不信を覚えることもあるだろうし、あるいは、漠然とした不安や恐怖を感じることもあるだろうし、こうした不満や否定的な感情から政府や NUMO に対して反発することもあるだろう。こうした一方的な情報伝達の手法では、HLW の最終処分に向けた取組を進めることはできない。

HLW の最終処分に向けた取組を進める場合、まず、人びとが、HLW 問題を国全体で解決に向けて取り組むべき社会的課題として認識する必要がある。そのうえで、多様な価値観や利害を有する市民の主体的な参加を得て、関連する様々な情報を踏まえ、納得のいく経過を踏んで熟慮や熟議を行うことが求められる。その過程で、市民と HLW 処分事業を進める政府や NUMO の間だけでなく、市民の間でも時間をかけて共通認識と相互理解を深めながら、価値判断を行い、最終的に多くの市民が合意する社会にとって最適な解を見出すのである。これが HLW 問題をめぐる社会的合意形成である。市民の主体的な参加を得た形で社会的合意形成プロセスを進めると言っても容易なことではない。したがって、社会的合意形成プロセスの法的、あるいは、制度的枠組みを整備し、これを公正に運用することで、市民から信頼されるプロセス、さらには、市民が主体的に参加するプロセスへと改善していくことが求められる。

2.2 HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセス

社会的合意形成プロセスを進めるためには、まず、市民が直面する課題を社会的課題として認識し、これを解決しなければならないものとして意識することが不可欠である。社会的課題を意識すれば、その解決に向けて、「何かしなければ」と考えて行動を起こすことになる。社会的課題は、通常、一人で解決することは困難であるため、他の市民と問題意識を共有し、お互いに持っている情報やアイデアを出し合って、社会にとって最適な解決策を探ることになる。換言すれば、社会的課題の認識から始まり、社会にとって最適な解決策を見出すまでのプロセスが社会的合意形成プロセスである。HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスも、人びとが HLW 問題を社会的課題として認識し、その解決策を得るまでのプロセスである（図 1）。

図 1 HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセス



出所： 筆者作成

HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスを進めるためには、まず、HLW 問題という課題の存在を明らかにすることが重要である。そのうえで、最終的な政策の決定権を持つのは市民であるという考え方に立ち、多様な価値観や利害を有する市民の参加を認め、彼らの意見や要求を意思決定に反映する機会を法的にも制度的にも担保するのである。これにより、HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスの法規性、あるいは、正当性と信頼性が高められる。また、過去に決定したことを市民の熟議を通じて修正、あるいは、見直す機会を法的にも制度的に担保することにより、プロセスの柔軟性も高められる。

社会的合意形成プロセスを進めるうえでは、市民の関心や興味に沿った情報提供や十分な情報公開によって、市民がいつでも必要な情報にアクセスできる環境を整えることが求められる。とりわけ、HLW 問題という社会的課題の解決に向けては、寿楽 (2016) が指摘するように、HLW 問題に対し、「科学が示唆する技術的な解決策を複数の政策上の選択肢にまとめたうえで、どのような価値を尊ぶかという判断 (価値選択)」²⁰を行い、「暫定的な解を導き出し続ける作業を、社会を挙げて行う」²¹ことが必要である。そのためには、市民に対し、HLW 問題の解決策がもたらす便益とリスクの両方に関する情報に加えて、経済的・金銭的、科学的・技術的、社会的・政治的な情報など関連するあらゆる情報、換言すれば、価値判断、価値選択を可能とするだけの十分な情報が提供されることが重要である。

HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスを進める際には、HLW 処分事業を進める政府や NUMO から市民への HLW 問題に関する一方的な情報提供や広報活動ではなく、市民との双方向の対話を通じて、市民の問題意識、疑問、意見等を聞き、市民の関心や問題意識に応える形で市民が求める情報を提供し、冷静に議論し、相互理解を深め、さらに相互信頼を高めて、一緒になって解決策を探るアプローチが求められる。市民と HLW 処分事業を進める政府や NUMO の間の双方向の対話や議論を通じて、互いに知識、情報、問題意識、疑問、意見等を共有し、共に考え、合理的判断を実現するというアプローチは、木下 (2008) が「共考」²²と呼ぶリスク・コミュニケーション²³の在り方とも合致する。

²⁰ 寿楽浩太, 2016, 「高レベル放射性廃棄物処分の『立地問題化』の問題点」, 『学術の動向』, 第 21 巻第 6 号, pp.40-49。

²¹ 寿楽浩太, 2016。

²² 木下富雄, 2008, 「リスク・コミュニケーション再考—統合的リスク・コミュニケーションの構築に向けて (1)」, 『日本リスク研究学会誌』, 第 18 巻第 2 号, pp.3-22。

²³ 本稿における「リスク・コミュニケーション」とは、全米研究評議会 (NRC) の定義に倣い、「個人、グループ及び組織の間で情報や意見を交換する相互作用的過程 (“interactive process of exchange of information and opinion”）」(NRC, 1989, p.2) である。

また、議論や価値判断の前提となる時間軸を明確にすることも重要である。HLW については、十万年以上先までリスクが持続するが、現時点において、HLW に関するすべての技術的課題を解決することはできず、十万年先まで「絶対安全」を保証することは不可能に近い。とは言え、目の前にあるリスクをそのままに放っておくことはできない。現在のリスクをどうするのか、百年程度先のリスクはどうか、さらにその先はどうなるのか、といった時間軸を意識した議論が必要である。また、議論する際には、現時点において、最も安全で、かつ技術的に実現可能、あるいは、入手可能な HLW の管理、あるいは、処分方法を採用し、同時に、研究開発を続け、科学技術を高め、リスクへの対処を継続するという柔軟な考え方を取り入れることが求められる。

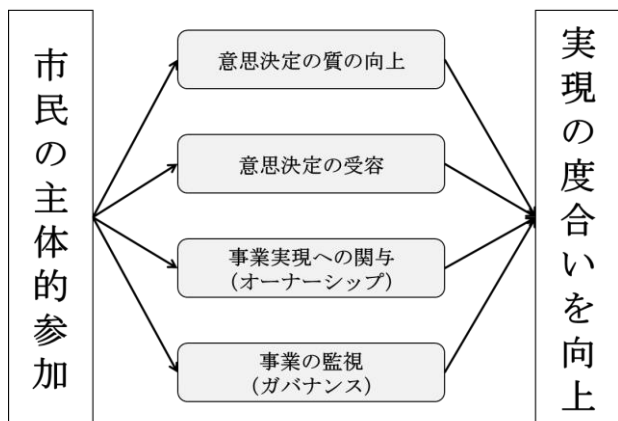
さらに、HLW 問題について議論する場合、原子力発電から得られる電力を使う地域、すなわち、受益圏と、HLW 処分をする地域、すなわち、受苦圏の間の環境負荷や事業リスクの配分に関する公平性の問題、換言すれば、地域間公平に関する倫理の問題を考慮に入れる必要がある。また、「将来世代に負担を先送りしない」として現世代が責任を持って最終処分を決めるのか、あるいは、技術的な安全性が完全に保証されない中で現世代が最終処分を決めるのではなく、将来世代に選択肢を与える方が適当なのか、といった世代を超えた環境負荷や事業リスクの配分に関する公平性の問題、換言すれば、世代間公平に関する倫理の問題も考慮に入れなければならない。

HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスは、社会的課題の認識から解決策を見出すまで長い時間を要するものである。これをプロセスに参加するすべての市民が理解する必要がある。そのうえで、社会的合意形成プロセスを進めるためには、ここに掲げた様々な要素を適切に考慮し、公正な手続きによってプロセスを運営するとともに、その中で公正な分配の在り方を議論し、価値判断を行い、合意形成に至ることが重要である。すなわち、手続き的公正と分配的公正を確保する社会的合意形成プロセスの制度的枠組みを整備し、これを公正に運営することが求められるのである。

2.3 HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスへの市民の主体的な参加による効果

HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスに市民が主体的に参加する状況になると、HLW 問題の解決に資する事業の実現の度合いが一層高まるものとする。HLW 問題の解決に資する事業とは、ここでは、地層処分に限らず、暫定保管²⁴などの手法も含むものである。加えて、図 2 に示すとおり、市民の主体的な参加によって、事業の実現の度合いを向上させるいくつかの効果が期待される。

図 2 市民の主体的参加の効果



出所： 筆者作成

市民の主体的な参加による効果の一つ目は、意思決定の質の向上である。社会的合意形成プロセスにおいて、市民が主体的に参加し、HLW 問題についての理解を深め、社会にとって最適な解決策と考えられる事業の実現に向けて、冷静に、かつ建設的に議論し、具体的な意見や要求を述べ、事業を進める政府や NUMO がこれらの意見や要求を取り入れるならば、最終的に出される意思決定は関係者の総意となる。同時に、その意思決定そのものの質が向上することが期待される。たとえば、市民が事業の安全

性に関する質問や意見を出し、これに事業を進める政府や NUMO が真摯に回答、あるいは、対応することによって、結果として、事業の安全性が向上するとともに、市民による、事業そのもの、あるいは、政府や NUMO に対する信頼が高まることも期待される²⁵。我が国においても、HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスの枠組みを法的に、あるいは、制度的に整備し、市民の意見や要求を前向きに受け入れるという環境を整えれば、事業の実現の度合いは向上すると考えられる。

二つ目は、市民の主体的な参加の結果として得られる意思決定に対し、市民による受容の度合いが高まるという効果である。自らが出した意見や要求がすべて採用されなくても、不採用についての合理的な理由があれば、最終的には納得するであろうし、出された意思決定についても了解するであろう。現在、我が国で行われている広報活動は一方的に情報を提供するだけであり、市民の質問や意見や要求を聞き、これに応える形になっていない。市民の意見や要求は無視されるか、あるいは拒絶された形で意思決定がなされる。こうして出された意思決定に対しては、市民は不安になったり、不満を持ったり、あるいは反発したりするのも当然である。意思決定に対する受容を向上させるためには、市民の意見や要求を取り入れるという姿勢の柔軟性と制度の柔軟性が求められる。その結果、市民の側でも主体的に参加する意識が高められることが期待される。

市民の主体的な参加による効果の三つ目は、市民による事業実現への関与の度合いが高まるという点である。換言すれば、市民による事業に対するオーナーシップ (ownership) が強化されるということである。事業に対する市民の意見や要求が取り入れられることになれば、それだけ事業に対する市民の責任の度合いも高まることを意味する。市民の主体的な参加を促し、市民の意見や要求を受け入れながら事業を進めるということは、市民と一緒に事業を成立させるということである。HLW の最終処分事業については、とかく政府の責任や事業者の責任

²⁴ 「暫定保管」とは、「高レベル放射性廃棄物を、一定の暫定的期間に限って、その後のより長期的期間における責任ある対処方法を検討し決定する時間を確保するために、回収可能性を備えた形で、安全性に厳重な配慮をしつつ保管すること」である（日本学術会議, 2012, p.10）

²⁵ IAEA, 2006, *Stakeholder Involvement in Nuclear Issues*, INSAG-20, A Report by the International Nuclear Safety Group.

に議論の焦点が当たるが、市民の側においても、原子力発電を通じて電力を利用してきたという自覚と、原子力発電から生じる HLW の処分について現世代で解決し、問題を先送りしないという意識を持つ必要があり、こうした意識を持つ市民の主体的な参加を促すことで、事業に対する関与を高め、事業を円滑に進めるという視点が求められる。

さらに、市民の主体的な参加による効果として、事業のガバナンス (governance) が強化されることが期待される。前述したとおり、HLW の処分地選定に向けては、概要調査地区の選定、精密調査地区の選定、最終処分施設建設地の選定の 3 段階からなるプロセスにより進められることとなっている。それぞれの段階において、地域の意見が取り入れられ、これらの意見を踏まえて、政府として閣議決定をしたうえで、次の段階に進むこととされている。したがって、政府や NUMO が勝手に処分事業を進めることは法的にも認められていない。しかし、処分地選定プロセスが正しく進められているか、市民の意見や要求が適切に取り入れられているか、事業に関する技術面、体制面、財政面などの対応や状況に問題はないか、法令に違反する行為は行われていないかなど処分事業のガバナンス (governance) について、市民を含む第三者からもチェックされる体制が法的にも制度的にも構築されていることが、処分事業に対する信頼性を高める観点からも重要である。

たとえば、市民が、事業内容や事業の運営方法、事業主体の財務状況、処分場周辺の環境などを監視する役割を担うことになれば、事業のガバナンス (governance) は格段に向上すると考えられる。ただし、市民一人ひとりでは負担が大きいことから、こうした役割を市民社会組織が担うことが期待される。我が国においても、現存する環境保護団体などの市民社会組織が、HLW 処分事業による市民の健康や周辺環境への影響を抑制する、あるいは、HLW 処分事業を進める側である政府や NUMO の活動や HLW 処分事業のガバナンス (governance) を強化するという視点を持ち、政府や NUMO、あるいは、HLW 処分事業を監視し、意見や要求を伝えるという役割を担うことは十分に可能であろう。

3. HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスを進めるために考慮すべき事項

すでに述べたとおり、HLW 問題の解決に向けて大きな障害となるのが人びとの持つ NIMBY の意識である。社会には多様な価値観や利害を持つ様々な市民がいることから、HLW 処分事業に限らず、様々な公共事業をめぐって NIMBY 問題が発生している。公共事業に対する市民の賛成度、あるいは、社会的受容は、公共事業を進めるうえでの手続きに関わる公正さ、すなわち、手続き的公正と、公共事業によって与えられる便益や負担やリスク等の分配に関わる公正さ、すなわち、分配的公正によって、それぞれ規定される。

換言すれば、HLW 最終処分施設のような NIMBY 問題を内包する施設の立地選定プロセスを円滑に進めるためには、まず、手続き的公正さを確保した社会的合意形成プロセスにおいて、熟慮、熟議が行われ、個人の価値判断や意思決定が影響し合い、融合し合って、社会全体としての価値判断や意思決定が行われること、さらに、事業がもたらす環境負荷やリスクなどについて、分配的公正を確保したうえで社会全体としての価値判断や意思決定が行われることが求められる。

しかし、たとえ多くの市民が参加できる社会的合意形成プロセスを用意したとしても、それだけでは、市民が自発的に、あるいは、主体的に参加するわけではない。HLW 問題に無関心な市民だけでなく、HLW 問題に関心を持つ市民であっても、社会的合意形成プロセスに参加することは少ない。そこには様々な理由や事情があると推察されるが、市民が社会的合意形成プロセスに参加しない理由の一つとして、社会的ジレンマが考えられる。すなわち、HLW は NIMBY だけでなく社会的ジレンマを抱える問題でもあり、HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスを進めるためには NIMBY と社会的ジレンマを克服しなければならない。

本章では、HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスを進めるうえで考慮すべき要素として、手続き的公正、分配的公正及び利他主義に基づく協調行動を取り上げ、これらについて考察する。

3.1 手続き的公正

HLW 最終処分施設のような NIMBY 問題を内包する施設の立地選定プロセスを円滑に進めるための対処として、社会心理学などの先行研究では、「手続きと結果の組み合わせ」と「異なる資源の組み合わせ」が重要であると指摘されている²⁶。前者は手続き的公正と言われ、後者は分配的公正と言われる。手続き的公正さとは、公共事業などの「対象となる物事が決定に至るまでの手続きがどのくらい公正に行われたかの個人の主観的評価」²⁷である。一方、分配的公正さとは、「事業により享受される便益や、受け入れざるをえない負担、リスクの配分に関する公正さ」²⁸である。

このうち、手続き的公正の条件、あるいは、手続き的公正の判断基準は、実証的研究から様々な理論的仮説が示されている。たとえば、馬場（2002）によれば、価値判断や意思決定に必要な情報が十分に与えられ、それを取捨選択することが認められていること（「情報アクセス性」）、議論に参加し、発言、討議する機会が与えられていること（「発言・討議性」）、意思決定を変更、修正する機会が与えられていること（「修正可能性」）、意思決定者が発言を考慮し、誠実に行動すること（「考慮・誠実性」）、議論に参加するステークホルダーのバランスが取れていること（「代表性」）²⁹などが手続き的公正の判断基準として示されている。

HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスにこれらの手続き的公正の条件を当てはめてみる。たとえば、情報アクセス性については、政府や NUMO

のリスク・コミュニケーションの在り方と関連する。市民が HLW 問題をめぐるリスクやベネフィットを正しく理解し、解決策をめぐる価値判断を適切に行うためには、政府や NUMO による一方的な情報提供ではなく、市民との間で双方向に情報を共有し、不安を解消し、相互理解を深め、相互信頼を築く過程としてのリスク・コミュニケーションが重要になってくる。また、単に情報提供の機会の増加、提供される情報の量や内容の充実だけではなく、先にも述べたとおり、市民の関心の程度や興味の方向性を把握したうえで、これに即した情報提供が行われることも重要である³⁰。こうした点に配慮することで HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスの手続き的公正さが向上する。

また、手続き的公正の条件のうち発言・討議性や修正可能性については、社会的合意形成プロセスへの参加の機会を確保するだけではなく、市民に意見や要求を発言する機会を与え、議論できる環境を整えたり、政府がすでに下した意思決定や方針について、市民が熟慮、熟議を通じて変更、修正したりする機会を与えることが重要である。最終処分法に定められた処分地選定プロセスについても、発言・討議性や修正可能性に配慮して、意思決定の過程、内容、それぞれの意思決定の位置付け及び相互関係を明確化する³¹ことで、手続き的公正さは改善する。

さらに、社会的合意形成プロセスの目的、参加するステークホルダーのバランスやその役割を明らかにし、手続き的公正の様々な条件を確保し、また、政府や NUMO がステークホルダーの意見や要求を考慮し、誠実に対応することで、プロセスそのものや政府や NUMO に対する信頼が高まり、最終的にプロセスから導出される意思決定をステークホルダーが支持、あるいは、尊重することが期待される。

²⁶ 馬場健司, 2002, 「NIMBY 施設立地プロセスにおける公平性の視点—分配的公正と手続き的公正による住民参加の評価フレームに向けての基礎的考察—」, 『日本都市計画学会学術研究論文集』, 第 37 巻, pp.295-300.

²⁷ 尾花恭介・広瀬幸雄・藤井聡, 2013, 「精緻化見込みモデルから考察した NIMBY 型事業の受容に及ぼす手続き的公正さの影響」, 『土木学会論文集 D3 (土木計画学)』, 第 69 巻第 4 号, pp.267-275.

²⁸ 西尾和久・大澤英昭, 2016, 「超深地層研究計画における地域社会との共生に向けた活動から学んだ教訓—手続き的公正さと分配的公正さの視点から—」, 『原子力バックエンド研究』, 第 23 巻第 1 号, pp.9-24.

²⁹ 馬場健司, 2002.

³⁰ 水上象吾・西田奈保子, 2007, 「科学技術のリスク要因に関する意識構造と情報共有のあり方—高レベル放射性廃棄物の地層処分問題を事例として—」, 『環境システム研究論文集』, Vol. 35, 2007 年 10 月, pp.11-18.

³¹ 坂本修一・神田啓治, 2002, 「高レベル放射性廃棄物処分地選定の社会的受容性を高めるための課題に関する考察」, 『日本原子力学会和文論文誌』, Vol. 1, No. 3, pp.18-29.

3.2 分配的公正

社会全体としての価値判断や意思決定を行う際には、分配的公正を如何に確保するかという視点が基準となる。分配的公正とは、事業による便益や負担やリスクなどの分配に関わる公正さ³²である。市民が何をもって公正、あるいは、不公正と判断するのにかについては客観的な基準があるわけではなく、市民の置かれた社会状況や、市民の様々な価値観、思考、認知、感情などに影響される主観的判断である。

社会心理学などの分野では、人びとが公正と考える規定因を検証する先行研究が多く存在する。馬場(2002)は、分配的公正さの判断基準として、「衡平」「必要性」「均等」の三つを取り上げる³³。「衡平は、資源は貢献に応じて配分され、資源に対する各主体の貢献が等しいときに公平が達成されるとする基準」、「必要性は、資源は必要性の強さにのみ比例して配分されるべきであり、それによって最も恵まれていない主体が最も大きな分け前を得るべきであるとする基準」、「均等は各主体が貢献や必要性に関わらず同じ配分を受けるとする基準」³⁴である。

HLW 処分事業では、HLW 処分によりリスクから解放されるという公益が得られる反面、HLW 処分施設の立地によって環境負荷、事業リスク、風評被害などの不利益が発生するおそれがある。また、たとえ HLW 処分を行っても、十万年以上も先の未来までリスクや不確実性が存在する。したがって、HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスを進める際には、HLW 問題に起因する便益、不利益、負担、リスクの分配をめぐり、受益圏と受苦圏と地域間公平や、現代と将来世代の世代間公平に配慮することが重要であり³⁵、様々な情報や社会的受容に影響を及ぼし得る要素を考慮し、分配的公正を確保したうえで価値判断を行うという視点が求められる³⁶。

HLW 問題をめぐる地域間公平を分配的公正の判断基準を踏まえて考える場合、HLW 処分施設の立地選択による便益や負担やリスクの分配が「衡平」「必要性」などの基準を踏まえて公正かという点が議論となる。HLW 処分の場合、原子力発電から得られる電力という便益を享受する受益圏と、HLW 処分施設の立地による環境負荷や事業リスクという負担を受け入れる受苦圏が同じ自治体ではないケースが容易に想定される。受苦圏が過疎地の場合、電気という原子力発電の便益を必ずしも享受していないにもかかわらず、HLW 処分施設の近傍に住むことで環境負荷や事業リスクを負う。当該地域に HLW 処分施設を建設する「必要性」はほとんど確認できず、また、環境負荷や事業リスクなどの分配も「衡平」「均等」には行われぬ。そのままでは、分配的公正の問題は解決されず、構造的不公平が生じてしまう。

HLW 処分施設の立地地域が抱える構造的不公平の問題に関して、電源三法交付金などの金銭的便益の供与を行って解決しようとしても、それは「必要性」に応じて分配するのか、あるいは、「衡平」に、あるいは、「均等」に分配するのか、換言すれば、誰に対して交付金を交付するのか、立地地域の自治体のみ限定して良いのか、周辺自治体、HLW の輸送ルートとなる自治体、さらには立地地域が含まれる都道府県に対して交付金を交付するのか、といった異なる分配的公正の問題を提起する。

さらに、HLW 処分施設を受け入れた地域は、今後十万年以上も HLW との共存を強いられることとなり、電源三法交付金のような金銭的便益の供与だけでは解決できない構造的不公平が長期間にわたって持続するという問題を提起する。したがって、HLW 処分施設の立地を受け入れる受苦圏に対しては、電源三法交付金の交付だけでなく、信頼性の高い最適な HLW 処分技術を適用する、受苦圏の市民の技術的事項に関する意見や要求を HLW 処分事業に関する政策策定や意思決定に反映するなど、様々な取組を総合的に実施し、分配的公正の問題を解決する努力が必要である。

正の視点一」、『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』、第 20 号, pp.1-12。

³² 西尾和久・大澤英昭, 2016。

³³ 馬場健司, 2002。

³⁴ 馬場健司, 2002。

³⁵ 出雲晃, 2018, 「高レベル放射性廃棄物処分プロセスにおける社会的合意形成—地域間公平と世代間公平に関する一考察—」, 『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』, 第 19 号, pp.161-172。

³⁶ 出雲晃, 2019, 「高レベル放射性廃棄物処分プロセスにおける社会的合意形成—手続き的公正と分配的公

HLW 処分によって、HLW は現世代の人間環境から隔離されるものの、将来世代が HLW によってもたらされる環境負荷や事業リスクの影響を受ける可能性があり、現世代と将来世代との間の HLW による環境負荷や事業リスクなどの負担の分配をめぐる世代間公平の問題を提起する。HLW 問題をめぐる世代間公平の問題も、分配的公正の判断基準を踏まえて考える必要がある。たとえば、原子力発電から得られる電力という便益を享受するのは現世代であるとの自覚を持ち、現世代の責任として HLW 処分を決めることが、自らの責任に相応する負担やリスクの分配を受け入れる「衡平」の基準から重要である。加えて、現世代が熟慮と熟議を通じて価値判断と意思決定を行い、将来世代にもたらされる環境負荷、事業リスク及び費用を最小限に抑えること、現世代が選択した技術的手法によって将来世代の価値判断や意思決定の余地を狭めないこと、将来世代の技術的選択の自由度を確保するため必要な技術開発を怠らないこと、将来世代に対して現世代と同等の価値判断や意思決定の機会及び権利を付与すること、といった取組を総合的に実施することが分配的公正の確保の観点から必要である。

3.3 利他主義に基づく協調行動

現世代の人びとは、日常生活において、ほとんど意識することなく原子力発電の恩恵を享受してきた。人びとの中には、「政府や電力会社が勝手に決めて、強引に原子力発電を推進してきた。自分たちは望んでいない」と異議を唱える者もいるだろう。しかし、資源に乏しい我が国が経済成長を実現し、多くの市民が、豊かさ、快適さ、便利さを実感できる生活を維持できるのは、原子力発電の恩恵でもあることは否定できないであろう。残念ながら、原子力発電による便益の享受に伴い HLW が発生することは避けられず、これを解決しなければならない。

しかし、多くの市民は、HLW 問題について、現世代として解決しなければならない社会的課題とは認識していない。そもそも原子力発電から HLW という「核のゴミ」が発生することすら理解していない市民もいるであろう。HLW から発生する「核のゴミ」

を知ったとしても、「自分の問題ではない」、あるいは、「自分一人ぐらいが考えたところで解決策は生まれない」と判断する市民もいるであろう。さらに、たとえ社会的課題として認識したとしても、「自分の貴重な時間や労力を割いてまで社会的合意形成プロセスに参加したくない」と主張する市民もいる。こうした人びとの態度は社会的ジレンマである。したがって、社会的ジレンマを克服し、人びとの協調行動と社会的合意形成プロセスへの主体的参加を促す要因を考える必要がある。

社会的ジレンマを解消し、人びとの協調行動を促す第一の要因は、HLW 問題に関する正しい知識である。すなわち、客観的な情報をもとに HLW 問題を正しく理解し、解決しなければならない社会的課題として意識することである。人びとが HLW 問題をめぐる社会的合意形成プロセスを進めることで、HLW がもたらすリスクを低減する解決策を得られる、すなわち、公共的な利益をもたらすことを理解すれば、社会的ジレンマを解消し、協力行動を取るようになるであろう。そのためには、HLW 問題を解決することでもたらされる便益、HLW 問題を解決するための費用、HLW 問題をめぐるリスクや不確実性を可能な限り数値化、あるいは「見える化」し、客観的な数字や情報をもとに、人びとに対し、HLW 問題の実態、課題解決の必要性、社会的合意形成の重要性に関する認知を喚起し、非協力行動から協力行動へと変容させることが重要である。

社会的ジレンマを解消し、人びとの協調行動を促す第二の要因は、他人の協力行動に関する認知である。多くの市民が、HLW 問題に関して、「自分一人ぐらいが考えたところで解決策は生まれない」、あるいは、「他の人びとも解決しようと考えていない」と思っている。こうした人びとに対し、「他の人びとも HLW 問題を社会的課題として認識し、解決策を模索している」という他人の協力行動の事実を提供することにより、協力行動に対する否定的な認知を矯正し、協力行動を促進するのである。このような手法は、HLW 問題を社会的課題として認識したものの、一人で解決することは困難であるため、他の市民と問題意識を共有し、解決策を探ろうとしている場合に有効であると考えられる。

また、HLW 問題は、個々人の力だけでは解決に至らない。したがって、同じ問題意識を共有する人びとが集まって解決策を議論する場を設けたり、市民社会組織が問題意識を共有する人びとのネットワークを構築したりすることが有効であり、こうした場を通じて人びとの協力行動が促されることが期待される。人びとは、こうした議論の場やネットワークに一時的に参加することで、同じ問題意識を持つ仲間と知り合い、HLW 問題をめぐる解決策を探る社会的合意形成プロセスを体感することで、協力行動に対する肯定的な認知が形成され、さらに協力傾向が持続的に増進することも期待される。

社会的ジレンマを解消し、人びとの協調行動を促す第三の要因は、他人との信頼関係である。多くの人びとは、「自分の貴重な時間や労力を割いてまで社会的合意形成プロセスに参加したくない」と思う。これは協力行動を取っても得られる利益が小さいと考えるからである。しかし、人びとの中には、常に他人のために協力行動を取る者、すなわち、利他主義に基づく協力行動を取る者もいる。HLW 問題のように、一人では解決できないが、みんなで協力すれば解決できるような社会的課題については、協力行動のコストよりも他人と協力することで得られる利益が大きいと理解し、かつ、他人のために協力行動を取れば、それに応じて他人も自分のために協力してくれるという信頼関係が感じられれば、人びとは協力行動を取るようになるであろう。

4.おわりに

本稿は、HLW 問題をめぐる社会的合意形成を進める観点から、とくに市民の持つ NIMBY や社会的ジレンマの問題に着目し、これらを克服しつつ社会的合意形成プロセスを進めるうえで考慮すべき要素として、手続き的公正、分配的公正及び利他主義に基づく協調行動を取り上げ、これらについて考察した。

NIMBY や社会的ジレンマの問題は、HLW 最終処分施設の立地に限った現象ではなく、家庭から出るゴミの一般廃棄物処理施設の建設、道路や鉄道など交通網の建設、火葬場、し尿処理場、老人ホームや自立更生支援施設の建設、さらには幼稚園や保育園の建設などにも見られるものである。

本稿で示した社会的合意形成プロセスを進めるうえで考慮すべき要素については、HLW 問題だけでなく、他の NIMBY や社会的ジレンマの問題を内包する施設の立地プロセスなどにおいても有効な示唆を与えると考えるが、今後も多角的な観点から、実証的な分析と検討を継続したい。

参考文献

- International Atomic Energy Agency, 2006, *Stakeholder Involvement in Nuclear Issues*, INSAG-20, A Report by the International Nuclear Safety Group, Vienna.
<http://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/Pub1276_web.pdf>, accessed on 15 May 2020.
- National Research Council, 1989, *Improving Risk Communication*, National Academy Press, Washington DC.
- 出雲晃, 2018, 「高レベル放射性廃棄物処分プロセスにおける社会的合意形成—地域間公平と世代間公平に関する一考察—」, 『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』, 第 19 号, pp.161-172.
- 出雲晃, 2019, 「高レベル放射性廃棄物処分プロセスにおける社会的合意形成—手続き的公正と分配的公正の視点—」, 『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』, 第 20 号, pp.1-12.
- 尾花恭介・広瀬幸雄・藤井聡, 2013, 「精緻化見込みモデルから考察した NIMBY 型事業の受容に及ぼす手続き的公正さの影響」, 『土木学会論文集 D3(土木計画学)』, 第 69 巻第 4 号, pp.267-275.
- 木下富雄, 2010, 「高レベル放射性廃棄物の処分問題解決へ向けて—社会心理学の立場から—」, 『学術の動向』, 第 15 巻第 11 号, pp.40-47.
- 木下富雄, 2008, 「リスク・コミュニケーション再考—統合的リスク・コミュニケーションの構築に向けて(1)」, 『日本リスク研究学会誌』, 第 18 巻第 2 号, pp.3-22.
- 木村浩・田中博・勝村聡一郎・吉田一雄, 2010, 「高度科学技術に関する情報伝達のためのウェブを用いた対話フィールド構築の試み—高レベル放射性廃棄物の事例—」, 『社会技術研究論文集』, Vol. 7, pp.76-86.

- 坂本修一・神田啓治, 2002, 「高レベル放射性廃棄物処分地選定の社会的受容性を高めるための課題に関する考察」, 『日本原子力学会和文論文誌』, Vol. 1, No. 3, pp.18-29.
- 寿楽浩太, 2016, 「高レベル放射性廃棄物処分の『立地問題化』の問題点」, 『学術の動向』, 第 21 巻第 6 号, pp.40-49.
- 高浦佑介・高木大資・池田謙一, 2013, 「高レベル放射性廃棄物の受容に関する心理的要因の検討—福島第一原子力発電所事故前データの分析と考察—」, 『環境科学会誌』, Vol. 26, No. 5, pp.413-420.
- 西尾和久・大澤英昭, 2016, 「超深地層研究計画における地域社会との共生に向けた活動から学んだ教訓—手続き的公正さと分配的公正さの視点から—」, 『原子力バックエンド研究』, 第 23 巻第 1 号, pp.9-24.
- 馬場健司, 2002, 「NIMBY 施設立地プロセスにおける公平性の視点—分配的公正と手続き的公正による住民参加の評価フレームに向けての基礎的考察—」, 『日本都市計画学会学術研究論文集』, 第 37 巻, pp.295-300.
- 水上象吾・西田奈保子, 2007, 「科学技術のリスク要因に関する意識構造と情報共有のあり方—高レベル放射性廃棄物の地層処分問題を事例として—」, 『環境システム研究論文集』, Vol. 35, 2007 年 10 月, pp.11-18.
- その他の関係資料**
- 閣議決定, 2018, 『第 5 次エネルギー基本計画』, 2018 年 (平成 30 年) 7 月 3 日閣議決定.
<<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180703001/20180703001-1.pdf>>, accessed on 15 May 2020.
- 閣議決定, 2000, 『特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針』, 2000 年 (平成 12 年) 9 月 29 日閣議決定.
- 閣議決定, 2015, 『特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針』, 2015 年 (平成 27 年) 5 月 22 日閣議決定.
<<http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150522003/20150522003-1.pdf>>, accessed on 15 May 2020.
- 経済産業省, 2016, 『高レベル放射性廃棄物の最終処分について』(地層処分フォーラム政策説明参考資料), 2016 年 (平成 28 年 3 月 20 日).
<https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/docs/library/pmpht/METI_forum.pdf>, accessed on 15 May 2020.
- 原子力発電環境整備機構, 2012, 『高レベル放射性廃棄物って何のこと?』(電気のゴミワークショップ資料), 2012 年 (平成 24 年) 12 月 8 日.
<https://www.numo.or.jp/pr/workshop/ws/report/kanto/pdf/info_01.pdf>, accessed on 15 May 2020.
- 国際環境経済研究所, 報道にみる各地の「科学的特性マップ」への反応, 2017 年 (平成 29 年) 8 月 18 日.
<http://ieei.or.jp/wp-content/uploads/2017/08/exp1170818_1.pdf>, accessed on 15 May 2020.
- 資源エネルギー庁, 地層処分に関する科学的特性マップ, 2017 年 (平成 29 年) 7 月.
<https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/rw/kagakutekitokuseimap/maps/kagakutekitokuseimap.pdf>, accessed on 15 May 2020.
- 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会放射性廃棄物ワーキンググループ (放射性廃棄物 WG), 2014, 『放射性廃棄物 WG 中間とりまとめ』, 2014 年 (平成 26 年) 5 月.
<http://www.meti.go.jp/committee/sougouenergy/denryoku_gas/genshiryoku/houshasei_haikibutsu_wg/report_001.pdf>, accessed on 15 May 2020.
- 日本学術会議, 2012, 『高レベル放射性廃棄物の処分について』, 2012 年 (平成 24 年) 9 月 11 日.
<<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-k159-1.pdf>>, accessed on 15 May 2020.

連続的な戦略的提携と集団戦略による ネットワークの形成と参入障壁の崩壊

—ジェネリック医薬品業界の事例を中心として—

広崎 心

日本経済大学

Formation of Network and Collapse of Entry Barriers Through Continuous Strategic Alliances and Collective Strategies

—Focusing on the Case of Generic Drug Industry—

HIROSAKI Shin

Japan University of Economics

In recent years, strategic alliances have been actively implemented among competitors in many industries. It has been pointed out that the alliance between competing companies has the function of forming a network organization and stabilizing the environment, but at the same time induces companies that cannot adapt to environmental changes, making it easier for companies to enter the industry. In this research, as a result of conducting a survey and analysis on the generic drug industry, the same result as the previous research was derived.

キーワード：戦略的提携、集団戦略、ネットワーク形成、共同開発、ジェネリック医薬品

1. はじめに

近年、多くの産業において戦略的提携が積極的に実施されているが、その提携関係はバリューチェーンの垂直間や異業種間における相互補完だけではなく、同一産業内で水平関係に位置する競合企業間であることも多い

(Yoshino and Rangan (1995))。競合企業間の提携であるが、ネットワーク組織を形成し環境を安定させる機能がある反面、環境変化に適応できなくなる企業を誘発し、新規企業の業界参入を容易にさせるという指摘もある(石井 (2003))。本研究は、ジェネリック医

薬品（以降、ジェネリック）業界において、従来から競合企業間で戦略的提携が実施されている点や、近年多くの企業が新規参入を果たした結果、企業間競争がより熾烈になっている点に着目した。まずジェネリック業界における競合企業間の戦略的提携の実態を調査し、次に先行研究で論じられているように、競合企業間の提携が実際に市場環境を安定させる一方で、企業の新規参入を容易にする要因となっているかについて分析を行った。

2. 先行研究のレビュー

戦略的提携とは、企業の戦略的目的を達成するために、2つもしくはそれ以上の独立した組織が互いにリソースや能力などを共有し、製品の開発、製造、販売などに関して協力し合うことによって、提携企業が互いに競争優位を築くことである（Barney（2002）、安田（2006、2015））。また、牛丸（2007）は持続的な競争優位を達成するために、ライバルもしくは潜在的なライバル関係にある独立した企業同士が、公式的あるいは非公式的に締結する相互的で長期志向的な企業間関係であると定義し、冨田（2007）は、製薬企業における戦略的提携の効果的なマネジメントに関する研究において、独立関係にある複数の企業がそれぞれの特定の目的を達成するために、一定期間結び付く緩やかな組織間関係で、単独で事業を行うよりも多くの経営資源、とくに知識創造を獲得することが可能となる形態

であると定義している。

Doz and Hamel（1998）は、戦略的提携には、コオプション、コスペシャライゼーション、そして学習と内部化といった目的があると指摘している。コオプションは潜在的なライバルを取り込むことで、その脅威を効果的に中和したり、自社が必要とする製品やサービスを持つ企業に参画を呼びかけ、ネットワーク効果を生み出すことである。コスペシャライゼーションは、経営資源や業界での地位、スキル、知識などを結びつけることによってシナジーを実現し、新たな価値を生み出すことである。そして、学習と内部化は、市場でオープンにされることがない新しいスキルを相手企業から学習し内部化することである。

他業種に関する研究ではあるが、平井（2000）は、デジタル家電業界では、企業間で複雑な提携関係が構築されていることによって、主要企業間の技術レベルの格差は広がらず、画期的な新商品を開発しても短期間で他社が追随するため、同質的な状況になりやすいことを指摘している。すなわち、標準化戦略、規模の経済によるコストダウン、早期の開発費の回収などの視点より、クロスライセンス契約を含めた技術供与、部品販売、OEMなどのさまざまな提携が行われ、さらに商品ごとに提携する企業が異なるといった錯綜状態にあることが同質的競争の要因となっている。

そして、石井（2003）は、山倉（1993）、佐々

木（1990）、Fombrun and Astley（1983）、Astley（1984）などの先行研究に基づき、競合企業間の提携では、カルテル、価格リーダーシップ、ネットワーク組織の形成など、複数企業による共同の意思決定に基づいた集団戦略が行われることによって、市場環境は安定し意思決定の不確実性は減少する。しかし、集団戦略が支配的になると、産業内の企業戦略の柔軟性が低下し、一部の企業は環境の変化に適応しにくくなる。そして、それら企業が増加することで異業種企業や新規企業が参入しやすくなり、新たな競争が引き起こされ、産業内の支配的な戦略は再び競争的なものになると指摘している。

3. ジェネリック業界の概要

日本のジェネリックシェアは、2000年代前半までOECD諸国内で極端に低い状態が続いていた¹。そのため、政府は2008年度の診療報酬改定より、医療機関に対してジェネリックの処方割合に乗じて保険点数を上乗せするインセンティブの付与を開始し、その後の改定でハードル値を段階的に上昇させた。また、同時期に2010年代前半に多くの大型新薬の独占的販売期間が相次いで満了したことを意味する、いわゆる「2010年問題」を迎えるに先立ち、先発品企業や外資系ジェネリック企業などが多数参入した（表1）こともあり、大型新薬においては30社以上からジェネリックが発売するケースも見られた。そして、

これら要因により、ジェネリックシェアは急激に伸長し2018年度の数量シェアは74.0%に達した²。また、流通においては、それに併せて医薬品卸のジェネリック取り扱い数量やSKU単位での取り扱い製品数が急激に増えたため、医薬品卸各社は従来から強固な取引関係があり、さらに経済条件が良い企業を製品ごとに3社程度に絞り、それらを推奨メーカー品として取り扱うことで業務効率の改善を図った。なお、先発品企業がジェネリック業界に参入するにあたり、自社の開発部門や製造部門を用いて製品化を行うと思われがちであるが、ジェネリックビジネスは少量多品種の製品を低コストで製造する点にノウハウがあるため、取り扱い製品の大半はジェネリック専従企業（以降、ジェネリック企業）から導入したものである（後述）。

一方で、政府は同時期にジェネリック薬価の大幅抑制も実施した。まず、対象先発品の70%だった初回薬価は、2014年度に60%、2016年度以降は50%となり、さらに11社以上より発売された内服薬の初回薬価は40%となった。また、薬価は消費税率改定などの外的要因がなければ、市場実勢価格を参考に西暦偶数年の4月に改定される。かつては、次期薬価は市場実勢価が正確に反映されたが、2014年度以降は1~3段階に集約されたため、以前ほど正確には反映されなくなった。つまり、これらの診療報酬の改定によって、自社のブランド力によって高薬価を維持し、持続

的な利益を確保しようと考えた先発品企業の目論見は大きく外れたといえる。その結果、例えば田辺三菱製薬は2014年に長生堂製薬を大手保険薬局チェーンの日本調剤に、2017年に田辺製薬販売をニプロに、エーザイは2016年にサンノーバを医薬品卸のアルフレッサに、2019年にエルメッドエーザイを日医工に売却した。

なお、一部の先発品企業がジェネリック事業を売却する一方で、多くの先発品企業は新たなジェネリックのビジネスモデルを確立している。それは、オーソラズドジェネリック（以降、AG）、すなわち先発品企業が公認したジェネリックと呼ばれ、先発品と同一の製造施設で同一の成分で製造されるジェネリックで、先発品企業の関連企業などが販売を行っている³。そもそもジェネリックは対象先発品と有効性や安全性が同等ではあるが同一ではない。一方、AGはパッケージや名称以外はすべて先発品と同じであるため、医療現場での信頼は極めて高い。さらに、AGは基本特許を先発品企業が使用許諾することで通常のジェネリックよりも先に発売するケースや、一定期間ではあるが先発品しか処方できない効能（用途）が先行して付与されるケースもある。そのため、AGは一時的に限りなく独占状態となり、その後も一定程度の先行優位が継

続されるため、近年におけるもっとも有効な競争優位因子を携えたジェネリックといえる（広崎（2019a））。

このようにジェネリック業界が転換期を迎えるなか、既存のジェネリック企業の動向をみると、一部の企業は独占的販売期間が満了した先発品の製造販売権を獲得してジェネリックとのハイブリッド型の販売を開始したり、流通ルートをジェネリック販社から医薬品卸に徐々に移行させている。企業買収についてみると、企業救済や特殊製剤の開発製造ノウハウを獲得することを目的に同業者間でのケースもあるが、多くは先発品企業、外資系ジェネリック企業、そして垂直統合型企業などによるものである⁴。しかし、直近の2020年に投資ファンドのユニゾン・キャピタルが、インド大手のルピンより共和薬品を買収し、オリックスが小林化工を子会社化した。すなわち、ジェネリック企業が投資対象として売買されるケースも散見されるようになった。なお、同業者間の買収事例が少ない理由は、ジェネリック企業の製品ラインナップや製造施設に独自性が低く、さらに発売当初は高収益が見込まれるが複数回の薬価を経ると収益が極めて低くなるため、同業者を買収するメリットが少ないからだと考えられる。

表 1 2010～18年度におけるジェネリックの企業別売上ランク

企業名	売上高順位									売上高 (百万円)								
	2010Y	2011Y	2012Y	2013Y	2014Y	2015Y	2016Y	2017Y	2018Y	2010Y	2011Y	2012Y	2013Y	2014Y	2015Y	2016Y	2017Y	2018Y
沢井製薬	1	2	2	2	2	2	2	1	1	63,853	67,603	80,502	89,823	105,454	123,492	132,428	168,070	184,341
日医工	2	1	1	1	1	1	1	2	2	62,906	77,741	93,926	102,908	127,021	143,513	163,372	164,720	166,592
東和薬品	3	3	3	3	3	3	3	3	3	46,145	48,719	55,241	61,351	71,470	82,115	84,949	93,430	105,104
第一三共エスファ			21	14	14	13	13	4	4			1,110	12,500	14,900	18,500	20,200	43,110	49,852
小林化工	9	9	7	4	4	4	4	5	5	15,300	15,300	22,900	36,200	38,400	41,200	45,300	42,700	41,200
ダイト	5	5	5	6		5	5	6	6	25,225	27,151	28,956	31,196		36,370	37,901	39,880	41,135
日本ジェネリック	14	14	14		9	7	6	7	7	7,579	8,133	11,196		25,550	32,598	36,821	38,070	40,659
富士製薬	7	7	8	8	6	8	8	8	8	19,698	21,624	21,520	25,174	29,215	31,680	34,229	35,390	37,909
日本ケミファ	4	4	4	5	5	6	7	9	9	27,361	28,513	31,944	31,893	35,118	35,602	35,689	35,330	34,182
共和薬品工業	11	11	11	12	11	14	16	10	10	11,530	12,260	13,920	15,920	18,300	18,300	19,352	29,160	29,156
エルメッドエーザイ			13	9	8	9	10	11	11			13,700	23,400	26,900	28,500	28,000	27,800	28,026
キョーリンリメディオ	12	13	15	15	12	16	12	14	12	10,286	9,623	10,374	12,365	16,424	15,850	24,332	23,740	27,312
高田製薬	8	8	9	10	10	11	11	13	13	16,100	17,100	18,200	20,900	20,400	22,500	26,000	26,100	26,767
シオノケミカル	6	6	6	7	7	10	9	12	14	22,800	25,300	27,200	29,300	27,400	27,300	29,300	26,300	25,000
日新製薬	13	12	10	11	13	12	15	16	15	9,748	12,134	14,548	16,120	15,400	19,400	19,459	18,970	19,099
大原薬品工業	10	10	12	13		15	14	15	16	12,556	12,350	13,901	14,603		18,062	19,722	19,720	18,036
金星薬品工業		15	16	17	15	17	17	17	17		7,750	8,910	9,863	12,029	12,739	15,547	15,910	16,340
長生堂製薬			22		20	22	18	18	18			1,068		1,170	1,170	15,190	15,190	14,812
辰巳化学	15	16	17	16	16	18	19	19	19	7,500	7,500	8,000	10,100	10,000	10,000	10,000	10,000	14,546

(出所：月刊ジェネリック特集記事を参考に著者が作成⁵⁾)

4. ジェネリック企業の提携（共同開発）実態と実施目的

ジェネリックはいわば独占的販売権が満了した先発品の模倣品であるため、対象先発品の有効性や安全性が同等であることが証明されれば製造承認は認可される。また、ジェネリックのバリューチェーンを俯瞰すると、製剤化研究、開発、製造、申請資料の作成といった一連の作業を一つの企業で実施することが多く、企業間の提携は販売部門に特化している。そして、その提携形態は提携先が独自に製造販売権を持つか否かで大別され、多くは提携先が研究開発費を案分することで承認申請資料の使用許諾を受けて製造販売権を確保するタイプのもので、ジェネリック業界で

は共同開発制度と呼ばれている。宮田（1997）によると、共同研究開発とは2社以上の企業が共同で知識を取得する行為であり、複数の企業が人材、技術、製造機器等を共有化し補完しあうことで、1社ではなし得なかったことが可能になると指摘しているが、ジェネリックにおける共同開発はむしろ他の業界におけるOEM供給の関係に近い。また、研究開発費の按分を行わなかった企業との提携として、開発製造元が小分けで製品を供給するタイプのものがあるが、受給された企業は自社流通で製品の販売を行うことができるが屋号と呼ばれるブランドは開発製造元のものになる。そして、それ以外の提携として、流通に携わらず販売フォローのみを行う販売提携が

あるが、ケースとしては多くはない。いずれにしても、新薬ビジネスと異なり、ジェネリックは薬価が安いいため、製造販売権を持たない提携での利益は薄利である。また、提携方法はさておき、ジェネリックは対象先発品の独占的販売期間が満了し次第随時発売されるが、提携契約は製品単位で行われるため、取り扱い製品数が増えるにしたがって提携ネットワークは複雑になる。

次に、ジェネリック企業が共同開発を中心とする戦略的提携を実施するおもな理由について論じる。まず、新薬には及ばないが、ジェネリックにおいても1製品あたり数千万円～1億円程度の研究開発費がかかる⁶。しかし、薬価は先発品の40～50%からスタートし徐々に下がるため、高収益が見込まれる期間は長くはない。なかでも、近年多くの製品で採用されているOD錠（口腔内崩壊錠）は2つのパターン（水なし・水あり）で安定性試験を行う必要があるため、開発費も失敗するリスクも高い。そのため、中堅以下のジェネリック企業1社の販売力では開発費の回収が困難であっても、複数社で按分することで開発が可能となり製品化に至るケースは少なくない。また、ジェネリック企業各社は自社の開発が失敗したときに備え、包括的な秘密保持契約のもと、絶えず競合他社と開発状況を共有し共同開発の参画を許諾しあうことでリスクを回避している。さらに、複数の大型新薬の独占的販売期間が同時に満了した際に、

中堅以下のジェネリック企業では関連業務における社内リソースに限界があるため、一部の製品に絞って開発を行い、それ以外の製品を他社より導入せざるを得なくなるときがある（広崎（2019b））。つまり共同開発という集団戦略は中小ジェネリック企業における生き残り戦略の一つといえる。

また、開発試験では、基本的には実際に開発業務を手掛けた企業の施設で製造された製剤が用いられ、その試験結果が承認申請資料として提出されるため、安易に製造所を移管することができない⁷。つまり、ジェネリックの共同開発における申請データの使用許諾とは、他業種における消費財ビジネスと同様に、継続的に消費される製品の製造原価に一定額を上乗せして供給することで利益を確保する持続的なビジネスである。

5. 共同開発の現状分析

医薬品のうち、内服薬においては公知資料である製品添付文書に掲載されている血漿中濃度曲線を比較したり販売元の表記を確認することで共同開発グループを大筋で把握することができる。さらに、各社の製造設備、刻印の形状、他剤における付加価値化の特徴などを総合的に分析することで、実際に開発製造を行った企業をある程度は特定することができる。そこで、2017年12月～2019年6月に最初のジェネリックが発売された新製品ジェネリックの内服薬（錠剤、カプセル剤、OD

錠、フィルム製剤) 28 製品 37 剤型を対象に、製品ベースと企業ベースで提携実態の調査を行った。製品ベースとしては、開発件数、販売社数、提携件数、AG の発売状況について調査した(表 2)。企業ベースとしては、取り扱い製品数とその獲得方法(自社開発、製品導入、AG)を調査した(表 3)。自社開発におい

ては、単独で販売したか共同開発企業を募ったかで分類し、共同開発を行ったケースでは導出先の企業を形態別に分類し件数を調査した。なお、一つの製品に対して複数の共同開発先を募るケースが少なくないため、提携数の合計は共同開発件数よりも多い。

表 2 調査対象製品における製品ベースでの調査結果

(単位：億円)

発売月*	一般名称	剤型	薬効	先発売上**	開発件数	販売社数	提携数	AG
2017年12月	オルメサルタン	錠剤	高血圧症治療薬	694	11	12	1(1)	—
		OD			6	11	5(1)	○
	イルベサルタン	錠剤	高血圧症治療薬	180**	7	11(1)	3	○
		OD			2	3	1	—
	テラムロ	錠剤	高血圧症治療薬	262	4	6	2	○
	ロスバスタチン	錠剤	脂質異常症治療薬	851***	17	22(2)	5(2)	○
OD		7			15(2)	7(2)	○	
ファミシクロピル	錠剤	抗ウイルス剤	70	5	10(2)	4(2)	—	
2018年6月	イルアミクス	錠剤	高血圧症治療薬	245***	6	13(2)	7(2)	—
	フレカイニド	錠剤	不整脈治療剤	—	3	2(2)	2	—
	ナルフラフィン	錠剤	そう痒症改善剤	138	1	2	1	—
		カプセル			2	8(2)	6(2)	—
		フィルム			1	1	0(1)	—
	炭酸ランタン	OD	高リン血症治療剤	286	1	3	2	—
	ベボタスチン	錠剤	抗アレルギー剤	169	4	4(2)	0(2)	○
		OD			4	4	0	○
	ラモトリギン	錠剤	抗てんかん剤	170***	4	5	1	—
	ミノドロン酸	錠剤	骨粗鬆症治療薬	242	4	9(2)	5(2)	—
リセドロン酸 75mg	錠剤	骨粗鬆症治療薬	—	2	2	0	—	
オセルタミビル	カプセル	抗ウイルス剤	176	1	1	0	—	
2018年12月	フリウエル	錠剤	月経困難症治療剤	—	3	3	0	○
	ミルタザピン	錠剤	抗うつ剤	245***	9	16(2)	7(2)	—
		OD			3	4(2)	1(2)	—
	ロピニロール徐放	錠剤	パーキンソン病治療薬	50***	4	5	1(1)	—
	エレトリブタン	錠剤	片頭痛治療薬	—	4	8	4(1)	—
	アトモキセチン	錠剤	多動性障害治療剤	270	2	4(1)	2(1)	—
		カプセル			4	4	0	—
	カペシタビン	錠剤	抗がん剤	122	3	5(1)	3(1)	—
ラマトロバン	錠剤	抗アレルギー剤	—	1	1	0	—	
トアラセット	錠剤	疼痛治療剤	228	8	21(3)	14(3)	—	
ロルノキシカム	錠剤	消炎鎮痛剤	15***	1	1	0	—	
2019年6月	プロナンセリン	錠剤	抗精神病剤	122	6	10(2)	5(2)	○
	シロドシン	錠剤	排尿障害治療薬	355	5	10(2)	5(2)	○
		OD			6	12(2)	6(2)	○
ゲフィチニブ	錠剤	抗がん剤	—	5	5(2)	1(2)	○	
2019年12月	ラバミコム	錠剤	HIV治療薬	—	1	1	0	—
	アプレピタント	カプセル	制吐剤	106-	1	1	0	—

販売社数と提携数はカッコ外が共同開発の件数で、カッコ内が小分けと販売提携の合算件数である。

*最初のジェネリックが発売された時期を発売月とした。ただし、一部のAGはおよそ3か月早く☒発売している。☒

ジェネリック発売前年度の先発品の売上を記載した。*業界紙による推定値を記載した。

(出所：対象製品の添付文書や業界紙⁸を参考に著者が作成)

表 3 調査対象製品における企業ベースでの調査結果

企業名	売上げ 2018年度	企業タイプ	自社開発品数		導入 品数	AG 品数	取り扱い 製品数計	共同開発実施時の導出先 (件数)			
			単独販売	共同開発				ジェネリック	先発系	垂直統合	
沢井製薬	184,341	ジェネリック専従	20	1	3		24	0	1	0	
日医工	166,592	ジェネリック専従	13	0	8		21	-	-	-	
東和薬品	105,104	ジェネリック専従	12	1(4)	6(2)		19(6)	0	1(2)	0(2)	
武田テバファーマ	45,596	先発系 (買収)	2	0	4(1)		6(1)	-	-	-	
第一三共エスファ	49,852	先発系 (設立)	0	0	4(2)	7	11(2)	-	-	-	
小林化工	41,200	ジェネリック専従	6	5	0		11	0	5	0	
陽進堂	36,536	ジェネリック専従	2	4(4)	6(1)		12(5)	6(2)	2	0(3)	
MSN グループ	ダイト	41,135	GE開発・製造特化		0	6(7)	1(1)	7(8)	10	2(5)	1(2)
	フェルゼン	-	垂直統合型								
日本調剤 グループ	日本ジェネリック	40,659	垂直統合型 (設立)		7	4(1)	10(4)	22(4)	1(1)	3	0
	長生堂製薬	14,812	垂直統合型 (買収)								
日本ケミファグループ	34,182	ジェネリック専従	0	0(2)	7(1)		7(3)	0	0(1)	0(1)	
共和薬品工業	29,156	ジェネリック専従	9	2(1)	1		12(1)	1(1)	0	1(1)	
エルメッドエーザイ	28,026	先発系 (設立)	0	0	8(1)		8(1)	-	-	-	
キョーリンリメディオ	27,312	先発系 (買収)	0	5(1)	3		8(1)	2(1)	6	4	
高田製薬	26,767	ジェネリック専従	4	0(1)	1(1)		5(2)	0	0(1)	0	
シオノケミカルグループ	25,000	GE開発・製造特化	0	1(2)	1		2(2)	0(2)	0(1)	1	
日新製薬	19,099	ジェネリック専従	3	3(1)	0		6(1)	4	4	0	
大原薬品+ 共創未来	大原薬品工業	18,036	ジェネリック専従		1	9(2)	3	13(2)	3	8	1(2)
	共創未来ファーマ	-	垂直統合型 (買収)								
ニプロ グループ	全星薬品工業	16,340	ジェネリック専従		0	0	0	0	-	-	-
	ニプロ	(395,397*)	ジェネリック専従								
辰巳化学	14,546	ジェネリック専従	2	3(1)	3		8(1)	8	1(1)	2	

カッコ内は小分けとは販売提携の合算件数である。

*ニプロの売上はジェネリックビジネス以外によるものが大半であると思われる。

・以下の理由により、一部、2つの企業の合算値を列記した。

フェルゼンはダイトと保険薬局チェーンのメディカルシステムネットワーク (MSN) の合併会社である。

日本ジェネリックと長生堂製薬はいずれも日本調剤グループである。

大原薬品工業と共創未来ファーマは別会社ではあるが、共創未来ファーマの前身が2016年に大原薬品工業より買収したエール薬品であるため、申請データが同じであるケースが大半であった。

全星薬品工業はニプログループの企業の一つである。

・開発製造部門の有無を理解するために、先発系企業と垂直統合型企業の設立起源 (買収・設立) を明確化した。

(出所：対象製品の添付文書を参考に著者が作成)

6. 結果と考察

売上げ上位のジェネリック大手3社 (沢井製薬、日医工、東和薬品) と日本調剤グループ (日本ジェネリック、長生堂製薬) の2社計は、対象期間に発売された新製品ジェネリック28製品のうち20製品以上を取り扱い、いわばデパート戦略を取っていた。なかでも沢井製薬は自社で開発した21製品中20製品

を単独で販売していた。また、ほとんどのジェネリック企業は相互で製品の導出入を行い、さらに先発系企業や垂直統合型企業への製品導出も積極的に行っていた。ただし、上位企業においては、競合企業から製品導入するケースはあっても、導出するケースは皆無であった。なお、表では表すことができなかったが、企業間の提携にはある程度の複雑さがあ

ったもの、資本関係を問わずグループ的なネットワークが少なからず形成されていた。そして、これらの結果と表1の売上ランクの推移より以下の点が導き出された。

まず、第一三共エスファや日本ジェネリックなどの新規参入企業が、AGや垂直統合といったグループビジネスを駆使して売上げランクを伸長させたことで、多くのジェネリック企業はランクを落としたが、ジェネリック企業間のランクの変動は少なかった。これらの結果は、共同開発という集団戦略によって大幅なランクダウンが回避され、環境の安定化が図られているからだと考える。また、これらジェネリック企業は新規参入企業に共同開発グループへの参画を許諾したことによって、開発費用の一部を獲得しただけではなく、継続的に製品を供給することで持続的な利益の確保を可能にした。とくに、中堅以下のジェネリック企業は販売力が弱く医薬品卸らとの強固な関係も有していないため、推奨メーカー品になり得る先発系企業や垂直統合型企業との戦略的提携は自社の弱みを補完するものであり、しかるべき経営判断であるといえる。しかしそれらの新規参入企業は業界内で着実に実力を付け、さらに企業グループとしての競争優位因子を最大限に駆使したビジネスを展開し始めた。すなわち、先発品企業はAGという新たなビジネスモデルを確立し、医薬品卸はグループ内企業の製品を推奨品として優先的に取り扱い、保険薬局チェーンは

バリューチェーンを一括管理しグループ内企業の製品を優先的に採用するに至った。その結果、多くのジェネリック企業は、製品導出によって利益を確保することはできても、自社の販売部門はより弱体化することとなった。

そして、これらの結果は石井(2003)などの先行研究による指摘と合致していると考えられる。すなわち、競合企業間によって慣例的に行われていた共同開発という集団戦略が起点となり、新規企業にその集団活動への参画を許諾した結果、長年かけて築き上げた業界の参入障壁を自ら崩壊させ、新規企業の業界参入を容易にさせた。そして、業界内の競争は一層激化し、一部企業は環境の変化に適応できず徐々に弱体化し、新規企業がランクアップした分だけ売上ランクがダウンしたり、一部のジェネリック企業においては売却に至る結果になったと考える。

参考文献・引用文献

- アズクルー編集(2011)「「オーソライズド・ジェネリック」は新たな価値か、ただの戦術か」『月刊ジェネリック(2011.10)』pp.13-17.
- 浅羽茂(1995)『競争と協力の戦略業界標準をめぐる企業行動』有斐閣.
- 石井真一(2003)『企業間提携の戦略と組織』中央経済社
- 牛丸元(2007)『企業間アライアンスの理論と実証』同文館出版
- 亀川雅人, 鈴木修一(1997)『入門経営学第3版』新生社
- 亀川雅人, 松村洋平(1999)『入門経営戦略』新生社

- 佐々木利廣(1990)『現代組織の構図と戦略』中央経済社
- 富田健司(2007)「製薬企業における戦略的提携の効果的マネジメント」『医療と社会』17, 3, pp.285-314
- 富田健司(2007)「戦略的提携における異質性と同質性のマネジメントー探索段階のチーム間提携に着目してー」『医療と社会』17, 1, pp.113-124.
- 日本ジェネリック製薬協会(2017)『ジェネリック医薬品パーフェクトBOOK』南山堂
- 平井岳哉(2000)「デジタル家電繰返し競争パターンの継続と変容」宇田川勝ら編『日本の企業間競争』有斐閣
- 広崎心、赤瀬朋秀(2018)「製薬業界における先発品企業がジェネリック業界に参入する意義についてー注力領域にける並列管理の視点を中心にー」『実践経営学会年次報告書』55, pp.103-111.
- 広崎心(2019a)「先発医薬品企業における低価格帯戦略ーオソラズドジェネリックのインパクトとそのポジショニングについてー」『産業学会研究年報』34, pp.69-89.
- 広崎心(2019b)「変革期における製薬企業の競争優位の構築に関する研究ージェネリック医薬品業界での事例を中心としてー」日本経済大学
- 宮田由紀夫(1997)『共同研究開発と産業政策』勁草書房
- 安田洋史(2006)『競争環境における戦略的提携』NTT出版
- 安田洋史(2015)「アライアンス成果に対するパートナー間多様性の影響」『日本経営学会誌』35, pp.16-27.
- 安田洋史(2016)『新版アライアンス戦略論』NTT出版
- 山倉健嗣(1993)『組織間関係ー企業間ネットワークの変革に向けてー』有斐閣
- 山田英夫、寺部優(2017)「競合企業のバリューチェーンに入り込む企業提携」『早稲田国際経営研究』48, pp.27-41.
- 山中隆幸(2017)『ジェネリック VS. ブロックバスター研究開発・特許戦略からみた医薬品産業の真相』講談社
- Astley W.G. (1984) *Toward an Appreciation of Collective Strategy, Academy of Management Review*, Vol.9 No.3, pp.526-535.
- Barney, J.B. (2002) *Gaining and Sustaining Competitive Advantage*, NJ, Prentice Hall.(岡田正大訳(2003)『企業戦略論-競争優位の構築と持続』ダイヤモンド社.)
- Doz, Y. L. and G. Hamel (1998) *Alliance Advantage*, Harvard Business School Press. (志太勤一、柳孝一監訳、和田正春訳(2001)『競争優位のアライアンス戦略』ダイヤモンド社)
- Formbrun, C.J. and Astley W.G. (1983) *Collective Strategy: Social Ecology of Organization Environments, Academy of Management Review*, Vol.8, No.4, pp.576-587.
- Yoshino, M. and Rangan, U.S. (1995) *Strategic Alliance*, Boston, Massachusetts, Harvard Business School Press.

¹ 厚生労働省 website「後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について」における関連資料による。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatsu-iyaku/index.html
(2020/5/25)

² ジェネリック製薬協会 website「平成30年度(30年4月~31年3月)のGE医薬品の数量シェア分析結果」による。
https://www.jga.gr.jp/library/pdf/media/share_1196271

[8354.pdf](#) (2020/5/26)

³ 医薬品は薬機法上、1つの企業が同一成分の医薬品の製造販売権を複数保持できないため、AGはジェネリック専従の子会社などの関連企業が販売するケースが多い。

⁴ 具体的事例として、2006年にユニバーサル薬品がインド大手のザイダスファーマに、東洋ファルマーが杏林製薬グループに、2011年に大洋薬品がイスラエル大手のテバに買収された。また、2006年にインド大手のルビ

ンは2008年に共和薬品、2011年にアイロム製薬（現：共和クリティケア）を買収した。その後、ジェネリックの処方促進策が脚光を浴びたため、ジェネリック企業の企業価値が著しく上昇しM&Aの頻度は少なくなった。

⁵ アズクルー『月刊ジェネリック』が毎年8月号で実施する特集記事「ジェネリック医薬品企業・製造販売企業ランキング」において、9年中5年以上のデータが記載されていた企業のうち、2018年度に売上高100億円以上の企業のみを抜粋した。また、ニプロなど、ジェネリック以外の売上額が大半を占めていたと考えられる企業は除外した。

⁶ ジェネリック製薬協会（2017）『ジェネリック医薬

品』パーフェクトブック南山堂 p.12による。

⁷ 医薬品は、製造施設や原薬の追加・変更を検討した場合、その都度厚生労働省所管の独立行政法人である医薬品医療機器総合機構（以降、PMDA：Pharmaceuticals and Medical Devices Agency）に申請し、項目によっては厚生労働省からの許可を待たねばならないため、安易に製造所を移管することはできない。

⁸ 先発品の売上げは、ミクス「製品売上高（100億円以上）」『医薬品ランキング』と、じほう「主要薬効別市場動向」『薬事ハンドブック』を参考に記載したが、後者資料の一部は推定値の記載であった。

ゆとり教育から PISA 型学力へ
—小学校国語科における PISA 型読解力—

小杉 聡
日本大学大学院総合社会情報研究科

From leisure education to PISA-type academic ability

—PISA type reading comprehension in elementary school Japanese—

KOSUGI Aki
Graduate School of Social and Cultural Studies, Nihon University

Critiques on leisure education and scholastic ability occur, and the PISA survey's reading ability ranks close to the OECD average, causing a PISA shock. Among them, "scholastic ability" is highlighted. What is the background behind leisure education and criticism of academic decline? I will examine how PISA-type academic ability was adopted when shifting from criticism to PISA-type academic ability. We will consider how PISA-style scholastic ability, especially PISA-type reading ability, is positioned in the Japanese language department of elementary school.

1.はじめに

ゆとり教育への批判が起り、学力が低下したのではないかという論調が目につくようになり、各都道府県による学力調査が行われるようになったのは2000年代である。

例えば、東京都知事石原慎太郎(2003)は、「ゆとり教育に関する議論が高まりを見せる中、都民の間に子どもの学力低下に対する懸念」が広がっており、「都は、国の緩慢な対応を待つことなく、義務教育に対する都民の信頼を回復するため、区市町村と連携した取り組み」を行うとして、2003年度から中学二年生を対象に、2004年度から小学五年生を加えて、「すべての公立小中学校で一斉学力調査を実施し、この結果を都民に公表する」としている¹⁾。

大阪府議会での教育長のゆとり教育についての答弁では、「完全学校週五日制や、現行の学習指導要領による指導内容の縮減等により、子どもたちの学力低下を招くことがあってはならない」とした上で、「学力等実態調査の結果を踏まえ、学力向上に向けた指導方法や校内体制づくり、家庭や地域との連携のあり方など、学校経営の観点に立った総合的ガイ

ドラインを新たに作成」するとしている²⁾。

地方自治体で行われる学力調査については、文科省が2005年「都道府県・指定都市による独自の小学校・中学校学力調査について」に学力調査を実施している自治体の開始年度が示されている。学力調査の実施開始年度を見ると、2002年～2004年までに集中している。2002年～2004年に独自の学力調査を始めた自治体を見ると表1のようになる。

表1 都道府県による独自の学力調査の実施開始年度

2002年	宮城、秋田、山形、福島、群馬、石川、鳥取、岡山、広島、山口、徳島、香川、佐賀、長崎、宮崎、
2003年	青森、岩手、千葉、東京、山梨、岐阜、大阪、和歌山、島根、福岡、熊本、大分、鹿児島、神奈川(小学校2003~、中学校1995~)、京都(小学校1991~、中学校2003)
2004年	北海道、茨城、埼玉、新潟、静岡、兵庫、奈良、愛媛

※文科省「平成17年度 都道府県・指定都市による独自の小学校・中学校学力調査について」をもとに作成。2002

年～2004年に学力調査を開始した都道府県を記載。

もちろん、それ以前から学力調査を行っていた地方自治体はあるが、ゆとり教育・学力低下が叫ばれ始めてから、学力調査に踏み切った自治体が多いことが分かる。石原(2003)が言うように「ゆとり教育に関する議論」「子どもの学力低下に対する懸念」などから、独自の学力調査を実施した自治体が多いとみることができる。

ゆとり教育批判、学力低下論争の中、PISAショックが起きた。PISA2003の調査結果において読解力の順位が落ちたことで、PISAショックが起きる。日本の読解力が低下していると言うことが、取りざたされることになる。PISAショック以降、文科省はPISA型学力を学習指導要領に取り入れていく。また、2007年より全国学力・学習状況調査(以下、全国学力調査)を行い、学力の状況を把握していくことになる。

「ゆとり教育」「学力低下」「PISAショック」と学力問題がどのような背景や状況の中から登場し、PISA型学力へ移行していったのかを検証する。また、PISA型学力を取り入れたことで、学習指導要領を中心として教育内容にどのような影響を与えたのかを考察する。

2. ゆとり教育とはなにか

2.1 ゆとり教育の背景

1958年学習指導要領では、系統的な学習を重視し、基礎学力の充実を図るために、国語、算数の内容を再検討してその充実を図り、授業時数を増やした。道徳の時間が特設された。また、科学技術教育の向上を図るために、算数、理科の充実を図るなど学習内容が増大している。学習指導要領が法的拘束力を持つのも、1958年学習指導要領からである。時代の背景としては、スプートニックショックや高度経済成長の中での人材育成などがあり、基礎学力の重視、理系偏重の学習内容となっている。

1968年改訂学習指導要領では、「人間形成の上から調和」と「統一のある教育課程」の実現を図ったとしている。指導内容は、義務教育9年間を見通し、「小学校段階として有効・適切な基本的な事項に精選」し、「時代の進展に応ずる」ようにしたとしてい

る³⁾。指導内容として、算数における集合の導入などが見られる。「詰め込み型」の教育と呼ばれ、学習についていけない「落ちこぼれ」という言葉を生んだ。

1958年、1968年の学習指導要領には、学習内容において高度な内容である。佐藤史浩(2015)は、1968年の学習指導要領について、学習内容の精選の目標に関わらず、数学や理科での現代化が強調され、教育の内容は高度な内容とともに量的にも膨らむことになったとしている⁴⁾。

1958年、1968年学習指導要領への批判の中、「ゆとり」という言葉が出てくるのは、1977年学習指導要領からである。1977年学習指導要領には、「ゆとり教育」という言葉ではなく、「ゆとりのあるしかも充実した学校生活」が送れるようにすることとある。「ゆとりのあるしかも充実した学校生活」を実現するために、各教科の指導内容を精選し、内容を削減した。また、学校教育法施行規則の一部改正を行った。第4学年では週当たり2単位時間、第5、6学年では4単位時間の標準授業時数の削減が行われた。授業時数の削減によって、学校の教育活動にゆとりがもてるようになり、地域や学校の実態に応じ創意を生かした教育活動が展開できるようする「ゆとりの時間」が生み出された。この「ゆとりの時間」のゆとりは、学校内の教育活動におけるゆとりであった。

2.2 ゆとり教育の内容

1984年に中曽根康弘首相のもと臨時教育審議会が開かれ、3年間にわたり議論が行われた。1987年に最終答申が出された。個性重視の原則、生涯学習体系への移行、変化への対応(国際化並びに情報化への対応)の3つの柱が示された。生涯学習については、「学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編成を図っていかなければならない」として、「学校教育の自己完結的な考え方から脱却し、人間の評価が形式的な学歴に偏っている状況を改め、これからの学習は、学校教育の基盤の上に各人の責任において自由に選択し、生涯を通じて行われるべきもの」ということを示した⁵⁾。この臨時教育審議会の答申により、生涯

教育へと教育が転換されていく。

1985年教育課程審議会に「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」諮問を行った。1987年答申では、①豊かな心を持ち、たくましく生きる人間の育成を図ること ②自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視すること ③国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育の充実を図ること ④国際理解を深め、我が国の文化と伝統を尊重する態度の育成を重視することなどが答申された。

この答申を受けて、1989年学習指導要領では、道徳的実践の指導の充実、小学校低学年に生活科を設けること(低学年の社会科と理科を廃止すること)、高等学校家庭科の男女ともすべての生徒に履修などが辞意視されることになる。特に、小学校では、各教科等の授業時数については各学年の年間の総授業時数は変更しないが、第1学年及び第2学年に新設する生活科については、第1学年102単位時間、第2学年105単位時間を当てること、第1学年及び第2学年において、国語の力の充実を図るため、国語の授業時数を第1学年34単位時間、第2学年35単位時間それぞれ増やしたことなどが大きな変更点となる。

1995年文部大臣与謝野馨は、中央教育審議会に「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」諮問し、その理由として、「21世紀に向けて、国際化、情報化、科学技術の発展、高齢化、少子化や経済構造の変化など、我が国の社会は大きく変化」しており、このような変化を踏まえた「新しい時代の教育の在り方」が問われるとともに、今日、受験競争の過熱化、いじめや登校拒否の問題など様々な教育上の課題に直面している。また、学校週5日制の今後の在り方や青少年の科学技術離れへの対応などについての検討が求められていることをあげている⁹⁾。

中央教育審議会は1996年1次答申の中で、学校を目指す教育として2点あげ、

- (a) 「生きる力」の育成を基本とし、知識を一方的に教え込むことになりがちであった教育から、子供たちが、自ら学び、自ら考える教育

への転換を目指す。そして、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体をはぐくんでいく。

- (b) 生涯学習社会を見据えつつ、学校ですべての教育を完結するという考え方を採らずに、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」という生涯学習の基礎的な資質の育成を重視する。

としている。また、教育を実現するためとして、学校は、「[ゆとり]のある教育環境で[ゆとり]のある教育活動を展開する。そして、子供たち一人一人が大切にされ、教員や仲間と楽しく学び合い活動する中で、存在感や自己実現の喜びを実感しつつ、「生きる力」を身に付けていく」としており、「ゆとり」という言葉が使われている。この中央教育審議会1次答申の中には、学校週5日制についても答申されており、その中で「生きる力」は、単に学校だけで育成されるものでなく、学校・家庭・地域社会におけるバランスのとれた教育を通してはぐくまれる。特に、家庭や地域社会における豊富な生活体験、社会体験や自然体験は重要である。そうした点を踏まえて、今日の子供たちの生活の在り方を省みると、子供たちは全体として「ゆとり」のない忙しい生活を送っており、様々な体験活動の機会も不足し、主体的に活動したり、自分を見つめ、思索するといった時間も少なくなっているというのが現状である。こうした現状を改善する意味で、家庭や地域社会での生活時間の比重を増やし、子供たちが主体的に使える自分の時間を増やして「ゆとり」を確保することは、今日、子供たちにとって極めて重要なこととされている。「生きる力」を育成するためには、「ゆとり」が必要であり、「ゆとり」は学校だけでなく、「家庭や地域社会での生活時間の比重」を増やし、子供たちが主体的に使える「自分の時間」を増やすことにより「ゆとり」を確保しようとする。学校外に「ゆとり」を作ろうとしている。1997年中央教育審議会第二次答申では、「[ゆとり]の中で「生きる力」をはぐくむことを目指し、個性尊重という基本的な考え方に立って、一人一人の能力・適性に応じた教育を展開していくことが必要である」ともしており、「ゆとり」と「生きる力」がセットとして取り

扱われている。

1998年教育課程審議会の答申では、「総合的な学習の時間」の創設が含まれていた。これらの答申を受けて、1998年学習指導要領の改訂については、「完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりの中で特色ある教育を展開し、児童に豊かな人間性や基礎・基本を身に付け、個性を生かし、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を培うことを基本的なねらい」としており、①豊かな人間性や社会、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること ②自ら学び、自ら考える力を育成すること③ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること ④各学校が創意工夫を生かし特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること の4つの方針を上げている。この中で、③ゆとりのある教育活動を展開する中、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実することの中では、「完全学校週5日制を円滑に実施し、生涯学習の考え方を進めていくため、時間的にも精神的にもゆとりのある教育活動が展開される中で、児童が基礎・基本をじっくり学習できるようにするとともに、興味・関心に応じた学習に主体的に取り組むことができるようにする必要がある」として、「年間総授業時数の削減、各教科の教育内容を授業時数の縮減以上に厳選し基礎的・基本的な内容に絞り、ゆとりの中でじっくり学習しその確実な定着を図るようにすることなどの改善を図った」⁸⁾ともしている。学習指導要領に示された具体的内容としては、学習内容の3割削減、完全学校週5日制の実施、授業時数の削減、総合的な学習の時間の新設などが示された。臨時教育審議会で示された「ゆとり」が1998年改訂学習指導要領で具体化したことになる。また、学習内容の削減により、量的な学習から質的な学習へと変わったことが分かる。

1999年小渕恵三内閣時に21世紀における日本のあるべき姿を検討することを目的に「21世紀日本の構想懇談会」最終報告書には、「現在の義務教育の教科内容を5分の3にまで圧縮し、義務教育週3日制を目指すことを提案」⁹⁾されており、さらなる「ゆとり」が示されている。「21世紀日本の構想懇談会」の最終報告のように、実際はならなかった。それ

は、学力低下問題が大きく論じられることになり、「ゆとり教育」が学力低下の問題点として扱われるようになったからである。

3. 学力低下とは何か

3.1 学力低下問題とは何か

1999年ゆとり教育への批判が始まる。岡部恒治、戸瀬信之、西村和雄らによる『分数ができない大学生—21世紀の日本が危ない』(1999)が出版される。「私たちの目的は、わが国の教育を蝕んでいる問題のひとつを明確にして、解決策を見出していこうとするもので、問題の責任所在を追求するものではありません」¹⁰⁾とあるように、決して「ゆとり教育」批判の本ではなかった。しかし、『分数ができない大学生—21世紀の日本が危ない』は、大学生の数学の学力の低下を扱ったものであり、続編も刊行され、学力低下論争の中でも始まりとなったものである。

その後、大学生の学力問題から、こどもの学力問題へとシフトしていく。さまざまな立場から、学力問題について議論されることになる。

例えば、荻谷剛彦は、学力の階層差について問題を提起している。義務教育段階について学力について、荻谷(2002)たちの調査では、関西都市部の子どもたちに対して調査を実施し、義務教育段階での階層差があると指摘している¹¹⁾。

和田秀樹の『受験勉強は子どもを救う』は、精神科医の立場から受験について考察し、受験を肯定的に捉える本も出版される。

また、受験産業が「円周率が3になる」というキャンペーンを行うなどゆとり教育の批判から、学力低下に対する懸念が広がっていく。実際には、「円周率としては3.14を用いるが、円周や面積の見積もりをするなど目的によっては3として処理していくことを取り扱うことにも配慮する必要がある」¹²⁾と学習指導要領解説算数編に記されており、円周率が3になったわけではない。

学習内容の3割削減ということが「ゆとり教育」の最大の問題であり、学力低下の論拠のひとつとなっている。

「ゆとり教育」は、詰め込み教育への批判から生まれたものである。本来は、学力低下と「ゆとり教

育」は結びつくものではない。

文部省の寺脇研などが「ゆとり教育」擁護の側から、発言を行っていく。寺脇は、ゆとり教育について、「ゆとり教育」というのは文部省が決めた言葉ではないですから、私たちとしては、画一的でなく、一人一人に合わせる教育のことを生涯学習という考え方で言っていたのです」としている¹³⁾。1998年学習指導要領がでるまでの経過を見ると、寺脇の言説と一致する。

学力低下について論議される中、教育課程審議会答申(2000)では、「我が国の児童生徒の学力は、国際教育到達度評価学会(IEA)の行っている国際比較の調査(国際数学・理科教育調査)によると、第1回調査以来トップクラスを維持しており、国際的に見ておおむね良好と考えている」として、学力は低下していないとしている。また、「学力については、従来から、「読・書・算」の能力などに限定してとらえる考え方と、理解力、思考力、創造力、問題解決能力などまで含める考え方」があるとしたうえで、学力については、「知識の量の多少によってとらえるのではなく、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付けることはもとより、それにとどまることなく、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」がはぐくまれているかどうかによってとらえる必要」がある。学習指導要領は、「言わば学力の質の向上を図ることをねらいとしている」のである¹⁴⁾。

学力低下の批判を受けて、文科省は「学びのすすめ」(2002.1.17)を発表し、新しい学習指導要領のねらいとする「確かな学力」の向上のために、「きめ細かな指導で、基礎・基本や自ら学び自ら考える力を身に付ける」「発展的な学習で、一人一人の個性等にに応じて子どもの力をより伸ばす」「学ぶことの楽しさを体験させ、学習意欲を高める」「学びの機会を充実し、学ぶ習慣を身に付ける」「確かな学力の向上のための特色ある学校づくりを推進する」などの5つの方策を上げた¹⁵⁾。

また、2003年学習指導要領の一部改訂が行われた。改訂の内容としては、「学習指導要領の基準性を踏まえた指導の一層の充実」があり、「児童生徒の実態を踏まえ、学習指導要領に示していない内容を加えて

指導することができること」などが示された。これは、学習指導要領が基準であり、それ以上の学習を認めるものである。また、「学校教育法施行規則に定める各教科等の年間授業時数の標準を上回る適切な指導時間を確保するよう配慮する」ことなども示され、教科の授業時数は標準であり、それ以上の授業時数の確保することを求めており、事実上「ゆとり教育」の批判を受けての改正であった。

3.2 ゆとり・学力低下批判からPISAショックへ

文科省は、学力低下、ゆとり教育批判を受け、2003年「教育課程実施状況調査」の結果¹⁶⁾を公表した。小学校第5、6学年生に対して、国語、社会、算数、理科について、1学年当たりA、B、Cの3種類の問題冊子(ほぼ同程度の内容、水準)調査しており、1教科1問題冊子当たり、1万6千人の調査対象として、対象学級を無作為抽出し、当該学級の児童生徒全員を対象として実施されている。調査実施学校数及び児童生徒数は、小学校3,532校約20万8千人であった。その結果が表2であるが、設定通過率を見ても、算数については通過率を下回っているが、大きな学力低下を認めることはできない。

表2「教育課程実施状況調査」(2003)学年別にみた問題ごとの設定通過率との比較(小学校)

区分	問題数	設定通過率との比較			通過率(%)	設定通過率(%)	
		上回ると考えられるもの	同程度と考えられるもの	下回ると考えられるもの			
国語	第5学年	47	16	30	1	85.3	81.9
	第6学年	44	10	31	3	79.9	77.2
社会	第5学年	75	23	27	25	70.8	72.5
	第6学年	81	27	44	10	72.2	70.2
算数	第5学年	85	8	35	42	63.3	69.8
	第6学年	72	11	38	23	66.6	70.4
理科	第5学年	93	36	39	18	73.6	72.0
	第6学年	94	68	21	5	75.0	65.7

(注) 1. 上表の右欄の通過率については、問題ごとの正答、準正答者数の合計を解答者数の合計で割った数値である。各問題を含めての通過率を言うときは、この算出方法による。
2. 上表の右欄の設定通過率については、問題ごとの設定通過率を単純平均した数値である。

※「教育課程実施状況調査」(2003)ペーパーテスト調査集計結果より転載

https://www.nier.go.jp/kaihatu/katei_h13/0100100000007003.pdf 2020.5.29取得

この「教育課程実施状況調査」(2003)では、小学校国語科の調査結果を踏まえた指導上の改善点について、「提示された話題や文章に沿って書くことに対

して、相手や目的などに応じ、自分の考えを明確にして内容を構成していくという問題について、通過率が設定通過率を下回ると考えられる結果が出ている」としている点は注目しておきたい。

学力低下の根拠となるものが、2004年に公表されたPISA2003の「読解力」調査のランキングの低下であった。

OECDが実施するPISA調査では、義務教育修了段階の15歳児が持っている知識や技能を、実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかどうかを評価する調査である。読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーについて行わる。

読解力については、PISA2000は32か国中8位、PISA2003は41か国中14位と順位が落ちたことにより、学力低下への批判を裏付けるような結果となった。

PISAの読解力問題と「教育課程実施状況調査」(2003)では、自分の考えなどを書く問題に課題があることは共通していることであった。

4. PISA型学力への転換

4.1 PISAショックから学習指導要領改訂へ

PISA2003、PISA2006の読解力の世界順位が落ちたことにより、所謂、PISAショックが起きる。日本の子どもたちの読解力がOECD平均程度まで低下している状況であることが問題視された。文部科学省は2005年12月「読解力向上プログラム」¹⁷⁾を打ち出した。その中では、PISA調査の「読解力」とは、「Reading Literacy」の訳だが、国語教育等で従来用いられてきた「読解」「読解力」という語の意味するところとは異なるので、PISA型「読解力」としている。このPISA型「読解力」の向上を図るために、「3つの重点目標」①テキストを理解・評価しながら読む力を高める取組の充実、②テキストに基づいて自分の考えを書く力を高める取組の充実、③様々な文章や資料を読む機会や、自分の意見を述べたり書いたりする機会の充実を示した。また、5つの重点戦略として、

【戦略1】学習指導要領の見直し

【戦略2】授業の改善・教員研修の充実

【戦略3】学力調査の活用・改善等

【戦略4】読書活動の支援充実

【戦略5】読解力向上委員会（仮称）

を上げている。この戦略の中で注目したいのは、学習指導要領の見直しと学力調査の活用・改善等である。PISA型「読解力」の向上を図るために学習指導要領を見直し、学力調査を活用すると言うのである。

また教育再生会議の第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」(2007)¹⁸⁾においても、7つの提言の中に「ゆとり教育」を見直し、学力を向上するとして上げている中で、

(1)「基礎学力強化プログラム」

授業時数の10%増加、基礎・基本の反復・徹底と応用力の育成、薄すぎる教科書の改善(学習指導要領改訂)

(2)全国学力調査を新たにスタート、学力の把握・向上に生かす

を示している。また、学校教育法、地方教育行政法などの改正が提言された。

「読解力向上プログラム」や教育再生会議の報告でも、学習指導要領改訂と全国学力調査実施が盛り込まれている。

こうした中、教育基本法改正(2006)、学校教育法改正(2007)などを経て、2008年学習指導要領が公示される。

2008年改訂学習指導要領解説総則編の改訂の経緯の中で、OECDのPISA調査など各種の調査から

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
- ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
- ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題

が見られるとしている。学習指導要領改訂に読解力というPISA型の学力に対する課題があったことが分かる。

また、「生きる力」については、中教審「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」(2008.1.17)において、1998年の学習指導要領「変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本

を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」であるとの理念に立脚」しているとしている。21世紀は、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」(knowledge-based society)の時代」であり、OECDは「知識基盤社会」の時代を担う子どもたちに必要な能力を、「主要能力(キーコンピテンシー)」として定義付けているが、「生きる力」は、この主要能力(キーコンピテンシー)という考え方を先取りしているとしている¹⁹⁾。

OECDのキーコンピテンシーとは、1997年にOECDの指導のもとスイス連邦主導によって、DeSeCo(コンピテンシーの定義と選択:その理論的・概念的基礎、Definition & Selection of Competencies; Theoretical & Conceptual Foundation)で定義されたものである。DeSeCoで定義されたキーコンピテンシーの条件とは、①全体的な人生の成功と正常に機能する社会という点から、個人および社会のレベルで高い価値をもつ結果に貢献すること、②幅広い文脈において、重要で複雑な要求や課題に答えるために有用であること、③すべての個人にとって重要であること²⁰⁾の3つである。このことをもとに、キーコンピテンシーの3つのカテゴリである①相互作用的に道具を用いる、②異質な集団で交流する、③自律的に活動するが構築されている。このキーコンピテンシーを測定するのがPISAである。

表3にキーコンピテンシーの3つのカテゴリを表にしたが、OECDが定義するキーコンピテンシーと「生きる力」は、キーコンピテンシーのカテゴリには当てはまるものはあるが、必要な理由やコンピテンシーの内容としては「生きる力」には具体性がなく、漠然としたものとなっている。

2008年学習指導要領解説総則編の中で「生きる力」について次のように説明している。「児童に生

表3 キーコンピテンシーの3つのカテゴリ

カテゴリ	必要な理由	コンピテンシーの内容
相互作用的に道具を用いる	<ul style="list-style-type: none"> ・技術を最新のものにしつづける。 ・自分の目的の道具を合わせる。 ・世界と活発な対話をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語、シンボル、テキストを相互作用的に用いる。 ・知識や情報を相互作用的に用いる。 ・技術を相互作用的に用いる。
異質な集団で交流する	<ul style="list-style-type: none"> ・多元的社会的多様性に対応する。 ・思いやりの重要性 ・社会的資本の重要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・他人とも関係を作る ・協力する。チームで働く。 ・争いを処理し、解決する。
自律的に活動する	<ul style="list-style-type: none"> ・複雑な社会で自分のアイデンティティを実現し、目標を設定する。 ・権利を行使して責任を取る。 ・自分の環境を理解してその働きを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな展望の中で活動する。 ・人生計画や個人的プロジェクトを設計し実行する。 ・自らの権利、利害、限界やニーズを表明する。

※ドミニク・S・ライチェン他『キー・コンピテンシー 国際標準の学力を目指して』をもとに作成

きる力をはぐくむことを目指」すと規定しているのは、

- ①新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代の中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力をはぐくむことがますます重要になっていること
- ②改正教育基本法や同法を受けて改正された学校教育法において、知・徳・体のバランス(教育基本法第2条第1号)、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲(学校教育法第30条第2項)が重視される必要がある旨が法律上規定されたことを受けたものであるとしている。学習指導要領の中に確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力も盛り込まれ、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲も重視されていることが分かる。しかし、OECDのキーコンピテンシーと比

較すると、一つ一つがきちんと定義されておらず漠然とした目標であり、その内容についても示されているわけではない。

「生きる力」は、キーコンピテンシーを先取りしたものであるとして中教審は見ている。この「生きる力」が盛り込まれた2008年学習指導要領の改訂は、これまで見てきたように、ゆとり教育、学力低下への批判に対応するものであり、PISA型学力への転換である。教育基本法、学校教育法を改正した上で、学習指導要領を改正し、PISA型の学力、特にPISA型読解力に向けての改訂であった。

4.2 PISA型学力への転換

PISAの読解力調査の中には、読むテキストタイプとして、連続型テキスト(物語、解説、記述、議論、指示、文書または記録、ハイパーテキスト)と非連続型テキスト(図・グラフ(Charts and graphs)、表、図(Diagrams)、地図、書式、情報シート、宣伝・広告、バウチャー、証明書)がある。また、PISAは読む行為のタイプとして、情報の取出し(Retrieving information)、テキストの解釈(Interpreting Test)、熟考と評価(Reflection and Evaluation)がある。例えば、情報の取出しの問題例として、

- ・テキストや表から時間や場所を示すといった明白な情報を見つけることを求める問題
- ・同義語的な情報を見つけることを求める問題
- ・2つの類似した情報を区別することを求める問題

テキストの解釈の問題例として

- ・物語の主人公、背景、境遇を説明させる問題
- ・文学的テキストの主題やメッセージを書かせる問題
- ・地図・挿絵の目的や使い方を説明させる問題

熟考と評価の問題例として

- ・テキストのタイトルやテーマを選択させたり、つくらせたりする問題
- ・物語の主人公、背景、境遇を説明させたり、文学的テキストの主題を書かせたりする課題
- ・テキストの複数の部分に注目する必要がある課題

などがあり、このような問題がPISAの読解力調査

で出題されている。

文科省『読解力向上プロジェクト』(2005)では、PISA2000とPISA2003の結果について正答率や無答率をもとにして分析すると、読解のプロセスにおいては「テキストの解釈」「熟考・評価」に、出題形式においては「自由記述(論述)」に課題がある²¹⁾とされている。「自由記述」とは、「答えを導いた考え方や求め方、理由説明など、長めの語句で答える問題」である。『読解力向上プロジェクト』(2005)では、各学校で求められる改善の具体的な方向として、3つの重点目標をあげている。

- ①テキストを理解・評価しながら読む力を高める取組の充実
- ②テキストに基づいて自分の考えを書く力を高める取組の充実
- ③様々な文章や資料を読む機会や、自分の意見を述べたり書いたりする機会の充実

この重点目標は、『読解力向上に関する指導資料—PISA調査(読解力)の結果分析と改善の方向—』(2005)にもみられる。PISA調査(読解力)の結果を踏まえた指導の改善として、小学校では、相手や目的、意図を踏まえて内容を新たに構成しながら文章を書くことが設定通過率を下回っていると考えられる状況を受けて、

相手や目的などに応じ、自分の考えを明確にして内容を構成していくという問題について、通過率が設定通過率を下回ると考えられる結果がでていいる。取り上げる言語活動において、児童個々の考えをまとめることを一層重視し、相互評価などを活用してお互いの考えを高め合うような工夫を行うことにより、児童自身の考えを明確にし構成する力を育成できるような指導の充実が求められる²²⁾

としている。また、指導の改善の方向と指導のねらいとして、

- ア テキストを理解・評価しながら読む力を高めること
 - (ア)目的に応じて理解し、解釈する能力の育成
 - (イ)評価しながら読む能力の育成
 - (ウ)課題に即応した読む能力の育成
- イ テキストに基づいて自分の考えを書く力を高

めること

(ア)テキストを利用して自分の考えを表現する能力の育成

(イ)日常的・実用的な言語活動に生かす能力の育成

ウ 様々な文章や資料を読む機会や、自分の意見を述べたり書いたりする機会を充実すること

(ア)多様なテキストに対応した読む能力の育成

(イ)自分の感じたことや考えたことを簡潔に表現する能力の育成

を上げている²³⁾。『読解力向上プロジェクト』をより具体化した形で示されている。

こうした PISA 型読解力の育成に向けて、2008 年学習指導要領に PISA 型読解力が取り入れられる。PISA 調査の中でも無答率の高い自由記述に対して、2008 年学習指導要領の小学校国語科の 5.6 年生「書くこと」の領域の指導事項では、次のようなことを指導するように示している。

ア 考えたことなどから書くことを決め、目的や意図に応じて、書く事柄を収集し、全体を見通して事柄を整理すること。

イ 自分の考えを明確に表現するため、文章全体の構成の効果を考えること。

ウ 事実と感想、意見などを区別するとともに、目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりすること。

エ 引用したり、図表やグラフなどを用いたりして、自分の考えが伝わるように書くこと。

オ 表現の効果などについて確かめたり工夫したりすること。

カ 書いたものを発表し合い、表現の仕方に着目して助言し合うこと。

2008 年学習指導要領では、「書くこと」の領域の指導事項を見ても、「目的や意図に応じて、書く事柄を収集し、全体を見通して事柄を整理する」「事実と感想、意見などを区別する」「目的や意図に応じて簡単に書いたり詳しく書いたりする」「自分の考えが伝わるように書く」など PISA の読解力要素を取り入れられている。勿論、「話すこと・聞くこと」「読むこと」などにおいても、PISA 型読解力が盛り込まれている。こうしたことから、2008 年学習指導要領

の学習内容が、PISA 型学力、PISA 型学力へ転換したことが分かる。

5.おわりに

PISA 型学力への転換は、先に述べてきたように、ゆとり教育、学力低下への批判から、PISA ショックが起り、PISA 型学力をこれからの学力として、日本の教育に取り入れたことによるものである。

PISA は、OECD のキーコンピテンシーの一部を測定するものである。その中でも、PISA 型読解力を国語科に取り入れ、PISA 型読解力を育成しているとしている。PISA は 3 年おきの調査であり、PISA の結果はマスコミでも大きく取り上げられる。PISA2003、PISA2006 の読解力の結果が悪かったことで、読解力の順位を上げるために教育制度を改革したともいえる。そのタイミングが、ゆとり教育、学力低下への批判と重なったものである。

PISA については、PISA の統括責任者であるアンドレアス・シュライヒャー博士あてにニューヨーク州立大学のマイヤー、ザヘティがインターネット上に公開書簡が出ている²⁴⁾。その中で、「PISA は、教育の計測できる狭い面を強調することによって、身体的、道徳的、市民的、芸術的な発達といった計測し得ない、あるいは計測の難しい教育対象に関心を向けず、それゆえに教育とは何であり、どうあるべきかについての私たちの集団的想像力を危険なほどに狭めています」とある。PISA で測定するのは、キーコンピテンシーの一側面である。読解力だけでなく、スポーツ、芸術など学校教育で取り扱う分野は多い。そうした PISA では計測しえない学力だったのである。計測しえない学力にも大切な学力はあるのである。

日本は、PISA 型学力、PISA 型読解力を学習指導要領に組み込み、PISA 型の学力、とりわけ読解力を取り込んでいる。PISA 型読解力については、PISA2009 は 8 位、PISA2012 は 4 位と改善が図られている。PISA 型学力への批判や検討がなされないまま、グローバルスタンダードとして、学習指導要領に取り入れられ、学校教育が行われている。公開書簡に示されているように、PISA のような「たった一つの狭い尺度にのみ依拠すべきではない」²⁵⁾

とも言える。

「詰め込み教育」への批判に対して「ゆとり教育」への転換であったように、「ゆとり教育」、「学力低下」批判に対して「PISA型学力」への転換であった。PISAが続く限り、PISA型学力が教育の中心となるのかもしれない。しかし、PISA型学力が、21世紀に有効な学力なのか、本当に必要な学力なのか、これまで日本で行われてきた教育、日本で重要とされてきた学力はPISA型学力よりも劣るのか、再度考えていかなければならない課題である。

1) 石原慎太郎 東京都議会 平成15年 第4回定例会(第16号) 本文 2003-12-02

しかし一方では、ゆとり教育に関する議論が高まりを見せる中、都民の間に子どもの学力低下に対する懸念が広がっております。

都は、国の緩慢な対応を待つことなく、義務教育に対する都民の信頼を回復するため、区市町村と連携した取り組みを進めてまいります。今年度から中学二年生を対象に、来年度からは小学五年生を加えて、すべての公立小中学校で一斉学力調査を実施し、この結果を都民に公表するとともに、授業改善計画を策定するなど、生きる力の土台となる学力の向上を目指してまいります。

2) 教育長(竹内脩) 大阪府 平成18年 9月 定例会本会議 10月10日-06号

ゆとり教育についてお答えいたします。

平成十四年度から実施している完全学校週五日制や、現行の学習指導要領による指導内容の縮減等により、子どもたちの学力低下を招くことがあってはならないと考えております。

そのため、教育委員会では、学校、家庭、地域が連携して、一年三百六十五日、しっかり子どもを育てる大阪教育七日制の考えのもと、小中学校で児童生徒の学習支援活動を行うまなびングサポート事業や、家庭学習を支援する自学自習力育成サポート事業など、確かな学力の育成を目指した取り組みを進めております。

今後、今年度実施した学力等実態調査の結果を踏まえ、学力向上に向けた指導方法や校内体制づくり、家庭や地域との連携のあり方など、学校経営の観点に立った総合的ガイドラインを新たに作成してまいります。

また、府立高校では、少人数授業によるきめ細かな指導、放課後や土曜日等を活用した補習等により学力向上に努めてきたところでありますが、高校生の中には、卒業後直ちに社会に出て自立する生徒も多いことから、社会生活に必要な学力を身につけさせるなど、人材育成に係る社会的要請に幅広くこたえることが必要であると考えております。

そのため、今後、府立高校卒業生が身につけておくべき学力、いわゆるミニマムスタンダードとしての達成目標や、指導方法、教材のあり方などにつきまして具体的に検討してまいります。

3) 文科省(資料)「学習指導要領等の改訂の経過」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/_icsFiles/afldfile/2011/03/30/1304372_001.pdf 2020.5.29 取得

4) 佐藤 史浩「詰め込み教育」から「ゆとり教育」へ～1968・69年改訂学習指導要領と1977年改訂学習指導要領の検討～ 宮城学院女子大学発達科学研究 15 2015 pp47-54

5) 文科省 学制百二十年史編集委員会 臨時教育審議会の答申 https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318297.htm 2020.5.29 取得

6) 中央教育審議会 文部大臣諮問理由説明 1995.4.26 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/960701t.htm

2020.5.29 取得

7) 文部省『小学校学習指導要領解説 総則編』1999年

8) 文部省『小学校学習指導要領解説 総則編』1999年

9) 21世紀日本の構想懇談会「日本のフロンティアは日本の中にある一自立と協治で築く新世紀」第5章 日本人の未来(第5分科会報告書) <https://www.kantei.go.jp/jp/21century/houkokusyo/5s.html> 2020.5.29 取得

10) 岡部恒治、戸瀬信之『分数ができない大学生—21世紀の日本が危ない』1999 東洋経済新報社 はじめに iii

11) 荻谷剛彦他『調査報告「学力低下」の実態』岩波書店 2002

12) 文部省『小学校学習指導要領解説差数編』pp143 東洋館出版社 1999.5

13) NPO 法人日本教育再興連盟 第1回「ゆとり教育」対談「ゆとり教育」の意図を捉え直す 寺脇研氏

<https://kyouikusaikou.jp/taiwajp/%E3%80%8C%E3%82%86%E3%81%A8%E3%82%8A%E6%95%99%E8%82%B2%E3%80%8D%E3%82%B7%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%82%BA/terawakiken/> 2020.5.29 取得

14) 教育課程審議会(1999～2000)「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について(答申)」2000.12.1

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_katei2000_index/toushin/1310309.htm 2020.5.29 取得

15) 文科省「学びのすすめ」(2002.1.17)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/actionplan/03071101/008.pdf 2020.5.29 取得

16) 平成13年度小中学校教育課程実施状況調査報告書の概要 <https://www.nier.go.jp/kaihatu/jissihoukoku/Taro12-1shoukoku.pdf> 2020.5.29 取得

17) 文部科学省「読解力向上プログラム」2005.12

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/siryu/05122201/014/005.htm 2020.5.29 取得

18) 第一次報告「社会総がかりで教育再生を～公教育再生への第一歩～」2007. 1.24

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0124.pdf> 2020.5.29 取得

19) 中教審「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」2008.1.17

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf 2020.5.29 取得

20) ドミニク・S・ライチェン他『キー・コンピテンシー 国際標準の学力を目指して』明石書店 2006 p.88

21) 文部科学省『読解力向上プログラム』2005.12

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/siryu/05122201/014/005.htm 2020.5.29 取得

22) 文部科学省「読解力向上に関する指導資料—PISA調査(読解力)の結果分析と改善の方向—」2005.12

PISA調査(読解力)の結果を踏まえた指導の改善指導の改善の方向

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/siryu/05122201/004.htm 2020.5.29 取得

23) 文部科学省「読解力向上に関する指導資料—PISA調査(読解力)の結果分析と改善の方向—」2005.12

2PISA調査(読解力)の結果を踏まえた指導の改善 2 読解力を高める指導例

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku/siryu/05122201/006.htm 2020.5.29 取得

24) 「OECD・PISAレター アンドレアス・シュライヒャー博士への公開書簡」人間と教育 民主教育研究所 2014 pp.126-131

25) 「OECD・PISAレター アンドレアス・シュライヒャー博士への公開書簡」人間と教育 民主教育研究所 2014 pp.126-131

サバイバル飯による食育の検討 —日常生活の中でできることから—

草野 純子
日本国際情報学会

Examination of dietary education using survival rice —From what you can do in your daily life —

KUSANO Junko
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

Good eating habits are an essential element for students to live a healthy school life and to receive rich learning. However, the current dietary habits of students are "absence of breakfast", "a low percentage of people worry about incorporating vegetables", and "uneven nutrition".

Therefore, if we can gain the right knowledge and experience about eating habits, we think that we can develop the ability to adjust the eating habits that are the basis of our lives, and we will use the "Survival Rice" experience as a method. I tried to support eating habits.

You can learn that you can make delicious food with a small amount of ingredients and cookware in a short time, and you can see comments such as "Let's make it at home" and "Let's do it because you will live alone", which may lead to behavioral changes in daily life. It was suggested. It was also suggested that it would be an opportunity to think about meals in the event of a disaster, and that incorporating them into daily life could lead to a reduction in the physical and mental burden during a disaster.

1.はじめに

現代の若い世代は食に関する知識不足、経験不足などを抱え、朝食欠食割合が高いなどの課題が指摘されており、食習慣が不良になりやすく、一人で食べる「孤食」など、食に関する伝統や知識を継承していく妨げになっている。

そのため、平成28年4月より、第3次食育推進基本計画のもとで、あらゆるライフステージでの食育の推進が行われており、¹⁾若い世代の食育の推進は重点課題の一つに挙げられている。

学生たちが学生生活を健康に送り、豊かな学びを得るために、良好な食生活は欠かせない要素である。特に食は人の生活の基盤となるものであり、学生自身が自分の生活を振り返り、食を通じた生活力を獲得、向上させることは、人々の健康支援に貢献する

ことができる能力の育成につながると考える。

また、時間的制約が多い学生の食生活を改善するためには、短時間で少ない食材で作れるような調理方法を体験してみることも効果的だと考え、本稿では、サバイバル飯の体験を学生に行い、サバイバル飯を体験することによる食育（食についての教育）の可能性と今後の課題について検討したいと考える。

2.学生の食生活の現状

二村ら²⁾の研究によるとA大学看護学部の学生生活実態調査から、朝食をほとんど食べない学生は4.7%³⁾であり、農林水産省の食育に関する意識調査⁴⁾での20代女子13.4%に比べると少なく、週に3

1) 農林水産省(2018年4月27日):第3次食育推進基本計画
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000129496.pdf>

2) 二村純子、安達内美子、草野純子、坂本真理子、西川和裕:
看護学生とともに創る食生活改善プログラムの効果、愛知医科大学看護学部紀要第18号、2019年12月

3) 平成29年度愛知医科大学看護学部学生生活実態調査

4) 農林水産省(2018年4月27日):“食育に関する意識調査報告書(平成

回以上欠食する学生は15.8%に上ることが明らかとなっている。普段の料理で野菜を取り入れることを気にしている学生は、同居の学生が77.9%であるのに対し、一人暮らしの学生は11.4%にとどまっていた。また、一人暮らし生活を送る学生が朝食を摂らないだけでなく、夕食もお菓子で済ませることもあるなどの現実もあったと述べている。これらの背景として、看護学生は一般の大学生に比べ、実習や演習が多く、授業が過密であり多忙であること、平常時と実習時とでは生活リズムが大きく変化し、ストレスや疲れ、時間的な制約が生じやすいことなど、看護学生特有の生活状況⁵⁾があると考えられる。

しかしその一方、自分でできる簡単なバランス食の考案のみならず、地域の人を巻き込んだ食育イベント企画の立案など、発想を広げる力を持ち合わせていることから、看護学生たちは、食生活に問題を抱えながらも、正しい知識や学ぶ機会を得ることで食生活への関心を高められる可能性がある⁶⁾と述べている。

その他の看護学生を対象とした先行研究では、一人暮らしの看護学生は、家族と同居している学生と比べて食習慣が不良であることが明らかとなっており^{6) 7)}、入学早期に朝食摂取の重要性や日常生活のコントロールについて教育する必要性⁸⁾や、時間のない時や心身の疲労が強い時でも規則正しく食事を摂取できるよう、具体的なアドバイスをする必要性⁹⁾が指摘されている。藤田らが行った、看護学生の食生活改善に向けた教育プログラム評価¹⁰⁾では、参

加した学生全員が食生活改善に役立ったと答えている。国内の大学や自治体の取り組みとしては、自炊を身に付けたい学生のための実践的授業「自炊塾」¹¹⁾や、食育の課題を解決するための企画案作成をめざす食育ワークショップ「大学生の食育プロジェクト」¹²⁾など、若い世代が先駆的に取り組んでいる事例もある。

学生の食生活の現状は、「朝食を欠食する」学生の存在や、「野菜を取り入れる」ことを気にする割合が低く、栄養面に偏りがある。しかし、食生活に関する正しい知識や体験をする機会を得ることができれば、生活の基盤となる食生活を自分で整えていく力を育てることができると考えられた。

2. サバイバル飯

2.1 サバイバル飯の経緯

国際サバメシ研究会の内山庄一郎¹³⁾によると、災害や防災の知識を伝えようとしたとき、そうした方面に関心が高くはない方にアプローチすることは、とても難しいため、2004年11月、「家族で気軽に参加できる楽しそうなイベント」として、多くの方にアピールし、家庭の防災力をアップするために、参加体験型のイベント「サバイバル・メシタキ、略してサバメシ」を開発した。現在、2,000名を超える「サバメシ技術指導員」が世界のどこかで活躍しているという。

2.2 サバメシの目的

日本は地震大国といわれるように大きな地震による災害や近年の異常気象によるゲリラ豪雨、洪水などの災害、台風による災害等ライフラインが停止するような災害発生が頻発している。ライフラインが

29年3月)、

<http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/ishiki/H29PDF.html>

5) 合田友美(2009):看護学生に対する食生活支援の検討(第一報).川崎医療短期大学紀要.29.25-28.

6) 桂 晶子,上原和恵(2003):看護大学生の食生活と身体症状との関連一人暮らしの大学生に焦点を当てて.日本看護学会論文集 看護教育.34.94-96.

7) 中嶋千陽,藤田三恵,吉田早苗ほか(2012):看護学生の居住形態の違いによる食生活,睡眠習慣,健康状態の関連性.日本看護学会論文集看護総合.42.370-373.

8) 難波正義,大島真波,衣笠優美(2012):.本学看護学科学生の朝食摂取状況とその問題点.新見公立大学紀要.33.129-131.

9) 藤田三恵,中田弘子,川島和代(2013):看護学生の食生活改善に向けた教育プログラム評価 継続性への検証を通して.石川看護雑誌.10.47-55.

10) 藤田三恵,中田弘子,川島和代(2013):看護学生の食生活改善に向け

た教育プログラム評価 継続性への検証を通して.石川看護雑誌.10.47-55.

11) 東洋経済 ONLINE (2019年8月1日):“九州大学自炊塾”

<<https://toyokeizai.net/articles/-/285778>>

12) 仙台市健康福祉局健康政策課(2019年8月1日):仙台市平成30年度大学生の食育プロジェクト

<http://www.city.sendai.jp/kenkosesaku-zoshin/kurashi/kenkotofukushi/kenkoiryu/shokuiku/h30syokupro.html>>

13) 内山庄一郎(2020年6月15日)

<https://researchmap.jp/yanagiba/sabameshi>

停止するほどの大災害が発生した場合、それらの復旧目安は、電気は7日、通信は14日、上下水道は30日、ガスは60日といわれている。¹⁴⁾ 食事を作る時に当たり前のように電気やガスを使っているが、災害時はいつもとは違う方法で食事を作らなければならない。食習慣などが日頃から不良である若い世代では、災害時などでは食の知識や体験が少ない場合、命をつなぐための栄養を摂取するということが自体が危ぶまれることとなる。

内山によると、サバメシの目的は、その体験やイベントをきっかけにして「防災について教えること・考えること」にある。災害に備えて準備するのはサバメシの道具ではなく、正しい知識と便利な道具だと述べている。

2.3 被災経験者からの教訓

東日本大震災を体験した石川¹⁵⁾によると、アウトドア用のポット、カセットコンロを持っていたため、温かいものを食べることができた。震災から2日後にはマンションの炊き出しがあり、配給品としておにぎりが届いた。電気は震災から4日後に復旧した。最初に作ったのは「きのこカレー」で、水が貴重だったので、洗わずに済むよう食器にラップを巻いて使った。震災後、「甘いもの」への欲求が高まった。自宅にあった飴が宝石のように見えたという体験を紹介している。

また、林¹⁶⁾は豪雨災害時の避難所の食糧事情を紹介している。土砂崩れで道路が断たれ、停電、断水に見舞われた体験談の中で、まず困るのが飲料水であり、次に食料が問題になる。被災当日の救援物資はごくわずかなアルファ米と水で、翌日に備蓄品倉庫にあったレトルトのカレーや豚丼にパック御飯がついたものが配られ、4日後くらいから白いご飯を握っただけの小さなおにぎり2個が1人あたり1日

に1回届いたと語っている。

しかし、1日におにぎり2個では足りず、地域の方が持ち寄った食材でどうにか賄っていた状態であり、1週間くらい経ってからきちんとした十分な量が届くようになったと語っている。

非常食の中で一番喜ばれたのは、パック御飯とフリーズドライの味噌汁であり、非常時に一番食べなくなるのは、温かい白いご飯とみそ汁という人が多いとのことだった。温かいものを口にすると落ち着くということや被災したときの精神的ショックや疲労から食欲がなくなる方も多いため、食欲がなくても食べられそうなものを非常食として準備しておくという。カップラーメンを食べる意欲はないけれど、スープならいけるという方もいるからである。非常食として準備しておくものの中に、ふりかけや缶詰、魚肉缶だけでなく、フルーツなどの缶詰もあるとよい。野菜が不足するため、野菜スープや野菜ジュースやサプリメントなども用意し置くのがよさそうだと述べている。

被災時におにぎりやパンだけという食事では「心」が落ち着かず、野菜・果物類、魚などの生鮮食品、温かい食べ物が欲しいという声も多かったということは、2人の語りにも共通していることだといえる。

また、地震発生後1ヵ月を経過しても、配給される食糧が成人男性に必要な量(カロリー)の半分程度だったことや、2ヵ月経つと今度は揚げ物が多い弁当などが増えて糖尿病や高血圧症を悪化させる人が出たり、人々がメタボになる可能性が高まったことを紹介しており、「震災時の食であっても、QOL(生活の質)の視点は必要。日常生活の延長として、健全な食生活の実践を目指さなければならないでしょう」と語っている。

石川は、震災後に求められる備蓄食の条件として次の11個をあげている。

- 1 飲料水が不足していても食べることができる
- 2 お湯がなくても食べることができる
- 3 夏でも安全に容易に持ち歩ける
- 4 温かい
- 5 調理済みで開封してすぐに食べることができる
- 6 個食パックで配分が容易である

14) 東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000061/100003/index.html>

15) 石川伸一:「大災害を生き抜くための食事学」震災後に求められる備蓄食11の条件(2020年6月15日)

<http://tokuteikenshin-hokensidou.jp/news/2018/007140.php>

16) 林ぶんこ:避難所のリアルな食料事情とは…豪雨の被災地を取材してわかった、1週間を乗り切る備蓄の大切さ(2020年5月22日)

<http://r.gnavi.co.jp/g-interview/entry/hayashi/4682>

- 7 食器が不要
- 8 食べる場所を選ばない
- 9 ゴミ処理に配慮がある
- 10 栄養面に配慮がある
- 11 おいしい（日常の食事と同等のレベル）

このうち、特に「おいしさ」が重要だと述べている。震災時は、生活環境の破壊、家族の不安、生計の不安、健康不安など、様々なストレスにさらされ、そのストレスを緩和するのが食であり、食べる楽しみは人間の本能であり、生きる糧になるからだとして述べている。

普段食べているものを非常時にも食べることができれば、心を落ち着かせることができるとして、非常時のための備蓄ではなく、日ごろから利用できる長期保存可能な食品を買い置きして、非常時に役立つ「常備食」が最適だと提案している。

被災者の経験から、被災後エネルギー量やタンパク質やビタミンが不足しやすく、1日の食事回数だけでなく1回の食事量も少なくなり、おにぎり、パン、カップ麺などに偏った食事が続くため、大切な栄養素がとりにくくなることがわかっている。

そのため、日常生活の中で備蓄をしつつその備蓄を使いながら食事をする体験をしておくことが、災害時においても栄養不良に陥らず、精神的負担を軽減し、災害を乗り切る生きる力につながるといえる。

2.4 サバイバル飯体験

A大学の地域研究機構看護研究交流センター主催であるプロジェクト申請企画で行った。

1) 目的

いざという時に体験していないことはできないため、生命活動の源である食について、ライフラインが止まった想定で実際に食事を作って食べてみる体験をすることで、生き抜く力を養うことを目的とする。

2) 活動目標

- (1) 体験することで、簡単に作ることができることを理解する。
- (2) 自分の食生活を見直し、生活に取り入れる機会とする。

3) 参加者

A大学看護学部の学生6名（1年生、4年生）

4) メニュー

白御飯、肉じゃが、ポトフ、塩昆布キャベツ、カップケーキ、チョコクッキー

5) 方法

カセットコンロ、ビニール袋、を使用し、調理を行う、パッキングで行った。

パッキングは、家庭内にある道具や使えそうな物で調理を行う方法である。

2.5 サバイバル飯体験の感想・学び

今回参加した学生は、普段あまり調理をしないため、食材を切る、調味料を袋に入れるなど、1つ1つ資料で調理行程を確認しながら行ったため時間がかかった。また、肉じゃがとポトフの具材が似ているため、どちらの料理を行っているのかわからなくなる場面もあった。

実際にサバイバル飯を調理し始めた時の感想や学びとしては次にあげる。

【反省点・学び】

- ・鍋にどの程度水を入れたらよいかわからず、入れすぎたため、袋の食材を入れて煮はじめた時に鍋から水がこぼれて床を濡らしてしまった。次回からはもう少し鍋の水を少なくする。
- ・袋の空気を抜いたはずなのに、膨らんで浮いて困った。袋の空気の抜き方を工夫する。
- ・カップケーキも鍋に水を入れすぎたのか、コップが浮いてきて、何個か倒れてしまった。次回から鍋の水の量を少なくする。
- ・ビニール袋でご飯が炊けるんだと知った。

【感想】

- ・同じ食材でも様々な調理ができる
- ・今後一人暮らしの時でも時短料理としていい
- ・一口コンロしかない場合を想定した料理などができていいかも
- ・被災地で配られるものは菓子パンなどのイメージが強かったが、あるものでこうして作れることが分かり、家でも作ってみたいと思った
- ・被災地で、温かいご飯を食べるとホットする心理的作用がある
- ・簡単に腹持ちがよい（特に蒸しパン）

- ・おなか一杯で幸せ
- ・意外と簡単に作れるんだなと思った

3. 考察

3.1 食育としてのサバイバル飯の効果

サバイバル飯で食育を行うことは、実習や過密な講義・演習、課題に追われて調理する時間がないなどで、食事内容を簡単に済ませる傾向にある看護学生には、1つの方法として知識や体験をする機会となり、行動変容のきっかけにできる可能性が考えられた。

なぜなら、サバイバル飯の特徴は、少ない食材や調理器具でも短時間で調理できることが挙げられるからである。

学生の発言から、「同じ食材でも様々な調理ができる」ことを学ぶ機会となっていることや、「一人暮らしの時でも時短料理としていい」など、時間的な余裕がない学生でも比較的行いやすいことが考えられた。

また、一人暮らしの学生やアルバイトをしながら大学に通う学生など日常生活上で金銭的に節約しながら生活を送る学生が多い。そのため、同じ食材でも様々な料理が作れるという知識を得ることにより、家に常備しておく食材が少なく済むことにつながり、今後の生活でも食費を押さえながら、時間を節約しながら生活する知識と経験を得る機会となったといえるため、サバイバル飯体験で食育を行うことは効果があると考えられた。

しかし、今回は食事への興味関心を少しだけ持つことにつながり、料理を作ることへの抵抗感が少なくなったかもしれないが、食材の備蓄等の話はできなかった。栄養面を考えた備蓄、食事についてなど、実際に考えて持続していけるかどうかは不明のため、今後の課題だとも考えられる。

3.2 災害時の知識としてのサバイバル飯

学生の災害時の食事のイメージとしては、菓子パンや乾パンが配られるという意見が多く、災害時の一般的な被災直後の避難所の映像に映るイメージで留まっているといえる。

学生は今回の体験で家にありそうなものや使えそ

うなものを集めれば様々な食事が作れるということがわかり、もし被災しても温かいご飯をこうして食べられるという知識やイメージの変容につながった。

日本は地震や台風、ゲリラ豪雨など災害が多い国でもあり、いつ自分が被災するかわからない。いざという時に体験していないことはできないため、命をつなぐ「食」の体験がなければ、自分で何とかするアイデアも浮かばないといえる。自助努力の一部として行動していけるようにするためには、日常生活の中で調理する体験や災害時でも作れそうな料理のレシピを増やしていく必要があるといえる。

そう考えると、今回、基本的な白御飯を炊く方法や家庭の冷蔵庫にありそうな食材を使用したメニューはよかったといえる。また、調理器具も家庭にありそうなものを使用したところは、現実的に学生が「できそうだ」と思える体験になっておりよかったと考える。

サバイバル飯の目的は先に述べたとおり、災害に備えて準備する正しい知識と便利な道具である。この視点からも、日常からサバイバル飯の体験や知識を得る機会を設けることは、災害時における準備が自然に身につくことになり、学生自身の役に立つものになるといえる。

しかし、今回のメニューだけではなく、家庭にありそうな食材で作れるメニューは多くあり、栄養面からも考えられるように体験機会を増やすことや日常生活に取り入れていく方法の知識を得られるような体験機会にしていけると、災害時にも栄養面や精神面を考えた食生活を維持していく必要性と食生活行動につなげていけることが考えられたため、今後の体験会の課題としていきたいと考える。

3.3 日常生活にサバイバル飯を取り入れることについて

日本には古来より「糰 (ほしい・かれいい)」という、炊いたご飯を乾燥させたものを忍者や武士も愛用していた。これは、長期保存ができ、常温の水で戻しても、そのまま口に入れて唾液でふやかして食べられる「ご飯」であり、昔の保存食の1つといえる。水がない場合でも、口の中にそのまま入れて食べられるので大変優れたものだともいえる。

このような保存食はいざという時の「食事」を維持していく上で、生活の中で常備していくと良いと考えるものである。

現代では、長期保存できる食物は沢山ある。缶詰やレトルト食品など普段から常備している家庭も多いと推測される。

これらの備蓄を家庭内で家族の人数分ストックしておくのは大変だと感じるかもしれないが、「ローリングストック」という回転させながら蓄えておくという備蓄法で、日常の食品を多めに買い、使用し、切らさずに買い足すという行動を繰り返し、常に家庭に新しい食品が備蓄されるという方法をとることで、いざという時にも食料のある場所がわかっている安心感と日常生活の食事として食べ慣れた食事が作れる利点がある。

先に述べたが、被災者の体験からも、被災すると、精神的負担や身体的疲労、栄養の偏りが生じてくるため、食欲が減退し、体力や免疫力が下がりやすくなるため、衛生環境も悪くなる避難所で疫病が流行しやすくなる。こうしたことを防ぐためにも、温かい、美味しいものを食べることで精神的負担を少しでも軽くすることが必要になる。日常的な食事で食べ慣れておくことで、非常時に食べ慣れた味を摂取することになり、ストレス軽減にも役立つと考えられる。特に子供は平常時でも食べ慣れたものを好む傾向にあるため、被災時に食べたことのない非常食だけだと食が進まない可能性があるため、ローリングストックを行いながら、日常の食事の中でも作って食べ慣れておくことは災害時の準備として有効な方法だと考える。

また、欠食したり、野菜を気にする学生の少なさ、簡単な食事で済ませてしまうなどで、学生の食事情は被災者と似たような食事であり、栄養不良に陥りやすい。そのため、平常時からサバイバル飯を日常生活に取り入れることで、短時間料理で、栄養面を考えた常備食で食事を作ることになり、学生の健康状態が改善する機会とできることが考えられた。その他に、災害時も同じ食材で食事を作ることから、栄養面や食べ慣れたおいしいものを食べられるという心身への負担を軽減するだけでなく、調理の経験値があがり、いざという時でも慌てず自助努力で乗

り切る力となることも考えられ、平常時、災害時ともに栄養状態を維持していくことに効果的な食育となることが示唆された。また、学生だけでなく一般の人においても食育および災害時の対処行動教育にもつながる可能性が大いにありと考えられた。

4.おわりに

食事は人間が生きていく上で必要な最低限のものである。平常時においても、時間がないなどの理由で欠食や偏食が多い学生の生活スタイルは被災時の食事情に似ていることもあり、栄養不良に陥りやすく、健全な生命活動に支障をきたす可能性がでてくる。こうした学生の食生活の改善を支援していく方法の一つとしてサバイバル飯は短時間で簡単にできることから、学生の食事情に合い、取り入れやすい方法だという事が示唆された。

また、日常生活にサバイバル飯を取り入れることで、日常生活から味に慣れておく、調理方法を経験しておくなどをすることで、平常時の食生活改善につながることや、災害時の心理的負担が少しでも軽減でき、身体的な栄養補給にも繋がっていくことが考えられた。

また、食に関心を持つことにつながり、大きな意味で食育になっていることが示唆された。

今後も、レシピを増やしていき、様々な調理法を体験しつつ学生の生きる力になるような体験の機会となるようにしていきたい。

報告論文

(研究ノート : Research Report)

報告論文は審査・査読を行っておりません。

国際情報から見る新型コロナ問題に内在する3つの格差と 日本のあいまいな戦略の本質

符儒徳
開智国際大学国際教養学部
符雅娜

Three Inherent Disparities of Novel Coronavirus Problem on International Information and Essence of Japan's Ambiguous Strategy

FU Ru-De
Kaichi International University, Faculty of International Liberal Arts
FU Ya-Na

1.はじめに

マイクロソフトを創業したビル・ゲイツは2015年、オンライン知識コンファレンス・テッド (TED) で、「今後数十年以内に1000万人以上を死なせるものがあるとするなら、それは戦争というよりは、高い伝染性のウイルス性疾患である確率が非常に高い」と語った (e.g. 東亜日報 2020/04/15)。

もっかコロナ渦といわれる新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) は、全世界の感染者数が6月8日700万人超し、6月中旬現在800万人に迫り、世界のコロナ死者が43万人を超えている。日本などにおいてはコロナの第1波がひとまず収束しつつあるとの見方が広がる一方では、世界保健機関 (WHO) で緊急事態対応を統括するライアンは、中南米や南アジア、アフリカでは感染拡大局面にあるとして「われわれはまだ第1波の真ただ中にいる」と警告し、世界全体では依然厳しい状況が続いていると強調した (共同通信 2020/05/26)。また、WHOの事務局長テドロスは6月11日、感染再拡大の脅威は非常に現実的なものであると明言している。世界各国で新型コロナ (COVID-19) の感染第2波への懸念が強まっている (ロイター通信 2020/06/13, 共同通信 2020/06/14)。さらに、米国の専門家が「新型コロナ“パンデミック”は1年半~2年間続く可能性」と指摘している (米紙デイリー・ニュース 2020/05/02, 遠藤誉

2020/05/16)。もしもこれから第2波や第3波がやってきて、ビル・ゲイツの警告したような事態が起きたら世界はどうなるだろう。

このようなパンデミック (世界的大流行) ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾ は歴史書物や電子媒体などのメディアに記録されることが多いが、健在している人々の記憶には存在しなかった経験である (e.g. 山本太郎 2020/05/01, 木内登英 2020/05/01)。まさに人類にとって百年に一度のパンデミック。おそらく今回のパンデミックは人類に大きな変革を齎すには違いない (e.g. 亀山陽司 2020/05/03)。政治や経済 (マイナビニュース 2020/05/04, 河田恵昭 2020/04/23) に留まらず、社会やライフスタイルなどまでもありとあらゆる方面に影響を及ぼすだろう。そして、世界観や価値観などにも多大な影響を与えるだろう。また、情報社会と呼ばれる現代社会における情報の在り方に関する見直しが迫られるだろう。さらに今まで以上に、想定外の危機を乗り越えられた国や地域のやり方や慣習および思考パターンなどがモデル化され、その底に流れる精神や強い文化が重視されることになるだろう。

しかし、歴史を遡れば、大きな危機に直面した世界を救ってきたのは、いつも「天才」たちであった。例えば、コレラや天然痘、ペストなどの感染症の危機から人類を救ったのは、天然痘のワクチンを開発

したエドワード・ジェンナーや細菌学を確立したルイ・パスツール、“日本の細菌学の父”と呼ばれる北里柴三郎ら偉人たちである。コロナ禍のこの時代、人類を救うべく必要とされる天才は必ずどこかにいるはずである (NEWS ポストセブン 2020/06/13)。

人に感染するコロナウイルスには7種類ある (e. g. 遠藤誉 2020/05/16)が、しかし、ある感染症を撲滅するには、三つの条件が必要であるといわれる (仲野徹 2020/05/02)。この三つの条件を満たさない場合はやっつけるのに骨がおれるという。

WHO の事務局長テドロスがいうように、今回のパンデミック (世界的大流行) を完全に克服するには世界的な連携が必要である (ロイター通信 2020/06/13)。そして日本では、コロナ危機の顔となった吉村洋文 (大阪府知事) と、研究者としてコロナの情報を公開し続けている山中伸弥 (ノーベル医学生理学賞受賞者) (e. g. たなかゆうこ 2020/05/30) が強力タグを組み、「コロナは未知のウイルス。検査の拡充と質を高めることで、高度な研究をしていき、相乗効果を高めたい」とメリットを強調した (日刊スポーツ 2020/6/12)。

出口治明 (2020/06/13) が述べられているように、夏目漱石がずっと昔に黒人 (玄人のこと)、専門家は、局部に集中して細かいところばかり見るから全体の輪郭を忘れる。対して、素人は全体の把握においては糜爛した黒人 (玄人のこと) の目より世界がきちんと見ることができる、という格言を残している。

ここで、国際情報から見た場合、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に関する根本的な問題点について整理し、今現在進行中の新型コロナ渦をすこしでも見える形にすることを試みる。そして、なぜ日本はあいまいな政策を取りながら成功をおさめることができた (e. g. ニッポン放送 2020/05/11, 共同通信 2020/05/15, 歳川隆雄 2020/06/13) かについて考察し、その本質を明らかにする。

2. 国際情報の視点

2.1 3つの要素 (情報・文化・社会)

ここで、符ら (2015) から引用すると、インターネットの普及とソーシャルネットワーキングサービ

ス (SNS) の浸透により、世界中のあらゆる情報を瞬時に入手できる時代になった。海外でおきた全ての出来事に関する情報を全て正確で信頼性のあるものとして伝えなければならないのは国際情報の役目であろう。しかし、世界のあらゆる情報が瞬時に世界に配信されたからといって、その事実だけを見てそれをすべて国際情報と一括りにしてしまうのも短絡的である。そのため、折笠和文 (2003, pp. 47-48) が国際情報の研究領域とそのアプローチを6つほど取りあげている。これらは次のように要略できるだろう。①情報化と世界観の形成, ②国際環境と情報インフラ, ③国際化と多国籍企業活動, ④異文化コミュニケーション (コミュニケーション=情報と捉える), ⑤比較文化と経営, ⑥情報ネットワークと国際社会, ⑦国際政治・国際関係と国家安全保障。さらに、①~⑦は、(1) 情報 (①~③), (2) 文化 (④~⑤), (3) 社会 (⑥~⑦), というふうに集約できよう。要するに、国際情報あるいは国際情報学 (以下、国際情報と記す) は、(1) 情報, (2) 文化, (3) 社会, といった3つの側面からアプローチできよう (図1参照)。

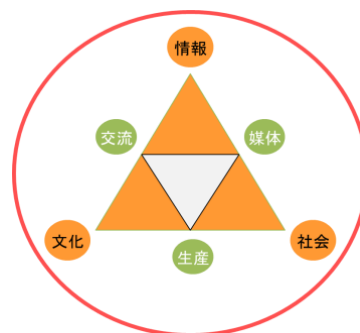


図1. 国際情報の視点：3つ (情報・文化・社会)

(出典) 符ら 2015 : p. 図2.

図1に示したように、文化は情報の所相として、交流 (コミュニケーション) は情報の能相として相互に関わる。文化とは現象であり、その実体は情報である。交流 (コミュニケーション) は、現象と実体、すなわち文化と情報の間を取り持って、両者の関係を機能化させる行為である。文化が社会構造を維持し再生産するような行動を不断に生みだすよう

に編成されているとき、両者の間には図1のような相互関係が成立し、社会構造の再生産が保障されることになる。媒体（メディア）は、インターネットとメディアの関係性によって形成される「情報社会」を「間メディア」とよび（e.g. 遠藤薫 2004）、その様相を多面的に検討することを目的とする。このように、「情報・文化・社会」を総合的にとらえ、バランスよく考察することが重要である。

国際情報を語るうえで、基本となる3要素は、概念的な言葉でアカデミックな印象があろうが、今回の新型コロナ対策を網羅的にチェックできるフレームでもあろう。これらの視点から現在のコロナ感染状況を理解するにもひと役を担うと思われる。

2.2 3つの資本（情報資本・文化資本・社会資本）

フランスの社会学者ピエール・ブルデューが資本について分類している（e.g. 七邊信重 2011, 小澤浩明 2014）。その中で、国家が象徴資本を通じて象徴権力を行使する、とブルデューは考えていた。ブルデューは国家が「象徴暴力の独占体」として成立するプロセスについて、「国家は、物理力あるいは強制手段の資本（軍隊、警察）、経済資本、文化資本あるいは情報資本、象徴資本など、さまざまな種類の資本の集中化の帰結」として捉える（小澤浩明 2014）。またそれらの資本を「国家資本」として国家が占有する過程であるとしている。

ところが、情報資本に関しては、「情報資本（文化資本はその重要な一部）」（小澤浩明 2014）や「文化資本（技術資本、法的資本、組織資本＝情報資本）（七邊信重 2011）、「社会・文化（価値観、教育・社会制度、科学の技術・情報資本）」（江見康一 1984：図1）というような関係や見方を示されているが、本稿では「情報」と「文化」が互いに影響しあうものであるが、包含関係でないと考える（e.g. 片方善治ら 1999, 細野公男 2002, 片方善治 2003, 符儒徳 2015）。また、よく言われる「物流、商流、金流、情報流」のように、情報には流れという性質があるだろう。しかし、情報と文化はともに3つのレベルでのコミュニケーションができる（符 2015）。

①情報資本：自由にできる情報的な資源（情報機

器、情報リテラシーなど）；

②文化資本：高い社会的ステータスを達成する上で有利となるような教育；

③社会資本：知り合いなど持続的なネットワークによる実際的かつ潜在的な資源。

もう少し詳しく述べると次のようになる。

2.2.1 情報資本

一般的に、情報資本や情報資本主義とは経済学用語である。資本主義社会において、工業による資本が社会において大きな力を持っていた時代が終わり、それに次いで到来する情報や知識の蓄積や伝達や処理という資本が社会において強くなっていくという時代のこと。情報資本とは所持している情報の量の多寡から支配関係が成立して行くということを、従来の資本による支配関係の成立と比してこう呼ばれるようになった。

また、情報資本と非情報資本を以下のように区別されることがある（e.g. 茅国平ら 1996）。

情報資本の利用結果は情報変化（情報生産、流通、重複など）という現象であり、非情報資本の利用結果は物理変化あるいは化学変化という現象である。

2.2.2 文化資本

文化資本とは、フランスの社会学者ピエール・ブルデューによって提唱された概念である（e.g. 七邊信重 2011, 小澤浩明 2014）。文化資本は、もともとは子どもの出身階層の違いによって、学校での成功になぜ違いが生まれるのかを説明するために仮説的に提示されたものであるが、金銭などの経済的資本以外の、学歴や文化的素養などの個人的資本を指す。また、学歴などから作法まで幅広いが、その中でブルデューは文化資本を3つに分類している。

①身体化された形態の文化資本

ハビトゥス（慣習行動を生み出す諸性向）、言語の使い方、振る舞い方、センス、美的性向などが例に挙げられる。「身体化された形態の文化資本」の特徴として、獲得には長い時間が必要とされ、隠蔽度が高く、また、親から子への相続の確実性はもっとも低いものとされている。

②客体化された形態の文化資本

絵画、ピアノなどの楽器、本、骨董品、蔵書等、客体化した形で存在する文化的財が例に挙げられる。「客体化された形態の文化資本」は譲渡が容易だが、本人が「身体化された形態の文化資本」を保有するか、保有している人の手ほどきがなければ実際上は使いこなせないのが特徴である。

③制度化された形態の文化資本

学歴、教育資格、免状など、制度が保証した形態の文化資本が例に挙げられる。

2.2.3 社会資本

佐藤誠（2003）によれば、社会資本は社会的インフラストラクチャーなど主に公的機関によって提供され人々の経済活動に間接的に貢献する資本を意味する言葉として理解される。これとは大きく異なる内容で理解されたソーシャル・キャピタル (Social Capital) の重要性が、国際協力などの分野で指摘されるようになった。ソーシャル・キャピタルの日本語表現も「社会資本」と訳す例もある。これまで日本で使われてきた社会資本との混乱を避ける意味から「社会関係資本」「社会的資本」「関係資本」「人間関係資本」などと造語する人々もあり、さらには「ソーシャル・キャピタル」と表記する例もある。

ソーシャル・キャピタル (SC) という言葉が使用されるようになったのは、知られるかぎり 20 世紀に入ってからのことである。パットナムによると、少なくとも 6 回、それぞれ独自に案出された。多くの研究者からその最初の例とみなされているのが、1916 年のハニファンの論文である（佐藤誠 2003）。

自発的な協力を促すソーシャル・キャピタル (SC) は、「信頼、規範、ネットワーク」である。政治の安定や経済発展にとって、SC が物的資本や人的資本よりおそらく重要であることを示している。

本稿では従来の社会資本と SC を区別せず使う。

3. 新型コロナ感染拡大にみられる問題点：3つの格差（情報格差・文化格差・社会格差）

3.1 情報格差

情報格差 (Digital Divide) とは、年齢や性別、

パソコンの所有状況などによって、新しい情報機器を使いこなす人たちとそうでない人との偏りを、情報格差という。また、情報リテラシーを保有する人を情報富者、そうでない人を情報貧者と定義し、両者の格差を情報格差（デジタル・デバイド）と称することもある（符 2020）。

また、新型コロナでも日本企業が社員に「テレワークさせなかった」真の理由には、テレワークで生じる「格差問題」があるから (ITmedia2020/04/10) という。特に情報技術 (IT) リテラシーの程度が如実に表れる。普段パソコン (PC) を使わない人だと、チャットの返信スピードが遅かったり、オンライン会議のたびに音声が出ないこともある。こうした IT のスキルは急に向上するわけではないという。

3.2 文化格差

前述のように、ブルデューによれば文化資本が 3 つに分類される。すなわち、①身体化された形態の文化資本（ハビトゥス、言語の使い方、振る舞い方、センス、美的性向など）、②客体化された形態の文化資本（絵画、ピアノなどの楽器、本、骨董品、蔵書等、客体化した形で存在する文化的財）、③制度化された形態の文化資本（学歴、教育資格、免許など、制度が保証した形態の文化資本）。

これら 3 つの文化資本からわかるように、文化資本を獲得する場は家庭と学校であり、家庭ではごく早期に自然な形で始められるのに対し、学校では遅く始まり、体系性と効率性が重視されるという違いがあり、特に「身体化された形態の文化資本」の獲得には家庭が果す役割が大きいことがわかる。つまり、文化資本は家庭により異なるので、文化資本の格差は、世代を超えてそのまま「再生産」される可能性が大きいといえよう。

庄司匡宏（2020/5/31）が「大卒と高卒「コロナへの警戒姿勢」の決定的な差」があると指摘している。それによると、大卒者は、感染者数の増加とともに、会話人数や公共交通機関の利用を著しく減少させていた。対して、高卒者の行動は感染者数が増加してもほとんど変わらなかった。このような傾向は、専門家会議（新型コロナウイルス感染症対策専門家会

議)のメンバーでもある武藤香織らの研究結果でも指摘され、低所得者ほど「3密」(密閉・密集・密接)の状況を回避できていないことが発見されている。この行動格差は、業務形態や社会貢献への意識といった要因では十分に説明できなかったという(庄司匡宏 2020/5/31)。

3.3 社会格差

文化資本の特性から、文化資本を介した階層の再生産される可能性が高いということを指摘した。「文化的再生産」がどのように行われるのかを、学校教育の例を挙げてみよう。

例えば、制度化された文化資本の1つである学歴資本の高い両親が日常の食卓で、芸術作品についての話し、さらに「客体化された文化資本」といえる経済書を数多く家に置いてある環境では、彼らの子どもは難解な語彙やその適切な使い方、読書習慣を身につけ、また、美的性向や経済学的な考え方を発達させるなど、親の多様な文化資本は子どもの身体化された文化資本に転化することが容易に考えられる。

そして、このような子どもの文化資本は学校教育に適合的であり、結果、高い文化資本は優秀な学業成績、高学歴、ましてや高い職業的地位の達成に貢献することが予想される。

つまり、社会階層の上層に属する子どもは、社会的な活動の場に適合的な文化資本を親から遺産相続し、高い職業的地位を達成することで、社会階層は継承、つまり、再生産されることになる(図1の「文化—社会」の中間点「(再)生産」を参照)。

このことから、経済資本はもちろん、文化資本の点からも、社会階層の下層(貧困)に属する子どもが高い職業的地位につくとといった上層移動は概して難しいと予想される。

前述したように、「大卒と高卒「コロナへの警戒姿勢」の決定的な差」がある(庄司匡宏 2020/5/31)。大卒者は、感染者数の増加とともに、会話人数や公共交通機関の利用を著しく減少させていた。対して、高卒者の行動は感染者数が増加してもほとんど変わらなかった。このような傾向は、他の研究結果でも

指摘され、低所得者ほど「3密」(密閉・密集・密接)の状況を回避できていないことが発見されている。この行動格差は、業務形態や社会貢献への意識といった要因では十分に説明できなかった。このほか、女性と比べて男性は外食頻度を減らさない傾向があったという。

ちなみに、共同通信(2020/05/30)が「マスク着用94%、昨年の3倍に旅行や外食激減、変化明確に」との調査結果を発表している。

毎日新聞社説(2020/5/8)では、貧富の格差を健康や命の格差につなげてはならないと主張されている。新型コロナウイルスの感染が拡大し、五輪も延期された。目を背けてきた社会のひずみが今、再びあらわになりつつある。弱い立場の人にしわ寄せが及び、職や住まいを失う「格差社会」の顕在化であると警鐘を鳴らしている。

4.日本のあいまいな戦略：成功要因と本質

4.1 海外の報道

日本の47都道府県で唯一、新型コロナウイルスの感染者が確認されていない岩手県。米経済紙ウォール・ストリート・ジャーナルは「日本のこの地方にはコロナウイルスが存在しない」という見出しで、「100万人以上が無傷」と“岩手の奇跡”を特集している(e.g. Encount2020/05/17)。「新型コロナウイルスのパンデミックから4か月目に突入し、離島や地理的に孤立した国家を除くすべての場所で感染が報告されている。多くの国家では感染が拡大し、米国のすべての州、中国の地方、イタリアの州、ブラジルの州でも感染者が出ている。日本でも感染が至る所に広がっている中、100万以上の人口を誇る1つの県が無傷だ」と報告した。「(地理的要因だけでは)説明がつかない」と分析している。「東日本大震災以降、県民には危機感がある」と主張したという岩手県の新型コロナウイルス対策担当者の証言も紹介。世界で最も多い感染者を出している米国で「ゼロ」を維持する岩手県の施策に注目が集まっているようである。

また、米外交誌フォーリン・ポリシー電子版(e.g. 共同通信 2020/05/15)は5月14日、東京発の論評

記事で、日本の新型コロナウイルス感染対策はことごとく見当違いに見えるが、結果的には世界で最も死亡率を低く抑えた国の一つであり「(対応は)奇妙にもうまくいっているようだ」と伝えた。

同じ5月14日、ニュースウィーク(2020/05/15)のジャーナリストは、「日本の新型コロナウイルス対策は、何から何まで間違っているように思える。これまでにウイルス検査を受けた人は人口のわずか0.185%で、ソーシャル・ディスタンス(社会的距離の確保)の導入も要請ベースと中途半端。国民の過半数が、政府の対応に批判的だ。それでも日本は、感染者の死亡率が世界で最も低い部類に入り、医療システムの崩壊も免れ、感染者数も減りつつある。全てが正しい方向に向かってるように見えるのだ」といっている。「これは日本がラッキーなだけなのか。それとも優れた政策の成果なのか、見極めるのは難しい。」とも付け加えている。

4.2 日本国内

朝比奈一郎(2020/05/25)が述べているように、「都市をロックダウンする」という強権的な方法や、逆に「集団免疫の考えに基づき一切の活動自粛を命令も要請もしない」という国民に全てを委ねるような方法のように、どちらかに振り切った極端な戦略は分かりやすいが、日本はどちらの方法も取らなかった。「うまい具合にバランスをとった日本」の「曖昧な戦略」は、日本の実情に合った戦略である。肝が「バランスの維持」である。その結果、1つの指標となっている「10万人あたり死者数」などで、日本は0.5人台(5月半ば時点)と、かなりよい数字を出している(米国は30人弱で、スペイン・イタリア・イギリスは軒並み50人超。ドイツでも10人弱)。韓国など日本よりもよい数字の国・地域もあるが、死者を抑え込みつつ回復者を増やすという日本のスタンスはよい結果に結びついた。

日本は、韓国のように個人の自由とプライバシーの侵害の懸念よりもデジタル追跡ツールの使用を優先させ、且つ広範なPCR検査や感染者隔離のために民間施設徴用などが実施できなかった。それゆえに、声高に日本のコロナ禍対策は間違っていると断じら

れた。このように、日本は(感染症学分野で)主流派の予言を忠実に守らなかったことから、強い批判に晒されてきたが、その(新型コロナウイルス感染者の)死亡率は0.73と相対的に成功した国の一つ。そして将来、日本のように政治的な裁量判断を多用する国が増え、社会の様々な側面(公衆衛生危機、経済コスト、個人の自由とプライバシーに対する懸念など)を政治指導者の政治資本の範囲の中で考えるようになるだろう(歳川隆雄 2020/6/13)。

新型コロナと人々との関係について、山村英司(2020/06/01)が次のように述べている。東京のような大都市と比べて、利他性の高い、相手のことを考える人々の暮らす地域ほど、感染者数の増加の落ち着きが早い。理由のひとつは利他性の高い地域の人々は外出の自粛に真面目に取り組むからであるという。

そして、人間関係の基本である「思いやり」が、今の日本社会を明るくしていると思われる。自動車の運転の場合をみればわかるように、日本人が常に思いやりをもって行動しているように見受けられる。しかし、暗い話題の多い背景に昔の日本人なら皆持っていた「思いやり」を見失ってしまったことがあると指摘されている(佐藤綾子 2007)。そのため、日本流思いやりを復活させる努力が必要であろう。

4.3 「あいまい」との一言に尽きる

「あいまい」といえば、1994年にノーベル文学賞を受賞された大江健三郎の著書『あいまいな日本の私』(大江健三郎 1995)のタイトルにもあるように、実は日本はあいまい。日本語もあいまい。しかし日常会話は遠回しな表現でみちているにもかかわらず、聞き手は話し手の意図を直ちに理解する(時本真吾 2020)。無論、日本文化もあいまい(古庄敏行 1997)。

あいまいな文化をもち、あいまいな社会で生きている人々は、情報に対しても「あいまい」のままよいということが伺える。そのため、情報は鵜呑みにしないし、情報に対する絶対的な期待値がないはず。「日本のコロナ公表情報がどうにも頼りない」(Frontline Press 2020/05/17)場合でも、大きな騒ぎがなければ目立つ混乱も起こらなかった。これは

日本人の特異性であり、新型コロナ対策成功の秘訣でもある。日本人の特異性の本質を見抜いた戦略だからこそ、成功したといえる。こんな明解なことにもかかわらず、諸外国からみれば不可解に違いない (e. g. 谷本真由美 2020/05/25)。

日本を巡る謎が深まるなか、上久保靖彦ら (デイリー新潮 2020/05/23) は「武漢型」の流行以前に出現していた新たなウイルスの型を特定した上で、「日本の入国制限が遅れたことが結果的に奏効した」と結論づけている。上久保らが注目したのは「ウイルス干渉」という現象である。ウイルス干渉とは、1 個の細胞に複数のウイルスが同時に感染したときに、一方のウイルスの増殖が抑制されることを指すという。

本稿の「はじめに」で紹介した、強力タグ、コロナ危機の顔となった吉村洋文と、研究者としてコロナの情報を公開し続けている山中伸弥は、「マスクや入浴などの衛生習慣、握手やハグといった肉体的接触が少ないことなどがささやかれるが、科学的なファクター (要因) はナゾだ」と述べた (日刊スポーツ 2020/06/12)。「絶対に何かある」と考えられている。強力タグが「ファクターX」を見出せることに期待がかかる。

庄司匡宏 (2020/5/31) が指摘したように、経済活動を優先した場合、感染者数は増加の一途をたどり、医療崩壊を引き起こすことになるといったジレンマの中、今後、医療崩壊の回避と経済活動の継続を両立するうえでカギとなるのが、人々の自発的なソーシャル・ディスタンス行動である。

4.4 考察

情報社会とも格差社会とも言われる現在社会ではありとあらゆる方面の格差が存在する。従来、「格差」や「差」は相対的なもので、比較となる対象が重要である。もし比較対象が不明、またはあいまいな場合、その間で生じる「格差」や「差」もはっきりとしないもの、あるいはあいまいなものになる。

「あいまいな日本」は、「情報・文化・社会」ともあいまい。そのため、それぞれの格差もあいまい、あるいは定まるものではない。このように、あいま

さに満ちた国の取る行動や政策立案は非常に幅があり、ときには矛盾するよう見受けられる。事態の成り行きとともに決まってくることさえある。

前述のように、「都市をロックダウンする」という強権的な方法や、逆に「集団免疫の考えに基づき一切の活動自粛を命令も要請もしない」という国民に全てを委ねるような方法のように、どちらかに振り切った極端な戦略は分かりやすいが、日本はどちらの方法も取らなかった。つまり、「あいまいな戦略」は「うまい具合にバランスをとった」、いわば、図1に示した「情報・文化・社会」のバランスがうまく取れていたといえる。

仮に同じく地震や豪雨および台風など自然災害が多い国や地域でも、文化 (家庭文化、食文化、言語文化など) の違いで取るべき行動や政策が異なってくるだろう。

すでに述べたように、日本人が常に思いやりをもって行動している。とくに、利他性の高い地域の人々は新型コロナ (COVID-19) 感染拡大に対して外出の自粛に真面目に取り組んでいる。そのかげで、今でも日本が明るくみえるわけである。なかでも、日本の2大都市である東京と大阪が特筆すべきである。

その東京と大阪はそれぞれ、英国・エコノミスト誌の調査部門「エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (EIU)」が発表した「世界の安全な都市ランキング 2019」で、1位と3位に選出されている (ザ・エコノミスト・インテリジェンス・ユニット 2019)。過去2回に引き続き、東京が総合ランキング 1位を獲得。このランキングは、世界の主要60都市を対象に、57の指標を「サイバーセキュリティ」「医療・健康環境の安全性」「インフラの安全性」「個人の安全性」の4分野に分けて分析したものである。

分野別では、「サイバーセキュリティ」の安全性の1位は東京、医療・健康環境の安全性は1位が大阪で2位が東京。インフラの安全性では、大阪が2位、東京が4位。個人の安全性は東京が4位、大阪が7位だった。東京は凶悪・軽犯罪発生率の低さや自然災害の防災インフラ、コンピュータのマルウェア感染率の低さなど、複数の面でトップを獲得した。

同誌によると、サイバーセキュリティ対策の充実

が、デジタルインフラだけでなく他分野の安全性強化にもつながるといふ。

このように、世界の中でも、東京や大阪は、都市のレジリエンス（非常事態がもたらす影響を吸収し回復する能力）などが非常に高いことがわかる。それゆえに、日本は世界で最もパンデミックへの備えができていた国の1つであるといえよう。

5.おわりに

ここまで述べてきたように、「情報・文化・社会」（図1）という「国際情報」の枠組み（フレームワーク）を再提示し、それぞれの「資本」（「情報資本・文化資本・社会資本」）や「格差」（「情報格差・文化格差・社会格差」）の定義を与えた。それぞれの「格差」は、情報がメディアによって社会へ増幅され、文化が社会へ（再）生産される。情報と文化が交流によって行き来する（図1）。つまり、交流（コミュニケーション）は、文化と情報の間を取り持って、両者の関係を機能化させる行為である。文化は、社会構造を維持し再生産するような行動を不断に生み出すように編成されているとき、社会構造の再生産が保障されることになる。このように、国際関連問題を総合的にとらえ、バランスのとれた「情報・文化・社会」の考察が重要であることがわかった。

例えば、新型コロナ（COVID-19）に関する問題や政策の考察を、「情報・文化・社会」（図1）のフレームワークで行うと、「情報・文化・社会」のバランスが重要となってくる。その好例は日本のあいまいな戦略である。そのあいまいさによって、それぞれの「格差」があいまいなまま、つまり大きな変化が生じないで、システム全体として大きな揺れがなく安定することが明らかになった。

「情報・文化・社会」という「国際情報」の枠組み（フレームワーク）を考察した意義は、例えば今回の新型コロナ（COVID-19）のような複雑問題を解明する時代ニーズを満たすのみならず、国際学と情報学を有機的に融合した「国際情報」というシステムの構造を視覚的に把握できる点であったと思われる。

これは研究領域が学問分野として体系的に成り立

つかどうかというよりも、むしろ新しい現実を理解・分析したうえで、それに対応する計画や立案を導くことができるかどうかは時代の要請でより重要な提案となるだろう。この点に関しては、「情報・文化・社会」という国際情動的なフレームワークはそれを実現する方向性を目指しているといえよう。今後、その理論的な枠組みの妥当性や有用性を確認していく一層の研究も求められよう。

注

- (1) 人類は紀元前の昔から様々な感染症と戦ってきた。原因も治療も十分に確立されていなかった時代には、感染症のパンデミック（世界的大流行）は歴史を変えるほどの影響を及ぼしてきた。感染症をもたらす病原体や対処方法がわかってきたのは19世紀後半になってからで、その後、感染症による死亡者は激減した。現在は公衆衛生の発達で以前よりはパンデミックのリスクは減ったものの、突然変異種で対策の取りようのない病原菌がいつ、どこで起こるか分からない。詳しくは関連文献を参照されたい。
- (2) パンデミックの発生条件がいくつかある。例えば、①高度に物流が発展して人と物の交流が盛んになり、病原菌が伝わりやすい条件にあること、②気候変動の発生で干ばつなどが起こり深刻な不足が起こり、人々の栄養状態が悪いこと、③明確な感染ルートや原因が分かっておらず、対策が取れないこと。こういう条件下で爆発的に流行する恐れがある。
- (3) 史上最悪の流行病とされるスペイン風邪が発生した1918年から100年目を迎えた2018年、世界保健機関（WHO）の感染症専門家シルビー・ブリアンはダボス会議の討論会で、「パンデミックが起こりそうなことは分かっているが、われわれにそれを止める手だてはない」と語った。専門家によると、スペイン風邪のウイルスは第1次世界大戦時に米国から欧州へ渡った兵士らによって運ばれたものと考えられているという。スペイン風邪により約2年間で死亡した人の数は、約4年に及んだ大戦の死者数より多かった（AFPBB News2018/01/27）。

引用文献・参考資料

AFPBB News : 2018/01/27, 「スペイン風邪から100年、新た

- な世界的流行病の可能性に懸念」.
- Encount : 2020/05/17, 「感染者ゼロ “岩手の奇跡”, 米メディアも特集…地理的要因や東日本大震災などに注目」.
- Frontline Press : 2020/05/17, 「日本のコロナ公表情報がどうにも頼りない理由 根拠となるデータの公開なしに判断できない」 東洋経済オンライン.
- ITmedia ビジネス ONLiNE : 2020/04/10, 「新型コロナでも日本企業が社員に「テレワークさせなかった」真の理由」.
- NEWS ポストセブン : 2020/06/13, 「天才には「未来が見え」世界を救う」.
- ザ・エコノミスト・インテリジェンス・ユニット (The Economist Intelligence Unit = EIU) : 2019/09/03, 「Safe Cities Index 2019」(世界の都市安全性指数ランキング) .
- たなかゆうこ : 2020/05/30 「新型コロナウイルスの論文, 5万本から有益情報をAI解析」 Lmaga. jp.
- デイリー新潮 : 2020/05/23, 「中国からの入国制限が遅れたことが良かった…日本の新型コロナ死者数が少ない陰の理由」.
- ニッポン放送 : 2020/05/11, 「世界が評価を変え始めた～日本は新型コロナ感染抑止に成功している」.
- ニュースウィーク : 2020/05/15, 「日本の「生ぬるい」新型コロナ対応がうまくいっている不思議」.
- マイナビニュース : 2020/05/04 : 「コロナ騒動で注目, これが1930年代世界恐慌の惨劇だ」.
- ロイター通信 : 2020/06/13, 「世界中でコロナ第2波懸念強まる, 封鎖解除急ぎすぎ 制限復活も」.
- 朝比奈一郎 : 2020/05/25, 「コロナが来て分かった, 日本社会が抱える3つの課題」 JBpress.
- 江見康一 : 1984, 「生命の再生産と経済の再生産」『人口学研究』7巻, pp. 1-8.
- 遠藤薫 : 2004, 『インターネットと“世論”形成—間メディア的言説の連鎖と抗争』東京電機大学出版局.
- 遠藤誉 : 2020/05/16, 「中国は早くから新型コロナウイルスを知っていたのか? 2019年9月26日の「湖北日報」を読み解く」 ヤフージャパン! ニュース.
- 大江健三郎 : 1995, 『あいまいな日本の私』岩波新書.
- 小澤浩明 : 2014, 「P. ブルデュー社会学における「国家と教育」論」『日仏社会学年報』25巻, pp. 89-112.
- 折笠和文 : 2003, 『国際情報論』同文館.
- 片方善治 : 2003, 「今後の「情報文化学研究」誌発刊の意義と役割—21世紀における本学会の使命達成に向けて」『情報文化学研究 連合研究会論文集』第2号, pp. 3-4.
- 片方善治, 今井賢 : 1999, 『情報文化入門』海文堂.
- 亀山陽司 : 2020/05/03, 「ロシアでコロナ急増「異民族襲来」に例える危機」 東洋経済オンライン.
- 河田恵昭 : 2020/04/23, 「パンデミックは都市災害だ 世界一危険な東京を救え! ~欧米の事例から日本の危機管理を考える~」 中央公論.
- 木内登英 : 2020/05/01, 「100年前のスペイン風邪の経験に学ぶ新型コロナ対策と日本の出口戦略」 野村総合研究所.
- 共同通信 : 2020/05/15, 「日本のコロナ対策「奇妙な成功」低い死亡率, 米外交誌が論評」.
- 共同通信 : 2020/05/26, 「日本の対策「成功」と評価 WHO, 第2波警戒訴え」.
- 共同通信 : 2020/05/30, 「マスク着用94%, 昨年の3倍に旅行や外食激減, 変化明確に」.
- 共同通信 : 2020/06/14, 「首相, コロナ「夏も安心できず」医療, 検査体制を充実」.
- 佐藤綾子 : 2007, 『思いやりの日本人』講談社現代新書.
- 佐藤誠 : 2003, 「社会資本とソーシャル・キャピタル」『立命館国際研究』16-1, pp. 1-30.
- 七邊信重 : 2011, 「文化と経済のジレンマ : 同人界における「文化媒介者」の社会学的分析(グローバリゼーションにおける社会・経済システムの構想)」『社会・経済システム』32巻, pp. 175-183.
- 庄司匡宏 : 2020/5/31, 「大卒と高卒「コロナへの警戒姿勢」の決定的な差 人々はどれだけ自発的に社会的距離を取ったか」 東洋経済オンライン.
- 谷本真由美 : 2020/05/25, 「コロナ対策に成功しているのに「失敗した」と思い込む不思議な日本人」 現代ビジネス.
- 茅国平, 宮田謙 : 1996, 「情報資本がもたらす生産性向上に関する研究 上海市と日本の実証比較分析」『地域学研究』27巻1号, pp. 65-75.
- 出口治明 : 2020/06/13, 「GAFAと夏目漱石に見る今後のあるべき採用基準」ダイヤモンドオンライン.
- 東亜日報 : 2020/04/15, 「ビル・ゲイツ氏, 5年前の講演で「ウイルス大流行」を警告」.
- 時本真吾 : 2020, 『あいまいな会話はなぜ成立するのか』岩波科学ライブラリー.

- 歳川隆雄：2020/06/13, 「日本は成功例の先駆け」米国が大絶賛したコロナレポートの衝撃内容 まさに「ジャパン・パラドックス」だ」現代ビジネス.
- 仲野徹：2020/05/02, 「外出自粛中に『銃・病原菌・鉄』を読んで分かった 人類史における「新型コロナ」の異様な恐ろしさ ウイルスに滅ぼされた“インカ帝国の悲劇”から見えてくるもの」文春オンライン.
- 日刊スポーツ：2020/6/12：「日本なぜ死者少ない？吉村知事と山中教授ナゾ解明へ」.
- 符儒徳：2015, 「混合型システムに内在化する情報文化空間に関する一考察」『情報文化学会誌』Vo1.22 No.2, pp. 28-35.
- 符儒徳, 符雅娜：2015, 「国際学と情報学の融合ー国際情報学に関する1つの試論ー」『国際情報研究（日本国際情報学会誌）』第12号, pp. 149-154.
- 符儒徳：2020, 「情報セキュリティ教育の現状と大学の課題」, 『開智国際大学紀要』, 第19号, pp. 121-138.
- 古庄敏行：1997, 『日本はなぜ「あいまい文化」なのかーヒトの心と行動の仕組みが見えてくる』廣済堂出版.
- 米紙デイリー・ニュース：2020/05/02, 「新型コロナ“パンデミック”は1年半～2年間続く可能性, 米・専門家が指摘」.
- 細野公男：2002, 「情報文化とは何か?」『情報の科学と技術』52 巻 11 号, p. 586-591.
- 毎日新聞社説：2020/05/08, 「コロナと格差社会 等しく命を守る共感の力を」東京朝刊.
- 山村英司：2020/06/01, 「人間は「小学校1年生」のころの担任に大きな影響を受けるらしい」文春オンライン.
- 山本太郎：2020/05/01, 「新型コロナ, なぜここまで拡大? 長崎大教授に聞く「感染症との闘いの歴史」」西日本新聞.

インドネシアにおける首都移転計画の課題に関する一考察 —他国の首都移転事例と比較して—

澤田 隆史
日本国際情報学会

Theory for challenges of capital city relocation plan in Indonesia —Comparison with relocation cases in other countries—

SAWADA Takashi
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

This article verifies whether Indonesia is able to move its capital from Jakarta in really as well as in name, by comparing Indonesia's case with other countries' ones. The fruit of this verification is that Indonesia's plan is not so difference from other countries' ones from viewpoints of background and results, and also Indonesia has possibility to realize the capital city relocation in really as well as in name. However, there are many economic and political challenges towards the success. In addition, it is not easy to fulfill purposes of the plan.

1.はじめに

2019年4月29日、インドネシア共和国のジョコ・ウィドド大統領はインドネシアの首都移転計画を発表した。

この首都移転計画は2045年までの計画であり、ジョコ大統領の任期（2024年まで）を大きく超えるものであることから、実現を疑問視する世論の声も大きい。筆者自身もそのような疑問を持ち、過去に世界で数多の首都移転事例が存在していることから、首都移転計画の成否は歴史から検証できるのでは、と問題意識を持った。そこで、インドネシアの首都移転計画の課題に関し、他国の首都移転事例と比較することで学術的な考察を試みることにした。最新事例であるインドネシアの課題を考察することは歴史的な意義が大きいと考える。

本稿におけるリサーチクエスションは、「インドネシアの首都移転は名実ともに実現するのか」とする。「名実ともに」とは、首都を法的に移転し、かつ計画の中で示している移転目的を実現すること、と定義する。

本稿では、先行研究として他国の首都移転事例から歴史的な経緯と成果を整理し、インドネシアの計

画と照合することで、インドネシアの首都移転計画の課題を考察する。

2.先行研究

2.1 事例の選定

古代から歴史を振り返ると世界各国で首都を移転した事例は数えきれないが、本稿ではインドネシアで進行中の首都移転計画を対象とすることから、近代の中で①国家独立後に実現した首都移転と、②アジア地域の首都移転類似事例を取り上げる。具体的には、①としてブラジル、ミャンマー、ナイジェリア、タンザニア、カザフスタン、②として韓国の世宗市、マレーシアのプトラジャヤの事例を取り上げる。人工首都として有名なアメリカ合衆国のワシントンD.C.やオーストラリアのキャンベラはもともと政治的に別々の単位であった地域が合体して一つの国として独立する際に形成された新首都であり、いわゆる独立国家の首都移転を経た新首都とは別に分

類される¹ため、本稿では割愛する。なお都市名の日本語表記方法は文献によって異なるが、本稿では山口(2008)の表記に統一する。

2.2 ブラジル

ブラジルにおけるブラジリアへの首都移転は1970年頃に完了したが、植民地時代から1822年の独立後の帝政時代(1889年まで)にかけても首都の内陸部への移転が議論されていた²。その根底に流れる首都移転論の背景・論拠や目的意識は概ね次のような点に集約されている³。①旧首都(リオデジャネイロ)の国防上の懸念:首都が海上からの軍事攻撃に脆弱なことへの懸念が存在した。②独立国家の象徴としての新首都建設への待望感:植民地時代の国家像・国土像を一新する意味で、国土の中心部への首都移転が切望された。③旧首都に内在する問題点:リオデジャネイロの都市過密問題と亜熱帯気候による快適でない居住環境があった。④内陸開発促進と地域格差是正への期待、⑤近代的統一国家にふさわしい政治・行政への期待:伝統的な地域間の対立を克服し、能率的な政治・行政の場を得るための手段として、国土の中央部に近い新首都への首都移転を求め意識と機運が醸成された。

そして1891年、共和国憲法第3条に将来の連邦首都を中央高原に設立することが規定され、1956年に当選したクビチェック大統領が、正式に新首都の建設とリオデジャネイロからの遷都を発表した。新首都ブラジリアの位置を選定するに当たっては、気候と衛生、水の供給と難易、地勢、電力供給の難易、建築材の供給、交通手段への接近等の条件が総合的に評価された⁴。1960年4月にわずか3年半という突貫工事を経て正式に首都が移転され、1970年頃に三権

の機関の移転が概ね完了した。この移転作業は、「50年の進歩を5年で」というスローガンの元、同大統領の強力なリーダーシップをもって推進され、任期に間に合わせるため、短期間での完成に至った⁵。

ブラジリアは人口及び経済面ではブラジル第3の都市となっている。政治・行政機能だけでなく文化面でも全国の活動が集中する都市であり、所得水準や教育水準は比較的高い部類に入るが、大企業は見ると評価されている⁶。一方、旧首都のリオデジャネイロは首都の地位を失うに伴い都市計画が不在となり、公共投資が削減され、中心街の活力低下やスラム街の広がりなどの都市問題が深刻となった⁷。

ブラジリアは当初、人口50から60万人を上限として計画されたが、現実には300万人近くに達したことで周辺に貧困層が居住する衛星都市が形成され、インフラ、教育、治安の問題を抱える地区が広がり、中心地区と貧困層が居住する衛星都市の所得格差が最大の問題となっている⁸。また、陸の孤島ブラジリアに政治機能が集約されたことにより、一般国民の現実や日常から隔絶された特権階級社会が構築されてきた⁹。

このように、ブラジリアは当初の目的である内陸部開発や地域間格差の是正に一定程度貢献したと評価でき、政治の中心地として統合された近代的国家のシンボリック役割を果たしている¹⁰。一方、ブラジリア内部における貧困と格差、ブラジリアと外部の国民との間に見られる乖離や格差などの問題が存在している¹¹。

2.3 ミャンマー

ミャンマーにおけるネピドーへの首都移転計画は

¹ 山口広文(2008)『世界の首都移転 遷都で読み解く国家戦略』社会評論社、18頁

² 山口(2008)120頁

³ 山口(2008)121~122頁

⁴ 国土交通省国土政策局(2017)『平成28年度首都機能の移転に関する海外事例分析調査報告書』<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/iten/information/past/pdf/h28houkoku.pdf>(2020年5月29日アクセス)、I-B-68頁

⁵ 国土交通省国土政策局(2017)I-B-68頁

⁶ 国土交通省国土政策局(2017)I-B-71頁

⁷ 国土交通省国土政策局(2017)I-B-71頁

⁸ 国土交通省国土政策局(2017)I-B-72頁

⁹ 近田亮平(2007)「開発と格差を象徴する近代的首都ブラジリア」(『アジア研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007年7月号(No.142)所収)23頁

¹⁰ 近田(2007)23頁

¹¹ 近田(2007)23頁

2001年に策定された。その後2005年中頃に移転計画が対外的に明らかにされ、同年11月には政府機関の移転と職員の移動が実行に移された。2006年3月に新首都の名称を決定し、同年10月に首都移転が公式に発表された。ネピドーは元々ピンマナという小さな町であったが、今ではすべての省と国会議事堂が移転済みである¹²。

首都移転の理由について、当時のミャンマー政府からは「行政機能を円滑にするために、政府機能の中枢を移転する¹³」という説明しかされなかったが、その他調査によると以下のような事項が挙げられている¹⁴。①旧首都ヤンゴンの人口増加に伴うインフラ機能低下とヤンゴンの自然災害の多さ。②首都は国土の中央部に位置することが望ましいとする考え。③安全保障上、首都を内陸に置いた方が攻撃されにくく戦略的に有利であるとする考え。④軍事政権に対する反政府運動や革命の防止（旧首都ヤンゴンに知識人層が多く在住していた）。

ネピドーの選定に当たっては、地理的に国土の中央であること、ヤンゴンと北部の古都マンダレーの中間に位置し、他地域のコントロールやアクセスが容易であること、ヤンゴンよりも過ごしやすい気候に恵まれ水はけの良い土地柄であること、近隣のダムから電力や水の供給を期待できることなどが考慮された¹⁵。

この首都移転計画を実現できた要因の一つに、軍事政権が財源を獲得できたことがある¹⁶。外資による天然ガス開発の成功により、天然ガスによる外貨収集は2006年に20億ドルを超え、ミャンマーの全輸出額の約6割を占めた。天然ガス収入は全て国有企業を通じて国庫の入る仕組みとなっていたため国家財政が潤い、この資金を元手に首都移転を実施する

ことが出来た。しかしそれでも、ネピドー建設の膨大な費用は経済社会全体に大きな負担を与えたと推察されている¹⁷。

ネピドーの人口は約127万人（2019年4月1日時点推計）¹⁸と一定の規模を有しているが、ヤンゴンの人口は約820万人（2019年4月1日時点推計）¹⁹で、ネピドーへの首都移転後も経済・商業の中心として発展が続いている²⁰。インドネシアと同じASEAN所属国の首都移転の先例として、ネピドーの動向は今後も注視する必要がある。

2.4 ナイジェリア

ナイジェリアの旧首都ラゴスから新首都アブジャへの移転が実現したのは1991年だが、その構想が打ち出されたのは1975年と古い。当時の軍事政権が新首都の建設を意思表示し、同年専門家委員会が場所をアブジャ地域にすべきと報告・採択したことから始まり、翌年には連邦首都開発庁が設立された。しかし80年代に入ってから石油の供給過剰によるナイジェリア経済の悪化、クーデターによる4度の政権交代などの政情不安により工事が大幅に遅れた。1985年に建設が再開され、1991年にアブジャが正式に首都になった。但し当時ほとんどの政府機関は仮庁舎に入居しており、本格的に庁舎が整うのは1990年代後半になってからだった²¹。

首都移転の理由は①旧首都ラゴスの超過密の緩和と②部族対立問題の解決と整理されている²²。多民族国家であるナイジェリアにおいて、当時の部族間対立を解決するために国土の中央のいずれの民族にも支配されない場所を首都とすることが適当と考えられた。新首都選定の過程では、基準として以下の12の要素が設定された²³。①中心性、②理想的気候、③

¹² 国土交通省国土政策局（2017）I-B-44頁、工藤年博（2007）「ミャンマー軍政の「王都」、ネーピードー」（『アジア研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007年7月号（No.142）所収）12頁

¹³ 工藤（2007）12頁

¹⁴ 国土交通省国土政策局（2017）I-B-41頁

¹⁵ 国土交通省国土政策局（2017）I-B-42頁

¹⁶ 工藤（2007）13頁

¹⁷ 国土交通省国土政策局（2017）I-B-45頁

¹⁸ City Population Homepage、

<https://www.citypopulation.de/Myanmar-Cities.html>（2020年5月29日アクセス）

¹⁹ City Population Homepage、

<https://www.citypopulation.de/Myanmar-Cities.html>（2020年5月9日アクセス）

²⁰ 国土交通省国土政策局（2017）I-B-44頁

²¹ 山口（2008）98頁

²² 国土交通省国土政策局（2017）I-B-78頁

²³ 山口（2008）98～99頁

土地の面積的・質的な充足性、④水供給、⑤複数のアクセス可能性、⑥安全性、⑦建築資材の存在、⑧低い人口密度、⑨エネルギー資源、⑩排水、⑪都市計画上の便宜、⑫部族間の調和である。

アブジャの人口は約 53 万人 (1995 年) から約 310 万人 (2019 年) まで増加し²⁴、世界で最も人口増加率の高い都市の一つとなっている²⁵。立法、行政、司法の最高機関を含む首都機能が集中し、三権の移転が完了している。西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) の本部や石油輸出国機構 (OPEC) の地域本部も所在していることから、国際的にもナイジェリアの首都機能を果たしていると言えよう。アブジャはアフリカで最も豊かな都市の一つと評価されている²⁶一方、1990 年代後半に連邦官庁の移転がほぼ完了したころから、マスタープランにおける予想をはるかに超えた人口流入により水・電気の供給、交通機関、治安といった都市問題が噴出し、郊外の衛星都市にはスラム地区が多数形成されている²⁷。なお、旧首都ラゴスは現在も経済の中心であり続けている。

2.5 タンザニア

タンザニアのドドマへの首都移転は、1972 年に決定された。当時の政権は社会主義的な国づくりを象徴し、タンザニア社会の理想を空間に反映する首都を旧首都ダル・エル・サラームから内陸約 500 キロ離れた中央部ドドマに建設することを決めた²⁸。当時は内陸部の開発を先導する役割も期待されたが、1980 年代以降は経済不振もあって計画がとん挫した。1996 年にドドマは法律上の首都となったが、首都移転を決定して 50 年近くが経過した現在でも、移転が完了している主な政府施設は国会議事堂、大統領府、

自治省、協同組合省など一部に限られる²⁹。結果として旧首都ダル・エル・サラームは今でも経済の中心地で、事実上の首都機能を果たしている。

2.6 カザフスタン

カザフスタンは 1991 年 12 月に独立後、わずか数年後の 1994 年 7 月に旧首都アマルトイからアクモラ (当時) へ首都を移転する大統領令が発行され、1997 年 12 月に実際の移転 (立法、司法、経済・産業・国防関係政府機関の移転) が完了した。その後 1998 年に新首都名アスタナに改称され、公開された。2004 年に首都地区がほぼ完成し、中央政府機関の移転も完了した。そしてアスタナは 2019 年にヌルスルタンに改称された。この計画実行に当たっては、独立以来の国家元首であったナザルバエフ大統領の強いニシアチブによるところが大きい³⁰。移転に際しては日本政府に対する支援要請があり、国際協力機構 (JICA) が基本計画を行い、そのマスタープランが採択された。2001 年から 30 年間に首都建設に係る費用は累計 90 億ドルと試算され、うち約 60% が住宅、商業・業務施設などのための民間投資、残りがインフラ整備などのための公共投資となるとされている³¹。

ヌルスルタンはカザフスタンの若者から、「夢を実現させる憧れの都³²」と評価されていることから、同じく近代に首都移転したミャンマーのネピドーより実質的な都市機能が充実していると思われる。

カザフスタンにおける首都移転の理由は以下のよう整理されている³³。①地政学的な観点からのカザフスタンの強化：首都は国土の中心に位置すべきという考え (旧首都アマルトイは国土の南西端に位置)。②首都を他国との国境から離れた位置に置くべきと

²⁴ World Population Review、
<http://worldpopulationreview.com/world-cities/abuja-population/> (2020 年 5 月 29 日アクセス)

²⁵ 国土交通省国土政策局 (2017) I-B-81 頁

²⁶ 国土交通省国土政策局 (2017) I-B-81 頁

²⁷ 望月克哉 (2007) 「ナイジェリアの首都移転—人工都市アブジャをめぐる試練」(『アジ研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007 年 7 月号 (No.142) 所収) 27 頁、国土交通省国土政策局 (2017) I-B-81 頁

²⁸ 山口 (2008) 100 頁、吉田栄一 (2007) 「タンザニアとマラウイにおける首都移転の成果—地域間平等という見果てぬ夢」(『アジ研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007 年 7 月号 (No.142) 所収) 33 頁

²⁹ 吉田 (2007) 33 頁

³⁰ 国土交通省国土政策局 (2017) I-B-50 頁

³¹ 山口 (2008) 78 頁

³² 国土交通省国土政策局 (2017) I-B-50 頁

³³ 国土交通省国土政策局 (2017) I-B-46 頁

いう考え。③首都移転を通じた経済波及効果への期待：アマトイは山岳地帯に位置し、開発可能な土地が限られていた。④多民族が居住する地域に移転することで、多民族国家としてのカザフスタンの立国に資するという考え。これらに加えて、⑤ロシア系住民が多い北部地域の分離独立の抑制、⑥アマトイの地震等災害に対する脆弱性も指摘されている。移転先としてアクモラ（当時）が選定されたのは、国土のほぼ中央で交通の要衝に位置し、人口20万人の都市であること等から、総合的に見て首都の地にふさわしいと判断されたためである³⁴。

結果としてヌルスルタンはカザフスタン国内から前述の通り好意的に評価されている。カザフスタン経済は成長を続けており、ヌルスルタンはその象徴としての役割を果たしてきたと考えられている³⁵。一方、アマトイは首都移転後も「南の首都」と呼ばれ、経済・文化・情報の中心としての地位を維持しており³⁶、中央アジアの金融センターを目指して「金融地区」の建設が進められている³⁷。今後のヌルスルタンの開発は、輸出の多くを天然資源に頼るカザフスタンが昨今の資源価格の変動に対応できるかが鍵になると筆者は考える。

2.7 マレーシア

マレーシアの首都は現在も変わらずクアラルンプールだが、2011年に通産省、国防省、労働省以外の予定された省庁全てがプトラジャヤへの移転を完了した。このことから、マレーシアは法的には移転していないものの首都機能を実質的に移転した例と考えられる。プトラジャヤは「新連邦行政センター」と定義されている。

クアラルンプールに代わる新たな連邦政府行政セ

ンターの構想は1980年代後半から検討が開始されたが、プトラジャヤ地域を移転先候補地と決定したのは1993年である。1995年に移転計画が閣議決定され、1999年に首相官邸と首相府の移転が完了し、2011年に予定された全ての政府省庁の移転が完了した。

プトラジャヤへの移転の理由・目的は以下のように整理されている³⁸。①クアラルンプールへの一極集中による市内の交通混雑緩和、②政府機関の集約と電子政府化による行政効率の向上、③政府機関のオフィススペース不足や賃料高騰である。マハティール首相の強いリーダーシップの下、MSC（マルチメディア・スーパー・コリドール）計画の一環としてIT政府実現の基盤整備を図るため、クアラルンプール郊外の新たな行政都市（＝プトラジャヤ）が建設された。プトラジャヤの総工費は200～240億リングギ（約1兆円）と言われている³⁹。総面積は49km²で人口は約10万人（2019年7月1日時点推計）⁴⁰と小規模に見えるが、プトラジャヤがクアラルンプール大都市圏の一部であることを鑑みると、プトラジャヤ単体の規模は大きな問題ではないであろう。国会はクアラルンプールに残っているが、両都市の距離は25km（自動車で30分以内の距離）しかないため、国会と行政機能が離れていることによる問題は生じていない⁴¹。プトラジャヤは計画通りの移転が進み国内でも好意的に受け止められている⁴²ことから、首都機能移転の一つの成功例と言えよう。一方、計画過程においてはしばしば強権的な動向が見て取れ、民主的な手続きが担保されず独裁的要素も拭いきれない状況であったという見方⁴³もある。

2.8 韓国

³⁴ 国土交通省国土政策局（2017）I-B-47頁

³⁵ 国土交通省国土政策局（2017）I-B-50頁

³⁶ 岡奈津子（2007）「カザフスタンにおける首都移転—「処女地の町」から首都^{アスタナ}への変貌」（『アジア研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007年7月号（No.142）所収）16頁

³⁷ 国土交通省国土政策局（2017）I-B-50頁

³⁸ 国土交通省国土政策局（2017）I-B-32頁

³⁹ 山口（2008）275頁

⁴⁰ City Population Homepage、

<https://www.citypopulation.de/en/malaysia/cities/>（2020年5月29日アクセス）

⁴¹ 国土交通省国土政策局（2017）I-B-37頁

⁴² 国土交通省国土政策局（2017）I-B-38頁

⁴³ 瀬田史彦（2007）「マレーシアの壮大な国家目標を体現する新行政首都プトラジャヤ」（『アジア研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007年7月号（No.142）所収）10頁

韓国は2012年7月に世宗（セジョン）特別自治市を「行政中心複合都市」として設立し、首都機能の一部を移転しているが、首都は依然ソウルから変更されていない。この事例はマレーシアのプトラジャヤと類似するものであるが、その成り立ちと機能は異なるものがある。

世宗市の設立は、2002年に盧武鉉（ノムヒョン）大統領候補が選挙公約として行政首都移転計画を発表したことから始まる。そして2004年、盧武鉉大統領は大統領官邸、国会を含むほぼ全ての中央政府機関を移転する「新行政首都建設のための特別措置法」を制定した。これはソウルへの集中抑制と国全体の均衡発展を狙いとするものであった⁴⁴。しかし、同年に憲法裁判所が同法律の違憲決定⁴⁵を下したため、翌2005年に大統領官邸、国会、大法院、憲法裁判所及び一部の中央行政機関を移転対象から外した「新行政首都後続対策のための燕岐・公州地域行政中心複合都市建設のための特別法（行政中心複合都市建設特別法）」が制定された。「新行政都市」と「行政中心複合都市」の違いは、前者が首都機能の核心となる部分を含むのに対し、後者は中央行政機関の部分的な移転と解釈できる⁴⁶。2012年7月に世宗特別自治市が発足し、2017年1月に予定した全ての中央行政機関等の移転が完了した。

世宗市の人口は特別自治市発足当時の約12万人（2012年末推計）から約32万人（2018年末推計）⁴⁷まで増加したが、首都ソウルの人口約1,000万人には遠く及ばず、ソウル一極集中の緩和を達成しているかは疑問がある。2012年から2016年7月までの世宗市への純流入人口の地域別割合は、世宗市周辺の忠清圏から60%、首都圏から30%、その他10%で、首都圏からの流入人口は約4万人のみである⁴⁸。これでは首都圏の一極集中の緩和という目的への効果

は限定的と言わざるを得ない。むしろ現地報道では、首都圏の過密解消の代わりに（周辺の）忠清圏の人口空洞化を助長しているという批判⁴⁹がされている。行政面ではソウル市内等に分散立地していた省庁を1か所に集約することで業務効率が上昇したというメリットがある一方、ソウルに残留する国会、大統領府等との連絡・出張のためのコストが大きいというデメリットもある⁵⁰。また、政策策定の際にソウル在住の民間専門家と会うことが難しくなり、政策の質が低下しているという調査もある⁵¹。

世宗市への首都機能移転は法制化から10数年という比較的短期間で完了したこと、全体としてスムーズに進んだと言えよう。特に他国の事例のように単一のリーダーによる強力なリーダーシップに基づいた進め方ではなく、民主的なプロセスに基づき、途中で政権交代を経ても予定された移転を完了させたことは大変興味深い。世宗市内に建設されている行政中心複合都市はまだ省庁移転完了から3年程度しか経過しておらず、2030年の完成を目標としていることから、最終的な評価を下すには引き続き今後の動向を注視する必要がある。

2.9 先行研究総括

本稿で取り上げた7か国の事例を総括する。本稿ではインドネシアが名実ともに首都を移転できるのかを問うため、まず①法的に首都を移転したケースと②法的に首都を移転していないケースに分類する。①にはブラジル、ミャンマー、ナイジェリア、タンザニア、カザフスタンが、②には韓国とマレーシアが該当する。そしてそれぞれのケースにおいて、国土交通省国土政策局（2017）に倣うと一括移転（三権または少なくとも議会、行政の長のオフィス、ほとんどの行政機関が同じ地域に移転したケース）と

⁴⁴ 山口（2008）284頁

⁴⁵ 憲法上にソウルが首都という明文条項は無いが、不文憲法として規律されているため、首都移転に際しては憲法改正が必要であること、憲法改正のためには国民投票が必要にもかかわらず国民投票に付さなかったのは、大統領の裁量権乱用であること、が示された。

（国土交通省国土政策局（2017）I-A-3頁）

⁴⁶ 山口（2008）285頁

⁴⁷ City Population Homepage、<https://www.citypopulation.de/KoreaSouth-MunRegPop.html>（2020年5月29日アクセス）

⁴⁸ 国土交通省国土政策局（2017）I-A-14頁

⁴⁹ 国土交通省国土政策局（2017）I-A-48頁

⁵⁰ 国土交通省国土政策局（2017）II-5頁

⁵¹ 国土交通省国土政策局（2017）I-A-46頁

分散移転（一部機能を旧首都に残し、議会または行政機能の一部が移転するケース）という分類が可能になる⁵²。これに従うと、①はタンザニアのみ分散移転、それ以外が一括移転、②はいずれも分散移転が行われたと分類できる（法的に首都を移転しないということは、そもそも分散移転を意図しているとも解釈できる）。インドネシアの今後のシナリオは、これらのいずれかに当てはまることになる。なおタンザニアは元々一括移転を意図していたが実現せず、韓国は法的に首都を移転しようと企図したが実現しなかった。インドネシアでもこのようなパターンは十分にあり得るだろう。

次に首都移転の目的を分類すると、一般的には旧首都の問題点あるいは国家の統治のあり方が契機となっており、①旧首都の一極集中の緩和（背景として、旧首都の過密解消、国土の均等な開発など更に細かく分類できる）、②旧首都の自然災害への脆弱性、③安全保障上の懸念解消（特に旧首都が国境付近に位置する場合）、④多民族統合の象徴となる新首都建設（特に植民地からの独立後に起草される）に大別できる。また韓国やマレーシアのように、既存の行政の効率化及び改革という目的もある。

そして新首都の選定においては、主に①国土の中央であること（国土の開発、安全保障などに関連する）、②民族問題を解消できる位置にあること（特定の民族が多いか、いずれの民族居住地にも属さないかに分類される。また、これを考慮した結果として国土の中央となることが多い）、③生活しやすい気候であること、④インフラが確保できることなどが考慮されている。

首都移転の成果については各国の事例毎に首都移転目的が異なるので一般化が困難であるが、一般的には移転することのみで目的を達成できる場合と、移転後の経過が重要となる場合に分けられる。一口に「旧首都の一極集中の緩和」といっても、政治と経済の機能分離を意図するならば移転自体が目的達

成に寄与するが、ブラジルのように新首都周辺地域の開発を重視するならば新首都はある程度経済的に発展する必要がある。また旧首都の過密解消を重視する場合は、旧首都から新首都への人口移動が生じなければならない。

最後に、首都移転の成否はその時代の政治経済状況に左右されることが先行研究から分かる。一般的には政治的に強力なリーダーシップを発揮するリーダーがおり、十分な財源を確保できた場合に移転がスムーズに進んでいるようだ。但し韓国のように、政権交代を経ても概ね当初の計画通り移転が進むケースもある。経済面では、カザフスタンが資金の過半を民間資金に頼る計画としており、この計画の今後の動向はインドネシアの首都移転計画の成否を占う上で参考になる。

3.インドネシアの首都移転計画

3.1 経緯と計画概要

インドネシアにおける首都移転計画は1945年の独立以降スカルノ、スハルト、ユドヨノ大統領の時代にそれぞれ取り沙汰されてきたが、本稿では2019年に発表されたジョコ大統領による首都移転計画に注目する。

ジョコ大統領は、2019年4月29日の閣僚会議において首都移転計画を正式に決定した⁵³。そして同年8月26日、大統領官邸における記者会見において、首都移転先を東カリマンタン州の北プナジャン・パセル県と同州クタイ・カルヌガラ県の一部とする旨を発表した。この記者会見によると、首都移転についてはインドネシア政府が3年間にわたって調査してきたとされている。事実、首都移転の必要性はインドネシア国家開発企画庁が2019年5月に発表した開発計画“Visi Indonesia 2045”⁵⁴でも言及されている。

首都移転計画の全体像は以下のとおりである⁵⁵。首都移転の理由は、①首都ジャカルタが所在するジャ

⁵² 国土交通省国土政策局（2017）II-1～3頁

⁵³ “KOMPAS”2019年4月30日号2面記事によると、会議には大統領の他に副大統領、複数の閣僚、及びジャカルタ首都特別州知事、西ジャワ州副知事等複数の地方首長が出席していた。

⁵⁴ <https://www.iappi-indonesia.org/?p=2241>（2020年5月29日アクセス）からダウンロード。

⁵⁵ “TEMPO ENGLISH”2019年9月3日～9日号、30～31頁（国家開発企画庁の文書を基に作成された）

ワ島の負荷を減らすため：人口の 57%（1 億 5 千万人）がジャワ島で暮らしている、②ジャワ島中心の開発からインドネシア中心の開発に移行するため：ジャワ島の GDP は国家全体の GDP の 58.5%を占めている、③ジャワ島（特にジャカルタと東ジャワ）が水資源の危機にあるため、④ジャワ島の大型工事が農地を減らしているため、の 4 つが挙げられている。

そして移転先の選定理由は、①自然災害のリスクが低い⁵⁶、②既存のインフラがあるため、③国有地を利用可能なため：土地収用のためのコストを削減できる、④バリクパパン⁵⁷とサマリダ⁵⁸に近い⁵⁸ため：港湾、空港、接続道路がある、⑤近隣の貯水池や土地からの地表水を利用できるため、⑥様々な地域からの移民労働者が暮らしており、多様な人口構成をしているため、⑦国境に位置していないため、⑧地形の傾斜が 15%未満のため⁵⁹、と整理されている。

総予算は 466 兆ルピア（約 3.7 兆円⁶⁰）とされているが、その内国家予算は 19.2%のみで、大統領官邸、戦略上重要な建造物、公務員用住居、軍事基地の建設等の費用として計上されている。残りは 54.4%を政府・民間の協力によって調達し、行政府・立法府・司法府の庁舎、医療・教育施設、博物館、刑務所を建設し、26.4%を民間セクターから調達し、住居、大学、インフラ等を開発するとされている。

この計画を基に、2024 年までに移転第一段階として 4 万ヘクタール（400km²）を国家首都地区（State Capital Region）として開発し、公務員住居、教育・医療施設、大学、科学技術施設等を建設する予定である。その後 2029 年までに 20 万ヘクタール（2,000km²）の第一次拡張を行い、2030 年から 2045 年にさらに 20 万ヘクタール（2,000km²）の第二次拡張（首都地区建設）を経て首都移転が完了するとされている。

以上が、インドネシアの首都移転計画の概要である。

3.2 首都移転計画の妥当性

本節では、インドネシアの首都移転計画と先行研究（特に 2.9 節の総括内容）を比較し、インドネシアの計画の妥当性を評価したい。

まず首都移転のケース分類については、先述のとおり法的に移転するか否かが最初の分岐点となる。この点に関し、ジョコ大統領は 2019 年 8 月 26 日の記者会見において、首都移転には国会の承認が必要となると発言していることから、法的な首都移転を想定していると解釈できる。一括移転か分散移転かについては、三権の庁舎の移転が計画されていることから、一括移転とみなされる。但し、経済関連省庁をジャカルタに残留させる可能性もあるため⁶¹、必ずしもすべての行政府を移転させるとは限らない。いずれにせよ、インドネシアのケースは法的な首都移転かつ一括移転と分類できる。

インドネシア政府による首都移転の目的については、3.1 節で述べた①～④すべてが「旧首都の一極集中の緩和」を目的としている。インドネシアの場合、先行研究と比較すると旧首都及びその地域における水資源の危機や農地の減少といった現実的な問題が生じていることが特徴的である。これに加え、新首都選定理由において「自然災害リスクの低さ」、「国境に位置していないこと」、「多様な人口構成をしていること」が言及されていることから、インドネシアの首都移転の目的は 2.9 節で整理した首都移転目的の要素にすべて合致している。「他民族の統合」に関してはナイジェリアやカザフスタンのように独立の象徴という文脈は無く具体的な民族間の問題意識は見受けられないが、インドネシアも約 300 の民族と約 600 の言語を有する多民族国家であるため、新首都の住民が特定の民族に偏らないことは考慮する必要があったのだろう。したがって、インドネシアの首都移転の目的は他国の例と同様の妥当な内容だ

⁵⁶ 特に 2018 年にはインドネシアで地震や津波など大規模な自然災害が 88 件起こった。（“Jakarta Post” 2018 年 12 月 27 日付 3 面記事より）

⁵⁷ 東カリマンタン州の中核港湾都市。

⁵⁸ 東カリマンタン州の州都。

⁵⁹ この意図するところは明示されていないが、筆者

は、地形が比較的平らで開発が容易なことを意味すると推測する。

⁶⁰ 1 ルピア=0.008 円で計算。以降同じ。

⁶¹ “Investor Daily”オンライン版 2019 年 8 月 21 日記事、<https://investor.id/business/bi-dan-ojk-tetap-di-jakarta-saat-ibu-kota-pindah>（2020 年 5 月 29 日アクセス）

と結論付けられる。但し、後段の3点は移転目的ではなく新首都選定理由として言及されていることから、移転計画において移転目的と新首都選定理由が対関係になっておらず、上手く整理できていないとも評価できる。

次に新首都選定理由だが、全体的には概ね先行研究と変わらず、妥当な内容だと評価できる。2.9節で整理した内容に沿って確認すると、「国土の中央であること」については文書上では記載されていないが、2019年8月26日の会見においてジョコ大統領が新首都はインドネシアの中心で戦略的な位置にあると述べていることから、考慮されたことが分かる。「民族問題の解消」については、先述の通り多様な人口構成であることを選定理由の一つとしている。「生活しやすい気候」はインドネシアでは選定理由に入っていない。これはインドネシア全土が熱帯気候に属しており、地域間の気候条件がほとんど変わらないためだと思われる。「インフラの確保」については非常に具体的に考慮されている。但し新首都地域の既存インフラについては、新首都建設予算の26.4% (123.2兆ルピア、約9,860億円) がインフラ建設用と見積もられていることから、現状ではインフラは不十分なことが分かる。その他国有地の利用可能性と地形の傾斜の考慮はインドネシア特有のものである。総括すると、インドネシアの新首都選定理由は先行研究と大きく乖離することなく、妥当なものだと評価できる。但しこれらの条件を満たす都市・地域は他にもあるはずであり(例えばサマリダやバリクパパンなどの既存都市でも条件は満たせたはずである)、その中で都市基盤の無い地域を選定した理由は説明されていない。新首都の選定プロセスには透明性に欠けているという批判はあり得るだろう。

3.3 今後のシナリオと課題

本節では、今後首都移転計画を実施するにあたって起こり得るシナリオと実施の際の課題をまとめる。まず問題となるのが、法的に首都を移転できるか否かだ。インドネシアの首都に関する主な法律は、「ジ

ヤカルタ首都特別地域がジャカルタの名称でインドネシア共和国の首都として維持する声明に関する法律1964年第10号」や「インドネシア共和国の首都としてのジャカルタ州政府に関する法律2007年第29号」、その他首都ジャカルタに関して言及している法律であり、首都移転を法制化する為にはこれら法律も改正する必要がある⁶²。またインドネシア共和国憲法には首都に関する規定は無いものの、韓国のように憲法改正も求められる可能性がある。このように、首都移転実現のためにジョコ大統領が乗り越えるべき法的・政治的なハードルは低くない。

仮に法制化が実現したとして、次に実質的な首都移転が実現するかが問題となる。移転計画は2045年までと長期に渡るが、これは予定通り進むのだろうか。他国の事例を見ると、ほとんどが数十年間に渡る長期計画を設定した上で、短期的な目標を立てて段階的な移転を実現している。インドネシアの移転計画も大きく変わらず、まず5年後の2024年に第一段階の移転を完了させることになっている。2045年までの移転を実現させるには、ジョコ大統領の任期最終年である2024年の第一段階移転の実現が不可欠である。但しほとんどの国で長期的には計画以上の期間を要していることから、インドネシアも2045年に計画通り移転を完了することは困難だろう。

2024年の第一段階移転を実現させるにあたって重要となるのは、ジョコ大統領の強いリーダーシップだ。2.9節で述べた通り、強力なリーダーシップを発揮するリーダーの存在が移転実現の原動力となる。しかし、2024年の大統領任期終了までの間に次期大統領選挙に向けた政治闘争が確実に行われるため、ジョコ大統領が落ち着いてにリーダーシップを発揮できる期間は長くはないと言える。この状況下で移転計画を実現するために必要なことは、「首都を移転すること」自体を法制化することだと筆者は考える。例えば韓国は首都機能移転において「新行政首都の建設のための特別措置法」や「行政中心複合都市建設特別法」を制定した上で実施委員会などを設立し、結果として政権交代後も概ねスムーズに首都機能を

⁶² “detiknews” 2019年8月27日記事、
<https://news.detik.com/berita/d-4682194/dear-jokowi-ini-sejumlah-uu-yang-harus-disiapkan-untuk-pindah-ibu-kota>

(2020年5月29日アクセス)

移転している。一方インドネシアは今のところ首都移転に関する法的根拠が乏しく、現時点で首都移転及び移転先を定めたのは2019年4月29日及び8月26日の会議における決定とその後の記者会見のみである。2019年10月には国家開発企画庁長官令2019年第192号によって首都移転に関する戦略調整チーム（Strategic Coordinating Team）の設立が定められたが、これも首都移転自体を法制化したとは言えず、現時点では既成事実のみが先行している。インドネシアは韓国を参考に、首都移転に関する法制化を急ぐべきである。

移転計画実施においては、経済面でも懸念がある。他国の事例を見ると、概ね計画通りに移転を実現させた国は何らかの方法で十分な資金を調達していた。あるいはブラジルやミャンマーのように国家規模に対して過大な資金を要したため、その後の経済発展に支障をきたした例もある。インドネシアの場合、移転計画の予算466兆ルピアを調達するのは民間投資を期待しても容易ではないだろう。この負担に耐えるため、資源価格によって経済状況を左右されるインドネシアは天然資源に頼らない産業構造の転換が必要とされる。この点はミャンマーやカザフスタンの事例で指摘された点と同様である。ジョコ大統領は2019年の国家運営のテーマとして人材育成や投資促進を掲げているが、その問題意識は首都移転計画に対しても妥当なものと言える。

また、首都移転予算の半分以上を民間資金に頼っている点にも懸念がある。この構成はカザフスタンの計画と類似する点があるため、カザフスタンにおける実績や今後の動向を注視することでインドネシアの計画実現度可能性も計れると思われる。ジョコ大統領はジャカルタが経済の中心であり続けると述べている以上、新首都の経済的発展には限度があると推測されるので、そこに250兆ルピア⁶³（約2兆円）もの民間投資を誘致できるのかは疑問が残る。十分な資金を集められなければ、タンザニアのように不十分な移転となる恐れがある。

仮に移転計画が実現した場合、その効果はどうだろうか。3.1及び3.2節で整理した首都移転の目的と

新首都進出選定理由に基づいて分析したい。3.1節で述べた首都移転目的を達成するためには、首都移転後にジャカルタ及びジャワ島の人口が減少すること、ジャワ島外の経済開発が進むことが条件になる。これは3.2節で述べたように、首都移転後の経過が重要となる内容である。移転が実現した国の新首都は概ね人口が増加しており、旧首都に及ばないまでも国の中で比較的大規模な都市に発展している。ブラジルはその一例であり、インドネシアが目指すべき姿だろう。但し人口移動に関しては、ブラジルで既存都市からどの程度が移動したのかは疑問が残る。韓国の世宗市もソウルの一極集中を解消したとは言えない状況にある。このような状況はインドネシアでも想定される。ジャカルタが経済の中心であるならば企業やその従業員が新首都に移転する動機付けは乏しく、ジャワ島の人口が新首都地域に移動するとは考えにくい。それよりもインフラ建設工事などで生じる雇用を求めて周辺都市からの人口移動が起きる方が自然であろう。また企業の誘致が進まなければ経済発展は限定的となる。この点については、カザフスタンのヌルスルタンが成功例とも言える評価を受けているので、インドネシアは参考にすべきである。一方、新首都選定理由で首都移転目的にも分類できる「自然災害のリスク低減」、「安全保障上の懸念解消（国境に位置しない）」、「多様な人口構成」は、新首都への一括移転を実現した時点で達成できる目的である。その点では新首都地域の選定にはそれなりの妥当性があるとも言える。

このように、インドネシアにおける首都移転計画の実現には政治経済的な課題が多く、実現したとしても現在掲げられている目的の達成は容易ではない。

4.おわりに

本稿は「インドネシアの首都移転は名実ともに実現するのか」という問いに対して、他国の事例を基に検証した。結論としては、「インドネシアの首都移転計画の背景や内容は他国の事例と大きな相違が無く、名実ともに実現する可能性はあるが、実現に向けた政治経済的課題は多い。また、移転目的の達成

投資予算（26.4%）を加えた金額。

⁶³ 民間との連携予算の半分（27.2%）と民間セクター

は容易ではない」と言える。

移転計画の背景としての目的や移転先選定理由はほぼすべての内容が先行研究と合致しており、妥当なものだと言える。但し3.2節で指摘した通り、首都移転先を選定した理由や優位性が不明であり、選定プロセスは透明化すべきであった。このためか、2019年8月に行われた世論調査では39.8%が首都移転に反対で賛成の35.6%を上回っている⁶⁴。国民の理解を得られない中での首都移転は困難と言わざるを得ず、今後は社会に向けた説明責任にも注意を払うべきであろう。

首都移転を実現させるためには、政治経済的課題を克服する必要がある。ジョコ大統領は限られた期間でリーダーシップを発揮し、並行して首都移転の法的正当性を強固なものにする必要がある。また、必要予算を確保しなければ移転は実現しない。民間セクターの協力を得るという発想は良いが、その実現性を見極め、その代替案を検討すべきである。

首都移転が実現した場合でも、その効果には疑問が残る。特にジャカルタ及びジャワ島の一極集中の緩和（人口移動及びジャワ島外の開発）は首都を移転するだけでは実現することが難しく、カザフスタン等の事例を参考に対策を検討する必要がある。

本稿は先行研究として他国の首都移転事例から共通点を整理し、インドネシアの首都移転計画と照合することでその内容の妥当性及び実現性を計った。今回は幅広い事例を扱い定性的な検証が主となり、結論は問題提起が大勢を占めた。今後はインドネシアの首都移転計画の進捗を注視する必要がある。特に2020年に入り、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に拡大する中、同年5月にインドネシア財務省が、2021年度予算では首都移転に向けた資金配分が困難という見方を示した⁶⁶。このような状況下で名実ともに計画を実現するためには、本稿の問題提起に対する具体的な対策が必要となる

だろう。そのためには、比較対象を絞ってより深く定量的な検証を交えることが重要となる。これを今後の研究課題として提示することで、本稿を締めくくりたい。

⁶⁴ “KedaiKOPI” 2019年8月26日記事、<https://kedaikopi.co/survei/polemik-kepindahan-ibukota-ini-kata-responden-kedaikopi/>（2020年5月29日アクセス）

⁶⁵ 日本経済新聞電子版 2019年10月7日記事、<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO50702340X01C1>

9A0910M00/（2020年5月29日アクセス）

⁶⁶ “KOMPAS”オンライン版 2020年5月15日記事、<https://money.kompas.com/read/2020/05/15/081900026/sri-mulyani-tidak-ada-alokasi-anggaran-ibu-kota-baru-pada-apbn-2021?page=all>（2020年5月21日アクセス）

＜参考文献＞

- 山口広文 (2008)『世界の首都移転 遷都で読み解く国家戦略』社会評論社
- 瀬田史彦 (2007)「マレーシアの壮大な国家目標を体現する新行政首都プトラジャヤ」(『アジア研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007年7月号 (No.142) 8～11頁所収)
- 工藤年博 (2007)「ミャンマー軍政の「王都」、ネーピードー」(『アジア研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007年7月号 (No.142) 12～15頁所収)
- 岡奈津子 (2007)「カザフスタンにおける首都移転—「処女地の町」から^{アスタナ}首都への変貌」(『アジア研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007年7月号 (No.142) 16～19頁所収)
- 近田亮平 (2007)「開発と格差を象徴する近代的首都ブラジリア」(『アジア研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007年7月号 (No.142) 20～23頁所収)
- 望月克哉 (2007)「ナイジェリアの首都移転—人工都市アブジャをめぐる試練」(『アジア研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007年7月号 (No.142) 24～27頁所収)
- 吉田栄一 (2007)「タンザニアとマラウイにおける首都移転の成果—地域間平等という見果てぬ夢」(『アジア研ワールド・トレンド』ジェトロ・アジア経済研究所、2007年7月号 (No.142) 32～35頁所収)
- 国土交通省国土政策局 (2017)『平成28年度首都機能の移転に関する海外事例分析調査報告書』
<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/iten/information/past/pdf/h28houkoku.pdf> (2020年5月29日アクセス)
- World Population Review、
<http://worldpopulationreview.com/world-cities/abuja-population/> (2020年5月29日アクセス)
- City Population Homepage、
<https://www.citypopulation.de/Myanmar-Cities.html> (2020年5月29日アクセス)
- City Population Homepage、
<https://www.citypopulation.de/en/malaysia/cities/> (2020年5月29日アクセス)
- City Population Homepage、
<https://www.citypopulation.de/KoreaSouth-MunRegPop.html> (2020年5月29日アクセス)
- “KOMPAS”2019年4月30日号2面記事
- インドネシア国家開発企画庁 (2019) “Visi Indonesia 2045”、<https://www.iappi-indonesia.org/?p=2241> (2020年5月29日アクセス)
- “TEMPO ENGLISH”2019年9月3日～9日号
- “Jakarta Post”2018年12月27日付3面記事
- “KOMPAS”2019年4月30日号2面記事
- “Investor Daily”オンライン版2019年8月21日記事、<https://investor.id/business/bi-dan-ojk-tetap-di-jakarta-saat-ibu-kota-pindah> (2020年5月29日アクセス)
- “detiknews”2019年8月27日記事、
<https://news.detik.com/berita/d-4682194/dear-jokowi-ini-sejumlah-uu-yang-harus-disiapkan-untuk-pindah-ibu-kota> (2020年5月29日アクセス)
- “KedaiKOPI”2019年8月26日記事、
<https://kedaikopi.co/survei/polemik-kepindahan-ibukota-ini-kata-responden-kedaikopi/> (2020年5月29日アクセス)
- 日本経済新聞電子版2019年10月7日記事、
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO50702340X01C19A0910M00/> (2020年5月29日アクセス)
- “KOMPAS”オンライン版2020年5月15日記事、
<https://money.kompas.com/read/2020/05/15/081900026/sri-mulyani-tidak-ada-alokasi-anggaran-ibu-kota-baru-pada-apbn-2021?page=all> (2020年5月21日アクセス)

タイの涅槃像 —日本の涅槃像との比較—

加藤 香須美
日本国際情報学会

Nirvana statue in Thailand —Comparison with Japanese Nirvana—

KATO Kasumi
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

1. はじめに

仏像の形には、直立する姿や遊行する姿を含む立像と、座像、横たわった形の臥像があり、涅槃像は臥像に類する。涅槃像は釈迦が涅槃に入る時の姿を表現したもので、極楽往生を願って死者を北枕に寝かせるのは釈迦が頭を北に顔を西に向けて横になっていたという由来からであり、仏像も頭を北向きに、顔を西向きにしているとされている。右手は折り曲げて枕とするか、もしくは頭を右手で支え、左手は太ももの上に置き両足を重ねる。発祥のインドをはじめ東南アジア諸国ではよく見る形である。タイではバンコク三大寺院の一つワット・ポーの像に代表され、黄金に輝く巨大な像は目を見張るものがある。涅槃は釈迦の誕生から葬儀までの生涯を描いた仏伝の情景のひとつで、寺の壁画や絵画にも多く表現されている。日本でも高野山金剛峰寺の涅槃図が有名である。偶像として現したものは日本では数が少なく、猪川（1982）では奈良時代から平安時代、そして鎌倉以後江戸時代のものが 30 例ほど現存作例として紹介されている。¹近年では 1982 年に千葉県萬徳寺、1995 年に福岡県南蔵院、2008 年に北海道佛願寺などがワット・ポーに匹敵する巨大な仏像を涅槃仏として建立している。本稿では日本の涅槃像について猪川（1982）を参照したあと、ワット・ポーのみならずタイ各地のいくつかの涅槃像の特徴をみて比較したいと思う。特に釈迦の足の形に注目したい。

また涅槃図、涅槃像ともに涅槃の姿をした釈迦について寝仏との表現もあることから涅槃仏と寝仏の違いはあるのか探っていきたいと思う。そして涅槃仏と呼ぶには決まりがあるのか、概観しながらその定義について考察していくものとする。以下本稿では、像として現された涅槃の姿の釈迦を取り扱い、文中の表記は涅槃像、または出典に明記されている呼び名を使用する。

2. 日本の涅槃像—猪川（1982）の先行研究から—

タイの涅槃像との比較にあたり、日本の涅槃像について猪川（1982）が記述している 30 例から名の知れた寺に安置されている涅槃像 3 体を選び参照する。その他所蔵している施設のホームページやインターネットから得た情報を精査して述べておきたいと思う。比較においては大きさ、彩色、体軀の造作を中心とする。

2.1 奈良県法隆寺五重塔塑像北面涅槃像（図 1）

現存最古 8 世紀初頭の作例である。像高 98 センチメートル、床面からの高さではなく足から頭までの長さであると。²頭部を蓮華の枕に置き、左手は掌を体側に沿わせる形である。右手は枕にせず斜め前方に置かれた像（医師の耆婆大臣）に向けて伸ばしている。この形式は中国に源流を見ることができ

²Wikipedia 法隆寺の仏像

<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%B3%95%E9%9A%86%E5%AF%BA%E3%81%AE%E4%BB%8F%E5%83%8F%E4%BA%94%E9%87%8D%E5%A1%94%E5%A1%91%E5%83%8F%E7%BE%A4> 2020.6.14 14:35 アクセス

¹ [猪川和子] 涅槃彫像, 美術研究 318 号, 1982, 東京文化財研究所

とから北回りで伝わった仏教美術の様式である考える。画像を見る限りにおいては閉眼、釈迦像の周りを囲む 34 軀の像のほとんどが嘆き悲しむ表情をしていることから入滅時の様相である。着衣の衣文線は豊かではっきりとしており、漆箔で朱の隈どりが認められる。四面具中の北面に安置されていることから釈迦の背面が北、頭は西、顔は南を向いていると推測する。両足は揃えているがわずかながら右足の甲を斜め下に向けて傾けている。指の長さは親指から小指にかけて短くなっている。画像では土踏まざるの足文や偏平足か否かは確認できない。



図1 法隆寺五重塔塑像北面涅槃像

(<https://pbs.twimg.com/media/B4BANXfCOAEIhXO.jpg> より)

2.2 奈良県岡寺釈迦涅槃像 (図2)

平安時代末から鎌倉時代³の様式でヒノキの木造、全長 171.1 センチメートルと等身大の彫像である。眼は薄く開く。右手を腕枕にし、左手は体側にあてまっすぐに伸ばしている。木の素地が現れているが彩色が施された形跡が認められる⁴。足は左足爪先がわずかに右足から離れ重なりがない。指の長さは親指から小指にかけてわずかながら短くなっており、足裏の足文、偏平足は確認できない。現在、東京国立博物館に寄託中、常設で展示されていることから仏

像がどの向きで安置されていたかは不明である。



図2 岡寺釈迦涅槃像 (岡寺ホームページより)

2.3 長野県世尊院釈迦涅槃像 (善光寺)

(長野市文化財データベース

<http://bunkazai-nagano.jp/modules/dbsearch/page0974.html> 参照)

鎌倉時代末期の作例、銅造で全長 166 センチメートルである。頭を北にし、右脇を下に西を向いて横たわが顔は若干上を向いている。右ひじを曲げて頭に沿えている。左手は体側に沿わせまっすぐに伸ばしている。体の下方になる右足の爪先は正面を向いており、上になる左足の爪先は南方向に向けている。足裏の足文や偏平足は確認できない。また画像からは開眼が閉眼かも確認できず、データベースの解説によれば、入滅の姿を示すとある。

2.4 日本の涅槃像のまとめ

猪川 (1982) の述べるおよそ 30 例では、塑像、石像が 4 体、銅像、銅板押出が 4 体、木像 20 体、木彫 5 体、乾漆像が 1 体となっており、木造の像が大半を占める。像高は 2 メートルを超えるものが 5 体、1 メートル未満のものが 6 体、1 メートル以上 2 メートル未満のものが 12 体 (記載のないものもあり)、145~180 センチメートルの人間と等身大の像は 10 体と多く見られた。

涅槃像はインドに発祥し、体の右側を下に右手枕をして横たわる姿が源流となっており、30 例のうち仰臥の形をとるもの 2 体と台座のみで涅槃を表したものが 1 体が大きく形を異としている。注目したいのは足の形で前述の 3 体とも右足と左足は開い

³ 岡寺ホームページ>寺宝>重要文化財

<http://www.okadera3307.com/about/jihou.html> 2020.6.14 9:56A.M アクセス

⁴ [猪川和子] 涅槃彫像, 美術研究 318 号, 1982, 東京文化財研究所 p 44.

た状態となっている。

3. タイ各地の涅槃像

3.1 Phra Buddha Saiyas the reclining Buddha of Wat Phra Chetuphon Vimolmangklararm / Bangkok (図 3)

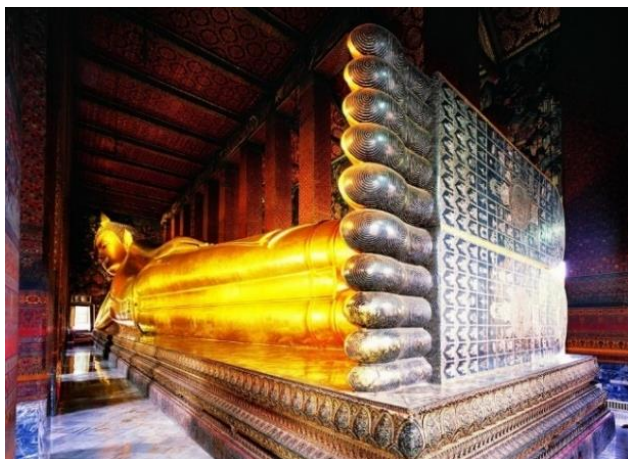


図 3 ワット・ポー 涅槃像

<http://www.watpho.com/en/buddha/detail/204> より

いわゆるワット・ポー (Wat Pho, วัดโพธิ์) で、菩提の寺を意味し、涅槃寺、臥佛寺と呼ばれることもある通り、巨大な涅槃像が安置されている。バンコク王朝時代初期⁵にレンガと漆喰で造られ金色の漆塗りが施されている。長さは 46 メートル、高さ 15 メートルの大きな仏像である。開眼であるので最後の説法をしているところとなる。右肘を台座に付け右手で頭を支え (図 4)、両脚を揃えて長く伸ばし左手をその上に沿わせている。仏像の向いている方向と同じ方向に立った実際の位置は、頭は東北東を向き顔は北西の方向を向いている (図 5)。衣服は体に密着しており、豊かにたわむ衣文線は見られない。足は上下に平行に重ね爪先もかかともスクエア型に揃っている。足指は非常にわずかだが親指が長く小指までなだらかに短くなっている。足裏は偏平足で、108 の縁起の良いシンボルが螺鈿細工で描かれている (図 6)。これらのシンボルはスリランカの聖書に由来があるとされている。その内容は、水がめに魚、宝石、蓮などの幸運と繁栄の象徴、王の偉大さ

⁵ 1782 年から現在に至る王朝。ラタナコーシン王朝、チャクリー王朝とも呼ばれる。

を示す王座などの王室の持ち物、宇宙、海、大陸、山など、宗教的宇宙論などである。⁶



図 4 頭部 (筆者撮影)

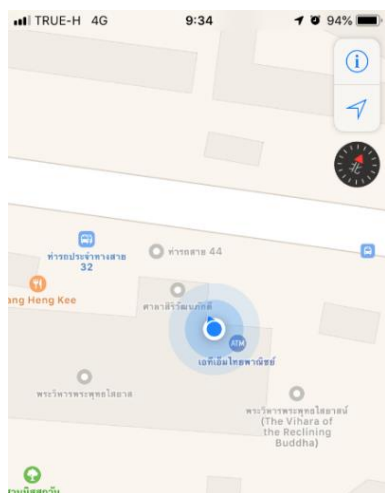


図 5 仏像の向き (筆者計測)

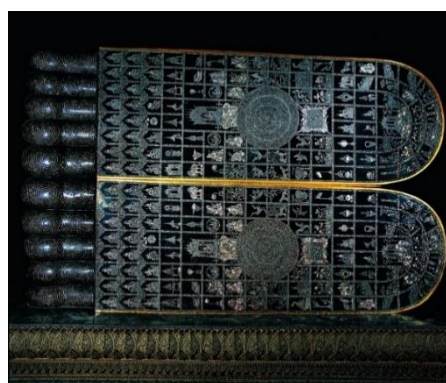


図 6 仏像の足と螺鈿細工

<http://www.watpho.com/en/buddha/detail/204> より

⁶ Wat Pho Phra Buddha Saiyas <http://www.watpho.com/en/buddha/detail/204> 2019/11/30 17:12 アクセス

3.2 Somdet Phra Sakamamuni Srisumetbophit at Wat BangPhliYaiKlang / SamutPlakan (図 7)



図 7 ワット・バンプリヤイクランの涅槃像 (筆者撮影)

2001 年に完成した新しい像である。この仏像は胎内に入ることができ、内部は数々の僧侶、仏陀の物語や地獄絵などが描かれている。また菩提樹の下で瞑想する仏陀の像や胸部には内臓の像が設置され参拝する人々は金箔を貼り無病息災を願う。仏像の表面は金箔で覆われ、長さ 53 メートル、高さ 7 メートルとタイ最大の涅槃仏といわれている⁷ (図 7)。



図 8 頭部 (筆者撮影)

開眼、右脇の下に三角形の枕をおき右手で頭を支え (図 8)、左手は体側に沿わせている (図 7)。衣紋ははっきりと波打っている (図 9)。足は扁平足で土

踏まずに蓮花の紋が刻まれており、スクエア状に重ね指の長さは均等になっている (図 11)。仏像の向きと同じ方向を見て立った時、仏像の頭は東、顔は北を向いていることがわかる (図 12)。



図 9 衣文 (筆者撮影)



図 10 蓮華の足文が刻まれた足裏 (筆者撮影)

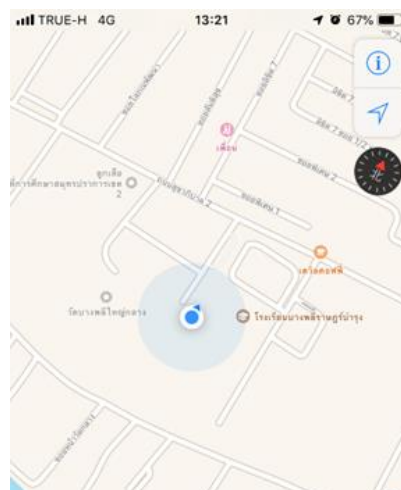


図 11 仏像の向き (筆者計測)

⁷ วัดบางพลีใหญ่กลาง <http://watbangphliyaiklang.org/phranon.html> 2019/11/30 17:16 アクセス

3.3 Vihara of the Reclining Buddha at Wat Yai Chai Mongkon / Ayutthaya (図 12)



図 12 ワット・ヤイチャイモンコンの涅槃像 (筆者撮影)
アユタヤ王朝時代⁸ナレースワン大王が礼拝するために建て⁹、1965 年に改修された。長さ 39 メートル高さ 15 メートルの石像(この寺の他の仏像が砂岩で作られていることから砂岩に漆喰が塗られていると推測する。)である。右手で頭を支え(図 13)、左手は山吹色の法衣が掛けられて見ることができなかったがシルエットから太ももの上に沿わせていることが推測できる(図 12)。



図 13 頭部
(筆者撮影)

この仏像は頭部を南に顔を東に向けている(図 14)。足は扁平足でスクエア状に重ねられている(図 15)。お参りのために多くの人が足を触る(図 16)ことから表面が削られており、仏足文があるかは確認できなかった。仏像の前には看板があり、火曜日の仏像として祈りの言葉が記されている。人々は、線香とろうそくに火をつけこの言葉を言いながら祈る。

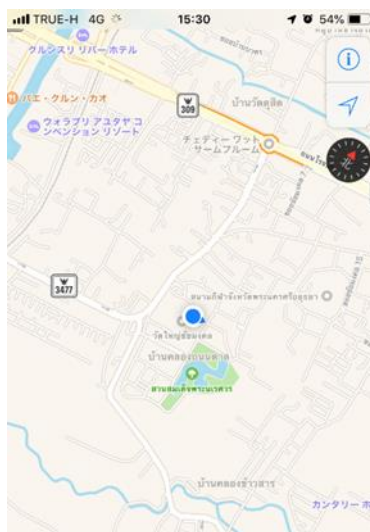


図 14 仏像の向き
(筆者計測)



図 15 足裏 (筆者撮影)



図 16 お参りする人 (筆者撮影)

⁸ 1351 年から 1767 年 ナレースワン大王が王位を継承したのは 1590 年。

⁹ Ayutthaya History
https://www.ayutthaya-history.com/Temples_Ruins_YaiChaiMongkhon.html 2019/11/30 17:19 アクセス

3.4 Phra Buddha Sai Yat (The Reclining Buddha) at Wat Lokayasutharam / Ayutthaya (図 17)



図 17 ワット・ローカヤスタラムの涅槃像

Ayutthaya2020 <http://www.ayutthaya2020.com/phranoon.asp> より

アユタヤ中期の様式で、レンガを積み上げたあとに漆喰で固めて造られた¹⁰。1954 年¹¹にレンガとセメントで修復されて今の形になっている¹²。長さは 42 メートル、高さ 8 メートル、頭を蓮華の枕にのせ右手で支えるスタイルである。左手は太ももの上に沿わせている (図 18)。



図 18 体側に沿わせる左手と足部 (筆者撮影)

足はスクエア状に重ねられ指の長さは均等である (図 19)。Ayutthaya2020¹³の記事によるとすべての仏

陀がそうであると記載されている。風化しており、仏足文は確認できなかった。頭は北を向き顔は西を向いている由緒正しい涅槃像である (図 20)。



図 19 足裏 (筆者撮影)

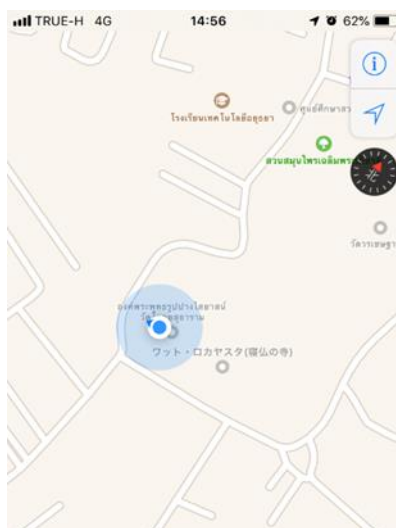


図 20 仏像の向き (筆者計測)

3.5 Reclining Buddha at Wat Khao Angkhan / Buriram (図 21)

ブリラムの南、火山の上にある寺に安置されている涅槃仏は、現在屋根をかける工事が行われていた (図 21)。その前は屋外に置かれていたようで、比較的新しいものと思われる。ゴールドの布が掛けられていたが、インターネットの情報¹⁴によりその全

¹⁰ 前田耕作監修,『カラー版 東洋美術史』,美術出版社, 2000 年, pp114-115

¹¹ 資料によっては 1956 年に復元との記載あり。

¹² Ayutthaya 2020 <http://www.ayutthaya2020.com/phranoon.asp> 2019/11/30 17:22 アクセス

¹³ Ayutthaya 2020

<http://www.ayutthaya2020.com/phranoon.asp> 2019/11/30 17:22 アクセス

¹⁴ トリップ・アドバイザー

https://www.tripadvisor.jp/ShowUserReviews-g2060545-d374805-9-r215112005-Wat_Khao_Angkhan_Temple-Nang_Rong_Buriram_Province.html#photos;aggregationId=101&albumid=101&filter=7&ff=188033472 2019/11/30 17:25 アクセス

容を見ることができた。資料がなく、全長及び高さが不明である。眼は閉眼と見える。三角形の枕に頭をのせ（図 22）、右手は伸ばして太ももに沿うように床に置かれている。左手は体側に沿わせ掌を下に向けている。足は扁平足でスクエア状に重ねられ指の長さは均等である（図 23）。衣文は法衣が自然に垂れるようにあらわされている（図 23）。頭の向きはほぼ東向き、顔は北を向いている（図 24）。



図 21 ワット・カオ・アンカーンの涅槃像（筆者撮影）



図 22 頭部



図 23 屋根がかけられる前の姿

図 22、23 共にトリップ・アドバイザー

https://www.tripadvisor.jp/ShowUserReviews-g2060545-d374805-9-r215112005-Wat_Khao_Angkhan_Temple-Nang_Rong_Buriram_Province.html#photos;aggregationId=101&albumid=101&filter=7&ff=188033472 より

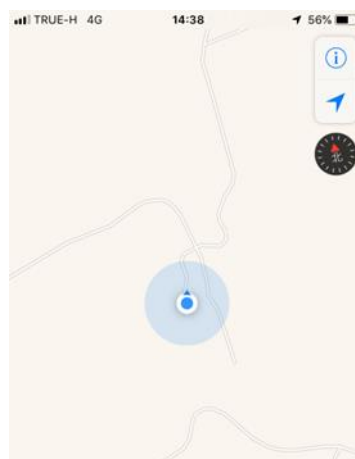


図 24 仏像の向き
(筆者計測)

3.6 タイの涅槃仏のまとめ

タイの涅槃仏 5 体を見てきた。ブリラム県ワット・カオ・アンカーンの涅槃仏を除き、4 体が右手で頭を支えるスタイルであった。左手はすべての仏像が左体側に沿わせておいている。足はすべての仏像が扁平足でスクエア状に重ね、足指は均等の長さであった。仏足文はワット・ポーとサムットプラカーン県のワット・バンプリヤイクランの像に認められた。アユタヤ県の 2 体の石像以外は金色に塗られている。仏像の向きは一定ではなく、当初想像したような頭は北向き、顔は西向きと厳密に位置されているわけではないことが分かった。

4.おわりに

日本とタイの涅槃像について、日本は猪川（1982）を参照し画像にて観察できたことを、タイは実際に訪れて拝観した像の観察にて得られた特徴について述べてきた。以上について文献をもとにまとめる。

まず、タイでは容易に目にする涅槃像は日本においては数が圧倒的に少ない。それは、涅槃仏が上座部仏教の寺院建築の大きな特徴である¹⁵ことから考えると、大乘仏教の伝播した日本では比して数が少ないと言える。

次に、タイでは大きな涅槃像が目立つのに対し日本では人間と等身大に造られたものが大半を占めた。鎌倉時代の仏像彫刻が盛んであった時期は、ガンダ

¹⁵ 島田裕巳監修『南伝仏教』, 世界遺産で見る仏教入門, 2014, 株式会社世界文化社

一ラ仏をもとにした等身大のものが多くつくられていた。しかしながら、昨今では日本でも巨大な涅槃像を安置する寺院が増えている。タイにおいても古い時代のものだけでなく、現在進行形で大きな仏像が造られていることから、今後は日本の新しい仏像についても安置に至った経緯や様式など資料とする必要を認めるものである。また、タイにおいても小さなものから等身大のものなどさまざまな大きさの涅槃像があり、大きさの違いは絶対的とは言えない。

次は仏像の彩色について、日本の仏像の多くが現状をとどめており、木造の素地の色がそのまま現れ黒褐色様の像が多い。造られた当初に彩色があったことが確認されても塗りなおされることはない。それに対しタイの仏像は、アユタヤの像が現状をとどめていると言えるが、黄金に塗られているものに目を奪われる。仏像を黄金に塗るのは、タイでは、信仰の観点から仏は常に光輝いておらねばならない (Kuwano, 2011)¹⁶からである。寺を訪れると入り口付近でいくばくかのお金をタンブン¹⁷し線香や花に引換え仏像に供える。その線香や花と共に何枚かの金箔が添えられており、信者はそれ仏像に貼り祈りを捧げる。その行為は涅槃像に限らず仏像全般の等身大相当の大きさのものから小さい像に見られた。巨大な仏像は信仰のシンボルとして、等身大から小さいものは信者が触れるものとして区別されているように考える。そして信者は常に釈迦が黄金に輝くように気を配るのである。

最後に造作について、日本、タイともに開眼、閉眼があり仏陀の入滅の前後を判断するものと考えられる。多くが右手枕とし、左手を左体側に沿わせるスタイルであった。注目していた足について、タイの涅槃像が扁平足でスクエア状に重ね指の長さが均等であるのに対し、日本の涅槃像は下側になる右足先を少し前方に向け左足先をずらして開いている。指の長さは人間様で親指から小指にかけて短くなっている。実際に拝観していないので足裏の足文は確認できていないが、立体的に彫られた様子が見られるので偏

平足になっているとは考えにくい。タイにも足を重ねず日本の仏像と同様の形を呈しているものもある。今回の調査では足の形の違いによる涅槃仏か寝仏かという定義にかかわる問題は解決に至らなかった。また調査中に涅槃仏の形は9種類に及ぶとの情報を得た。これらの資料を読み解きながら引き続き考察を深めていきたいと思う。

¹⁶ [Kuwano]A Comparison between Japanese and Thai Buddha Images. Japanese Studies Journal ,2011, Vol.28 p118

¹⁷ 善を行い、徳を積むこと。

メディアの中の料理の味
- 「食ベログ」の中の言説分析を中心として -

増子保志
日本国際情報学会

The taste of cooking in the media
- Focusing on the discourse analysis in "Taeburogu" -

MASUKO Yasuhi
Japanese Society for Global Social and Cultural Studies

1. 研究の目的と背景

最近の食に関する報道における情報量の多さには目を見張るものがある。テレビやネット上には四六時中、食に関する情報が氾濫している状況である。こうした食に関する情報が蔓延している中で中心的な存在を占めるのが、グルメレビューサイトと称する「食ベログ」である。一般人が、料理店を選ぶ際に重視されるサイトであり、食ベログ内で付加される評点は、料理店の営業実績に強い影響力を持つ。しかしながら、その採点方法の曖昧さや、「やらせ」の存在など各種の問題点が指摘されている。

本研究では、日本最大のグルメ評価サイトである食ベログサイトの中の「口コミ」において「料理の味」がどのような言説によって表現されているのかについて、考察を行う。時間と紙面の都合及び筆者の個人的関心から今回はその中でも日本蕎麦に関する口コミ中の言説を中心に考察を行うものとする。

2. 研究の方法

本研究では、数多くの料理の中から麺料理、特に伝統的な我が国の麺料理である日本蕎麦の料理の味に関する評価を比較検討する。現在の日本蕎麦業界には、高級志向の手打ちを中心とした蕎麦店と町場系の蕎麦店、ファストフードの一つとして認識されている立ち食い蕎麦店の三業態が営業を行っている。

今回は比較検討資料として、食ベログサイトにおける、この三業態の内、高級蕎麦店と立ち食いそば店の口コミ評価の中で料理（蕎麦）の味についての言説の比較検討を行う。

今回、上記二業態を比較検討資料として採り上げた理由は、価格や使用食材の品質に大きな差異が見られることから、比較検討する上で有益と判断したものである。多少、恣意的ではあることは否めないが、食ベログサイトの東京における上位10店を資料として使用し、その口コミでの言説の分析を行うものとする。

3. 先行研究

松長¹は情報の信頼性という観点から、インターネットの普及によって、従来のメディアに加えてCGM (Consumer Generated Media) が形成され、消費者からの情報が大量に発信されるようになったものの情報に対する受信者の信憑性が低下していることを指摘している。信憑性の評価に食ベログサイトを列記しているものの、特に具体的な言説を比較検討したものではない。

著者自身の検索技術の未熟さもあり、他に先行研究と思われるレポートはみられなかった。最も、当研究の様な「何ら学問的に資するところが無い内容」であることも他に論文が見当たらない理由であろう。しかしながら、著者は「社会に役立てる」ことも重要であるとは認識しているが「知りたい」という好奇心を持つことも重要であるとの考えから、この研究を行ったことも付け加えておく。

¹ 松長基史「CGM情報の信憑性評価に関する研究」慶應義塾大学修士論文。2013年。

4. 食べログとは

食べログは、カカコムグループ²が運営するグルメレビューサイトである。コンセプトは「ランキングと口コミで探せるグルメサイト」。ユーザーの口コミと共に全国のレストラン情報が掲載されており、2005年3月にサービスを開始している。

ユーザーはアカウント作成すると、レストランの口コミ情報や画像の投稿ができる。口コミは後から修正することが可能である。口コミの採点は「料理・味」「サービス」「雰囲気」「CP（コストパフォーマンス）」「酒・ドリンク」の5つの項目で評価され、各店の細やかな傾向をわかりやすく伝えることを目指している。

ユーザー登録してから一定回数以上の投稿を行った後でないと、店舗への採点に反映されず、また極端に低い評価をつけることは不可能なシステムとなっている。

投稿したコメントが全て掲載されるわけではなく、以下の口コミはお店の紹介ページには反映されない

- ① 本文が100文字未満のもの
- ② 訪問月が入力されていないもの
- ③ 昼/夜が選択されていないもの
- ④ 一定件数以上の口コミを投稿していないレビュアーによるもの

また、以下の場合には、ガイドライン違反であるとして食べログ側が修正を依頼、削除する場合があるとしている。

- ① 主観的な表現でない、断定的な表現のもの（例：こんなまずい店に行く価値はない）
- ② ユーザーが実際に食事をしていないもの（例：態度が気に入らなかったため食べずに帰った）
- ③ 特定人種に対する決めつけ、批判・差別にあたるもの（例：〇〇人だから接客レベルが低くても仕方ない）
- ④ 店へ悪影響を及ぼしかつ事実関係の確認が困難なもの（経費削減のためエアコンをつけていない）

店舗への口コミ採点は5点満点中3点を基準点としておりユーザーの口コミ採点により上下変動する。

² 株式会社カカコムは、日本のインターネット関連サービス事業を行っている企業で東京証券取引所一部上場、1997年（平成9年）設立。

（ただし、各ユーザーはそれぞれの基準で点数を設定しているため、各ユーザーのレビューにおいて3点が必ずしも平均的な点数というわけではない）。採点に関する厳密な計算式は食べログより公開されていないが、単純平均ではなく加重平均であることを明らかにしている。しかしながら、店舗への口コミ採点が、ユーザーの口コミ採点の（平均ではなく）最低点よりも低い点数となっている場合もあり加重平均でも説明がつかないため、ユーザーの口コミ採点以外の方法でなんらかの点数操作が行われている可能性が指摘されている。

店舗の点数算出は毎月第1火曜日と第3火曜日の原則月2回更新される。したがって、レビュアーの採点が店舗の評価として反映されるまで口コミ投稿日から最長約2週間程度のタイムラグが発生する。

2012年3月1日、「レビューのやらせ問題（後述）」への対策として、点数算出アルゴリズムの大幅な見直しが行われた。³

評価点の偏りを検証したサイトにより、3.6付近の評価が異常に多く、3.8を超える評価は極端に少ないと、評価点の分布に偏りがあることが判明している。⁴

このような、各種の問題点を内包した「食べログ」ではあるが、評価の中心となる料理の味が、どのような表現で記述されているのかについて「日本蕎麦」を例として以下分析を行う。

5. 日本蕎麦の味に関する言説

食べログの口コミの構成には、概ね次の様に構成される傾向が多く見られる。

- ① お店の紹介（場所、外観、内観等、ハード面についての言説）
- ② 口コミ者が食した料理の紹介とその感想
- ③ 味やお店の総評

ここでは、②の口コミ者が食した料理の紹介とその感想の中の言説を取り上げる。

麺料理は基本的に、麺単体、スープ（つゆ）、トッピング

³https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0403M_U2A100C1CR8000/?dg=1（2020年6月14日アクセス）

⁴https://clean-copy-of-onenote.hatenablog.com/entry/tabelog38_problem（2020年6月14日アクセス）

ング類の三要素で構成されている。ロコミでもこの三要素を中心として料理の評価がなされており、本研究でもこの三要素を例に挙げる。

1) 麺に関する言説

日本蕎麦における麺の種類としては、「二八」と「十割」が挙げられる。これは麺に含まれるそば粉と小麦粉の比率を表したものであり、見た目や食感による相違を評価の中で取り上げられることが多く見られる。

また麺の性状としては、「生麺」か「茹で麺」（既に茹で置きされているもの）があり、高級店では、店で手打ちされた「生麺」使用が前提であるのに対して立ち食い店では「生麺」と「茹で麺」との比率が3対7程度の割合で提供されている。高級蕎麦店では、生麺使用が前提なので、その相違について表現されることは皆無だが、立ち食い蕎麦店の場合、店によって「生麺」を使用するケースもあり、評価対象にされることがある。

さらにそば粉の産地による味や香りの違いが指摘されているが、評価の中ではあまり重要視されていない傾向にある。

次に具体例を挙げる。

a) 高級蕎麦店の麺に関する表現

いつ食べても変わらない甘みを感じる美味しい二八そば

そば本来の風味を残すような印象で

緑がかった色のつやつやのエッジが立った細打ち蕎麦

相変わらず、非の打ちどころのない見事な仕上がりである。

食感を残したそばの状態も良かった

見るからに輪郭ハッキリしたそばの繋がり

香りも良くかなり美味しい

このレベルの仕事をコンスタントに維持している香り、コシ全て合格

細打ちのそばとの相性も楽しい

b) 立ち食い蕎麦店の麺に関する表現

色白の細麺、口当たりが良い

立ち食いのふにゃふにゃ麺です

茹で置きじゃないのでそれなりに美味しいです

茹で加減は気持ち緩め

歯応えのあるそば

切れのいい麺

喉越しが良い

香りが濃い

多少芯がある？

自家製麺美味し

2) つゆに関する言説

日本蕎麦における「つゆ」は、見た目からも判断可能な「醤油」「味噌」「豚骨」等多種が存在するラーメンとは異なり、基本的につゆは、かえしと出汁で構成される。それ故、つゆに関する言説には、その構成要素である、かえし⁵と出汁⁶に関する言説に限られている。

a) 高級蕎麦店のつゆに関する表現

優しい舌触りのつゆ

返しの丸みがいいのと甘みの余韻が残るのが印象的

印象的な鯉節の華やかさと旨味がバランスよく出ている

辛汁でありながらまとめがいい

そばの風味と絶妙に重なり合って絶品

しっかり効いていて

返しが効いているやや濃い口で鯉の出汁も

濃厚で美味しい

見るからに美味しそうな透き通った薄茶褐色な蕎麦つゆ

返しの軽やかさと濃厚な醤油、鼻を抜ける出汁の香り

b) 立ち食い蕎麦店のつゆに関する表現

風味豊かな上品なカツオ出汁

カツオ出汁が濃かったですが、醤油がきつくなく少し甘めでした

色は濃いけど出汁が効き過ぎず醤油も控えめ

⁵ かえしは濃口醤油と砂糖、味醂等を煮て作る。

⁶ 出汁は昆布、削り節、しいたけ、いりこなどを用いて煮出したもの。

出汁の芳醇な香りが贅沢な和の香り
澄んだ出汁加減
かえしと出汁のバランスが絶妙です。
マイルドです
出汁の旨味
さすがに旨い
かつお節の風味

3) トッピング（天ぷら）に関する言説

日本蕎麦におけるトッピングには、ナルト、ワカメ、
葱などの彩系のトッピングと天ぷらを主とする副菜
系のトッピングが存在する。ここでは、副菜系の中
心である天ぷらを例としてその言説を見る。

a) 高級蕎麦店の天ぷらに関する表現

カリと揚がっている。油切れ良く軽やか
食感が柔らかめ
カリ、サクではなくフワッとサクサク
衣は硬めだが、中はホクホクで旨味が濃い
上品な盛り付け
天ぷらは重くなくサクサクでどどん胃袋に入っ
ていき
〇〇さんが揚げる天ぷらは美味しいですね。
そんじょそこいらの天ぷら屋さんとは比較になら
ないほど美味しいです
海老天、もう美味しいとしか言いようがない
穴子天、なんて品の良い味なんでしょう

b) 立ち食い蕎麦店の天ぷらに関する表現

天ぷらはさっくり感があり、箸でつかむとハラハ
ラ落ちる感じ
揚げたてではないものの薄目の衣がサクサク
軽い衣で汁と馴染む
じわりと天ぷらが溶けだしてくる
玉葱好きなので、このワンサカ感はつつい惹か
れてしまう
表面はカリッ、中はファファ
サクッと歯応えがクニユ、中はトロっとした食感
ボリュームが素晴らしい
揚げ置きだけどこれくらいガリガリッと揚がって
いれば立ち蕎麦屋の天ぷら
としてはむしろ王道で美味しい

見た目からなかなかの個性を感じます

6. 結果

高級蕎麦店の麺に関する表現では、「甘味」「風味」
「色」「コシ」を中心とした五感で感じる言説が多く
見られる。

立ち食い蕎麦店では、「喉越し」「切れ」「色」と高
級蕎麦店と近似の表現が見られる一方で「茹で方」
「自家製麺」など高級蕎麦店では、当たり前物と
している要素をその意外性から記述している傾向に
ある。また、高級蕎麦店と比較して麺の性質が劣っ
ているという表現で立ち食い蕎麦屋としてのイメ
ージの形成を行っている部分が存在する。

つゆに関する表現では、高級蕎麦店及び立ち食い
蕎麦店共々、「舌触り」「返しの丸み」「芳醇な香り」
など抽象的な表現が多用され具体的に如何なる味な
のかの判断は困難である。

天ぷらに関する言説でも、両業態で「カリカリ」
「フワフワ」「サクサク」などの食感を中心としたも
のが多く、内容に関する表現は殆ど見られない。高
級店の評価においては、天ぷら専門店の味と比較す
ることで評価者が一種の「通」であることを暗に仄
めかしている表現も散見される。

7. 考察

日本蕎麦を構成する三要素ごとに使用されている
言説を見たが、その表現には、高級店、立ち食い蕎
麦店共々、特質すべきものは見られず、似通った表
現が共通して見られる傾向にある。また、抽象的な
表現が多用され、料理そのものの本質を表現したも
のは殆ど見られない。

さらに、他者の口コミ内の言説によって店や料理
に関するイメージが形成され、言説の一部に、借用
や表現の踏襲が多く、先入観が入っている傾向が見
られる。

評価点数の面から見ると高級店の10位が3.79で、
立ち蕎麦の10位が3.74と値段や品質では数倍の差
があるにもかかわらず、点数的には僅かな差しか見
られない。

また、料理の評価の部分は概ね口コミ文全体の3
割程度で殆どがお店の内観や外観、歴史、接客の感

想や自分が店を訪ねた動機で構成されており、料理の評価は意外にもその中心を占めない。

加えて、高級店評価の場合。高級店への訪問経験が一種のステイタス（常連化）になることで、高評価を付けることにも関連性があるのではないかと推測される。

以上から、食べログにおける口コミ評価は、料理そのものを評価している割合が少なく、料理自体の表現も抽象的な物が多く、その評点が如何なる根拠で付けられたものなのか不明である。

私見ではあるが、他者の評価点を加味（引きずられながら）しながら採点している傾向にあり、独自の判断で採点している評者は少ないと考えられる。

8・今後の課題

今後の課題として以下を提示する。

- ① 性別や年齢層による評価の差異について検討する。
- ② 今回は日本蕎麦、特に高級蕎麦店と立ち食い蕎麦店の言説に限定して考察を行ったが、ラーメンなど日本の国民食とまで言われている料理がどの様な言説で表現されているか？また、麺料理以外の他の料理における言説にも注目し、その関連性を調査したい。
- ③ 本研究では、恣意的に資料を取り上げ論じたに過ぎないので、さらに多くの資料を収集し統計的に処理する必要があると思われる。

9. まとめ

以上、見てきたように食べログは、殆どが内容的には同じような表現が列記され、料理そのものの本質を述べた記述は見られない。

さらに、料理に関する言説は単なる個人の感想にも拘らず、食べログの評点が店舗の営業状況に大きな影響を及ぼしかねない現況は憂慮すべき事態である。

食べログも含めてメディアが意図的に創り出した「メディアの中の料理の味」に惑わされることなく、恣意的に評価された点数に踊らされず、自分の目と舌で味わった上での正しい認識が今後は必要となってくるであろう。

付。試料として使用した店舗名（いずれも食べログ評価による東京の上位 10 位店）

（評価点数は 2020 年 6 月現在のもの）

- ① 高級蕎麦店
 - 土家 (3.99)
 - 手打蕎麦 じゅうさん (3.92)
 - 玉笑 (3.90)
 - らすとらあだ (3.89)
 - 吟八亭やざ和 (3.84)
 - 浅草じゅうろく (3.84)
 - 石臼挽き手打ち 蕎楽亭 (3.81)
 - 神田まつや (3.79)
 - 並木藪蕎麦 (3.79)
 - 室町砂場 (3.79)
- ② 立ち食いそば店
 - そばよし (3.74)
 - よもだそば (3.68)
 - 峠そば (3.67)
 - とんがらし (3.66)
 - かめや新宿店 (3.65)
 - そばうさ (3.65)
 - さだはる (3.64)
 - おくとね (3.63)
 - 京橋恵み屋 (3.63)
 - 四谷政吉 (3.63)

(参考サイト)

食べログ 東京 そば：

<https://tabelog.com/soba/tokyo/rank/>

食べログ 東京 立ち食い蕎麦：

<https://tabelog.com/tokyo/rstLst/RC010408/>

ペテンダックの御膳日記：

<https://ameblo.jp/petenduk/>

(いずれも 2020 年 6 月 14 日アクセス)

編集後記

新型コロナウイルスの影響で各方面に影響が出ています。学会活動においても三密を防ぐため研究会の中止や延期など研究発表の場が失われている状況にあります。

かかる状況下にも拘らず『Kokusai-joho』の第5号を無事発行することができましたことは、ご投稿頂きました方を始め、会員の皆様のご協力の賜物と感謝しております。

With コロナの新しい生活様式が提案され、今まで当たり前とってきたことが通用しなくなるこれからは、学問の分野においても「コペルニクス的転回」的発想が益々重視されることでしょう。

「役に立つ」研究も必要ですが「知りたい」という好奇心も研究には必要です。会員の皆様のさらなる研究の発展を希望しております。
新型コロナウイルスが早く終息することを祈りながら・・・。

(増子保志)